

京 都 市 会 時 報

特 集 号
平 成 17 年 回 顧

平 成 18 年 5 月

京 都 市 会 事 務 局 政 務 調 査 課

平成 17 年を顧みて

戦後 60 年となる平成 17 年、我が国は初の人口減社会に突入した。この年は、尼崎の JR 西日本脱線事故、アスベストによる被害、マンション等の耐震強度偽装、通学児童の痛ましい殺害事件など、人々の暮らしの中の、身近な安心・安全への信頼が大きく揺らいだ。

世界においては、ブッシュ米政権が 2 期目を迎える中、北朝鮮の核問題解決への多国間合意やイラクでの新憲法制定・連邦議会選挙などが遂げられたが、世界各地の「テロ」対「反テロ」の殺伐とした動きは依然やんでいない。また、中・韓国では、我が国の国連安保理常任理事国入りの動きや政府の歴史認識への反発などから、大規模なデモや暴動が発生し、我が国の両国との外交関係は厳しい状況に置かれた。こうした中でこの明るい話題は、地球温暖化防止に向けてこの京都の地で採択された「京都議定書」が、7 年の歳月を経てようやく 2 月に発効したことである。

国内においては、郵政民営化法案の参議院否決を機に、小泉首相は衆議院を解散し、二者択一的に国民にその信を問い、9 月総選挙の結果、自民党が歴史的な大勝を果たす一方、民主は結党後初の惨敗となり、共産・社民が現有勢力をほぼ維持した。自民・公明合わせ、全議席の 3 分の 2 を占める絶対安定多数を確保した第 3 次小泉改造内閣は、景気の回復基調にも乗って、郵政民営化法の成立のほか政府系金融機関の統合など、「小さな政府」路線を加速させた。地方分権関係では、三位一体の改革について、地方六団体等の取組を背景に、地方への 3 兆円の税源移譲などが果たされたものの、「地方の改革案」に沿った、真の地方分権の実現に向けては、なお多くの課題を残している。

京都市政においては、本市財政が依然非常事態にある中、17 年度予算は、基本計画第 2 次推進プランが掲げる将来の京都発展のための新規政策などの着実な実行と、市民サービスの水準の急激な低下を回避することを目指し、戦略的予算編成システムに基づき、財政健全化プランに示した方針を実行しながら、政策重点化枠予算の 6 つの分野への配分や区政策提案予算システムの導入、また各局主体の局配分枠予算の編成が進められた。

その他の市政の動きとしては、まず、4 月に京北町との合併があった。また主な条例では、地球温暖化対策条例やユニバーサルデザイン推進条例が 4 月に、斜面地等における建築物等の制限に関する条例が 8 月に、伝統産業活性化推進条例が 10 月に施行された。主な施設では、大規模災害時の災害救助活動拠点となる「消防活動総合センター」が 3 月に完成し、国の京都迎賓館も 4 月に開館した。更に主な計画として、子育て支援の総合計画「新「京・子どもいきいきプラン」」が 1 月に、安心・安全な暮らしの実現を目指す「京の安心安全ネット総合プラン」や人権施策の基本方針「人権文化推進計画」が 3 月に策定された。

市会においては、田中セツ子議長と久保省二副議長の退任に伴い、新たに第 72 代議長に巻野渡議員が、第 80 代副議長に日置文章議員がそれぞれ就任され、本格化する地方分権時代における魅力ある市会への舵取りが託された。また市会改革の取組では、市会改革検討小委員会の 1 年間の検討結果を 3 月に受けて、多くの改革項目が直ちに実行に移された。更に定例会等では、国保料算定方式の変更、敬老乗車証の一部負担導入、葬儀場建設問題、地下鉄運賃の改定や指定管理者の指定などが大きく議論となった。

本書は、京都市政のこの 1 年を回顧し、平成 17 年に起こった事柄の中からその主なものを取り上げて収録していますので、参考資料としてお役に立てば幸いです。

目 次

平成 17 年を顧みて	1
1 議長及び副議長の選挙，常任委員会の委員の選任等について	3
2 市会における取組等について	6
3 組織の一部改正等について	11
4 市財政について	25
5 京北町との合併について	33
6 京（みやこ）の安心安全ネット総合プランについて	40
7 公の施設の指定管理者制度の導入について	46
8 京都市人権文化推進計画の策定について	54
9 京都市伝統産業活性化推進条例の制定について	60
10 京都市発達障害者支援センター（愛称：かがやき）の開設について	64
11 みやこユニバーサルデザイン推進条例の制定について	66
12 新「京（みやこ）子どもいきいきプラン」の策定について	70
13 京都市斜面地等における建築物等の制限に関する条例の制定について	75
14 京町家まちづくりファンドの設立について	77
15 京都市消防活動総合センターの開設について	79
16 地下鉄の運賃改定について	82
17 学校運営協議会の設置について	87

資料

1 平成 17 年 市会本会議・常任委員会等開会数一覧	92
2 平成 17 年 請願等受理及び処理件数一覧	93
3 平成 17 年 市会本会議における議案審議件数一覧	94
4 平成 17 年 議案審議結果一覧	95
5 平成 17 年 月別・分類別図書増加数一覧	124
6 平成 17 年 月別・分類別図書及び資料貸出状況一覧	126
7 平成 17 年 年表	128

1 議長及び副議長の選挙，委員の選任等について

1 議長及び副議長の選挙

(1) 議長の選挙

平成 17 年 5 月 31 日の第 2 回定例会（本会議）において，田中セツ子議長の辞職が承認され，直ちに議長選挙が行われた。

投票の結果，第 72 代議長に巻野渡議員が就任された。選挙結果については，次のとおり。

投票総数	有効投票		無効投票
65 票	巻野渡議員	45 票	20 票

(2) 副議長の選挙

平成 17 年 5 月 31 日の第 2 回定例会（本会議）において，久保省二副議長の辞職が承認され，直ちに副議長選挙が行われた。

投票の結果，第 80 代副議長に日置文章議員が就任された。選挙結果については，次のとおり。

投票総数	有効投票		無効投票
65 票	日置文章議員	45 票	0 票
	藤原冬樹議員	20 票	

2 常任委員会及び市会運営委員会の委員の選任等

平成 17 年 3 月 18 日の第 1 回定例会（本会議）において，常任委員会及び市会運営委員会の委員の選任等（改選）が行われた。

(1) 常任委員会の名称，所管及び定数

従来どおり（別記 1）とされた。

(2) 市会運営委員会の委員数

従来どおりの 15 人とされた。

(3) 各委員会の委員の選任

常任委員会及び市会運営委員会の委員として，3 月 18 日の本会議において，それぞれ別記 3 に記載の議員が選任された。

各委員会の正副委員長の互選は、3月18日の本会議終了後に議場で開催された合同委員会において、議長から別記3に記載の議員を正副委員長として一括して指名推選する方法により行われた。

3 特別委員会の設置

(1) 特定の事件を調査する特別委員会

設置しないこととされた。

(2) 予算・決算を審査する特別委員会

従来どおり（別記2）とされた。

なお、委員の選任等については、第2回定例会以後、それぞれ本会議で、委員会の設置、委員の選任及び議案の付託を行った後、当該委員会を開催し、正副委員長の互選が行われた（委員構成と正副委員長については、別記3参照）。

（別記1）

常 任 委 員 会

名 称	所 管	委員数
財政総務委員会	総合企画局，総務局，理財局，産業観光局，収入役，選挙管理委員会，人事委員会及び監査委員の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項	13
文教委員会	文化市民局及び教育委員会の所管に属する事項	13
厚生委員会	環境局及び保健福祉局の所管に属する事項	13
建設消防委員会	都市計画局，建設局及び消防局の所管に属する事項	13
交通水道委員会	交通局及び上下水道局の所管に属する事項	17

（別記2）

予算・決算特別委員会

名 称	所 管	定 数	
普通予算 (決算) 特別委員会	第1分科会	総合企画局，総務局，理財局，文化市民局，産業観光局，収入役，選挙管理委員会，人事委員会，教育委員会及び監査委員の所管に属する事項並びに第2分科会及び公営企業等予算(決算)特別委員会の所管に属しない事項	23
	第2分科会	環境局，保健福祉局（市立病院事業を除く），都市計画局，建設局及び消防局の所管に属する事項	23
公営企業等予算(決算) 特別委員会	保健福祉局（市立病院事業のみ），交通局及び上下水道局の所管に属する事項	23	

(別記 3)

(平成 17 年 3 月 18 日現在)

委員会	常任委員会					市会運営委員会 (印理事)	特別委員会											
	財政総務	文教	厚生	建設消防	交通水道		普 通 予 算 決 算	公 営 企 業 等 予 算 決 算										
委員長	公 谷 口	自 井 上 (与)	共 加 藤 (広)	民 砂 川	自 加 地	自 北 川	自 小 林 (正)		共 井 上 (け)									
副委員長	自 国 枝	共 倉 林	公 曾 我	民 隠 塚	自 中 川	公 久 保 (勝)	自 津 田 (大)	共 ふ じ い	民 宮 本	共 井 坂	公 大 道	民 鈴 木	自 中 村 (三)	共 せ の お	公 津 田 (早)	民 山 口	自 田 中 (英)	公 井 上 (教)
定数	13	13	13	13	17 (欠3)	15	46 第1分科会 23 第2分科会 23		23 (欠3)									
自 民 23	4	5	5	4	5	5	8	8	7									
	国 中 村 西	枝 中 村 脇	磯 井 田 橋	辺 上 中 村 村	川 小 林 中 川	中 正 繁 川	青 内 津 田	木 海 中 大	加 藤 北 高 巻	地 盛 川 橋 野	北 川 繁 加 藤 中 川							
共 産 20	4	4	4	4	4	5	7	7	6									
	岩 倉 山	橋 林 本	赤 北 西	阪 山 野	加 藤 合 お 本	佐 樋 ふ 山	藤 口 じ 中	井 井 上 加 藤	坂 井 上 原	井 倉 西	坂 林 阪 お 野							
公 明 12	3	2	2	2	2	3	3	4	4	4								
	久 保 谷 湯	曾 竹 口 浅	我 内	久 保 大	柴 津 田	田 早	井 上 木 日	井 上 村 置	大 井 上 柴	道 田								
民 主 ・ 都 10	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	3	3						
	今 山 ※	枝 口	安 隠	孫 子 塚	小 林 山	宇 都 砂	宮 川	鈴 宮	木 本	鈴 山	木 岸							
無 所 属 1	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0								
				村 山														

※ その後の異動について

- 8 月 17 日 竹内議員 (公) 辞職
- 9 月 14 日 寺田議員 (自) 交通水道委員選任
- 〃 久保 (省) 議員 (公) 常任委員会所属変更 (財総から文教)

2 市会における取組等について

1 議員報酬の削減

議員報酬の 5 パーセント削減については、平成 13 年第 1 回定例会において議員提出の条例案を可決して以後継続してきたが、現下の厳しい財政状況を踏まえ 17 年度も引き続き実施するため、17 年 3 月 18 日の本会議において条例改正案を可決した。

2 市会改革の取組

(1) 市会改革検討小委員会の報告

地方分権時代にふさわしい、より市民に開かれた市会を実現していくため、市会運営委員会内に設置（16 年 3 月 29 日）された「京都市会改革検討小委員会」は、16 年 7 月 23 日から 17 年 3 月 9 日にかけて、13 回にわたり委員会を開会し、今後取り組むべき市会改革の内容を検討した。

その検討結果は、17 年 1 月 14 日及び 2 月 17 日に中間報告を、3 月 17 日に最終報告（別記 1）を市会運営委員会において行い、報告のとおり改革することを決定した。

京都市会改革検討小委員会の構成員（市会運営委員会理事）

委員 長	北 川 明	（自民）
委 員	井 坂 博 文	（共産）
	大 道 義 知	（公明）
	宮 本 徹	（民主）
	加 地 浩	（自民）
	倉 林 明 子	（共産）
オブザーバー	田 中 セツ子	議 長（自民）
	谷 口 弘 昌	副議長（公明）※

※第 1 回委員会からは、久保省二副議長（公明）

(2) 市会改革の具現化

ア 議決権の強化	4 諸規程の改正等 (3) (4) 参照
イ 議会運営のルール化	4 諸規程の改正等 (1) (2) 参照
ウ 委員会の公開の推進	3 委員会の公開の推進 参照
エ 政務調査費の公開	4 諸規程の改正等 (5) (6) 参照
オ 議員処遇の見直し	

退職議員処遇及び有功者表彰の見直し並びに市バス・地下鉄特別乗車券交付及び美術館等の入場券配布の廃止について、1 月 19 日に市長に対して申入れを行った。費用弁償については、4 諸規程の改正等 (7) 参照。

カ その他

海外行政調査の見直しは、平成 19 年度から実施する。

(別記 1)

平成 17 年 3 月 17 日

市会運営委員会
委員長 北川 明 様

京都市会改革検討小委員会
小委員長 北川 明

京都市会改革検討小委員会報告書

この度、京都市会改革検討小委員会では、今後取り組むべき市会改革の内容を、次のとおりまとめましたので、報告致します。

項 目	改 革 内 容	備 考
議決権の強化		
地方自治法第 96 条第 2 項に基づく議決事件の追加	地方自治法第 2 条第 4 項に基づき議決を経て策定する基本構想の具体化のために全市的観点から取り組む主要な政策を総合的かつ体系的に定める基本計画の策定等、及び姉妹都市提携について、新たに条例を制定し、議決事件に追加することにより、執行機関に対する市会の関与を強める。	2 月 17 日の中間報告書で報告済み。
契約に係る議決対象範囲の拡大	議会の議決に付すべき工事契約等の対象を、予定価格 1 件につき 5 億円以上のものから 4 億円以上のものに拡大し、市会の関与を強める。	2 月 17 日の中間報告書で報告済み。
議会運営のルールづくり		
政策に係る議員提出議案に関するルールづくり	政策に係る条例提案、議員の政策立案を推進するため、申合せを行い、積極的な提案と円滑な調整を図る。	2 月 17 日の中間報告書で報告済み。
議事進行発言のルール化	テレビ中継を行っている本会議における議事進行発言は、その日の質問及び答弁すべての終了後に行うことを申し合わせる。	2 月 17 日の中間報告書で報告済み。

委員会の公開の推進		
常任委員会のモニターテレビによる放映	正副委員長互選, 討論終了の委員会等を除き, 常任委員会の審議状況をモニターテレビ放映することにより, 市民に公開する。	2月17日の中間報告書で報告済み。
市長総括質疑のインターネットを通じた公開	予算・決算特別委員会の総括質疑について, 京都市会のホームページ上で, 生中継及び録画中継を実施する。	2月17日の中間報告書で報告済み。
政務調査費の公開		
政務調査費の公開	会派分, 個人分共に, 1件5万円以上の支出(事務所費, 人件費を除く)を対象として, 領収書等の証拠書類の提出を新たに義務付け, 政務調査費の使途の透明化を図る。	1月14日の中間報告書で報告済み。
	使途項目を見直し, 「会議費」及び「印刷費」を「会議費」, 「広報費」, 「資料作成費」とし, 「図書等購入費」を「資料購入費」とする。 収支報告書の様式を見直し, 政務調査費の支出の主な実績, 内容を記載する欄を新たに設け, 政務調査費の使途の一層の透明化を図る。	2月17日の中間報告書で報告済み。
議員処遇の見直し		
退職議員処遇の見直し	議員在職年数に応じ支給されている, 市バス回数券, 市バス・地下鉄特別乗車券, タクシープリペイドカードの廃止を市長に申し入れる。 美術館等の優待も廃止するよう市長に申し入れる。	1月14日の中間報告書で報告済み。 1月19日に市長に申し入れ済み。
有功者表彰の見直しの要請	表彰は10年及び20年のみとするよう市長に申し入れる。	
市バス・地下鉄特別乗車券交付の廃止の要請	廃止するよう市長に申し入れる。	
美術館等の入場券の配付の廃止の要請	廃止するよう市長に申し入れる。	
費用弁償の見直し	10,000円に引き下げる。	1月14日の中間報告書で報告済み。
その他		
海外行政調査の見直し	旅費支給限度額は議員一人につき100万円, 期間は14日以内とする。	1月14日の中間報告書で報告済み。

3 委員会の公開の推進

(1) 常任委員会におけるモニター放映の実施

従前から実施している予算・決算特別委員会のモニター放映に加え、17 年度から常任委員会についてもモニター放映を開始した。

(2) インターネット議会中継の実施

予算・決算特別委員会の市長総括質疑について、17 年第 3 回定例会から京都市会のホームページ上で、生中継及び録画放映を開始した。

また、同定例会会期中の交通水道委員会の市長総括質疑についても、生中継及び録画放映を実施した。

4 諸規程の改正等

(1) 政策に係る議員提出議案に関する申合せ（17 年 2 月 17 日議運決定）

政策に係る議員提出議案について、円滑かつ効率的な立案事務を進めるため、議案提出前の手続について申し合せた。（2 市会改革の取組 参照）

(2) 本会議における議事進行発言の取扱いに関する申合せ（17 年 2 月 17 日議運決定）

テレビ中継を行っている本会議における議事進行発言について申し合せた。

(3) 市会の議決に付すべき事件等に関する条例（17 年 3 月 18 日議決）

地方自治法第 96 条第 2 項の規定に基づく市会の議決に付すべき事件等について定めた。（2 市会改革の取組 参照）

(4) 議会の議決に付すべき契約及び財産又は処分に関する条例の一部を改正する条例（17 年 3 月 18 日議決）

議会の議決に付すべき契約の予定価格の金額を 1 件 5 億円以上から 4 億円以上に拡大した。（2 市会改革の取組 参照）

(5) 政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例（17 年 3 月 18 日議決）

1 件 5 万円以上の政務調査費の支出（事務所費，人件費を除く。）については，収支報告書の提出に併せて，領収書等を添付することとした。（2 市会改革の取組 参照）

(6) 政務調査費の交付に関する条例施行規程の一部を改正する規程（17 年 3 月 22 日決定）

政務調査費の使途基準の項目の見直し，収支報告書の様式の変更等を行った。（2 市会改革の取組 参照）

(7) 報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例（17 年 3 月 18 日議決）

市会議員が定例会等に出席したときの費用弁償の額について，平成 17 年 4 月 1 日以

降の出席分から、1日につき1万円とした。(2 市会改革の取組 参照)

(8) 市会情報公開条例の一部を改正する条例(17年3月18日議決)

京北町の区域の編入(17年4月1日)に伴い、経過措置を定めた。

(9) 市会議員の報酬の額の特例に関する条例の一部改正(17年3月18日議決)

議員報酬の5パーセント削減の期間を1年間延長した。(1 議員報酬の削減 参照)

(10) 委員会モニターテレビによる放映に関する要綱の一部改正(17年2月17日議運決定, 3月25日改正)

正副委員長互選, 討論終了の委員会等を除き, 常任委員会の審査状況をモニターテレビで放映することとした。(3 委員会の公開の推進 (1) 参照)

(11) 予算・決算特別委員会市長総括質疑に係るインターネット動画配信録画放映DVDの議員への貸出しに関する申合せ(17年9月14日理事懇談会決定)

インターネット動画配信の実施に伴い, 録画映像DVDの議員への貸出しに関して申し合せた。(3 委員会の公開の推進 (2) 参照)

(12) 会議規則の一部改正(17年12月16日議決)

配布する会議録に掲載しない事項として, 個人情報であって個人の権利利益を著しく害するおそれがあると議長が特に認めるものを加えた。

(13) 個人情報保護条例の一部改正(17年12月16日議決)

個人情報保護法の施行(17年4月)を契機に, 地方議会において制度導入が進んでいる状況を踏まえ, 市会を本市個人情報保護条例の実施機関とした。

3 組織の一部改正等について

1 市長部局の組織改正と人事異動（特に記載のないものは4月1日付け）

(1) 組織改正

平成17年度は、「新京都市都市経営戦略」の下、「政策推進」、「市政改革」、「財政健全化」の3つのプランに掲げる項目の本格的な実施を図り、経営感覚とスピード感のある市政運営を実現することで、新しい地域主権の時代を京都から切り開いていくための飛躍の年である。このため、17年度の組織改正においては、政策重点化方針に掲げる重点政策分野を中心とした「選択と集中」のより一層の徹底を行い、引き続き厳しい財政状況にあっても、世界の中でも存在感のある京都の実現を目指すため、国家戦略としての京都創生、地球温暖化対策、力強い京都経済の再生などの重要施策を推進するための執行体制の充実及び強化を図るとともに、各区の独自性を生かした主体的な組織運営の推進を図ることとした。また、京北町との合併に伴い、本市と京北町との一体化を速やかに推進し、行政サービスを、住民の皆様にとって利用しやすく、かつ、効率的に提供できるよう、現地における執行体制の整備を行った。

ア 国家戦略としての京都創生を推進するための体制の整備

日本の歴史や文化の象徴である京都を国家財産として守り生かす京都創生の実現に向けた調査、研究、国への提案・要望活動や、京都創生の気運を高める取組を推進するため、総合企画局に「京都創生推進室」を設置した。また、京都創生策（案）に掲げる重要施策の一つである京都の景観の保全及び再生を強力に推進するため、都市計画局都市景観部に、景観法の制定を契機とし、歴史都市・京都にふさわしい、新たな景観施策の調査、研究及び企画等を集中して行う「景観企画課」を3年間の時限的な組織として設置した。

イ 地球温暖化対策を推進するための体制の整備

京都議定書の発効年にふさわしい、地球温暖化対策を中心とした環境政策の一層の推進を図るため、環境局環境政策部の名称を「地球環境政策部」に改めるとともに、同部地球環境政策課に、地球温暖化対策条例に基づき、温室効果ガスの排出量が相当程度大きい事業者等に対する指導を行う「事業者指導係長」を設置し、併せて、地球温暖化対策計画の策定をはじめとした地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進する組織である同課の名称を「地球温暖化対策課」に改めた。

また、市長を本部長とし、副市長、収入役、各局区長等で構成する「地球温暖化対策推進本部」を設置し、市政のすべての分野において地球温暖化対策の推進を図った。

ウ 力強い京都経済の再生を図るための体制の整備

(ア) 産学公の連携による新産業の創出に向けた体制の整備

平成14年度から3年間の時限的組織として設置したスーパーテクノシティ推進室の成果を引き継ぎ、産業の活性化を強力に推進するため、商工部にバイオシティ構想や知的クラスター創生事業の推進など産学公の連携による新産業の創出や新規成長分野への支援に関する業務を担当する「産学連携推進課」を設置するとともに、地域プラットフォーム事業などベンチャー企業等の支援に関する業務については、同部経済企画課の担当する中小企業への金融・経営支援業務と併せて、同部産業振興課に集約して実施することとした。

(イ) 京北町との合併を契機とした農林業の振興を図るための体制の整備

農林業を基幹産業とする京北町との合併を契機とし、観光農村づくりの推進や環境保全型の森林整備など市民に身近で環境にやさしい農林業のより一層の振興を図るため、農林部の名称を「農林振興室」に改め、局長級の室長を配置するとともに、京北町域の農林業の振興に関する事務を行う「京北農林事務所」を設置した。

(ウ) 中央卸売市場の活性化を推進するための体制の整備

新鮮で安心、安全な食料品の供給に大きな役割を果たしている中央卸売市場の更なる活性化を推進するため、中央卸売市場第一市場業務課に新係長制を導入するとともに、同課に「市場活性化係長」を設置した。

エ すべての市民が安らぎを持って暮らせる社会の実現に向けた体制の整備

(ア) みやこユニバーサルデザインの推進体制の整備

みやこユニバーサルデザインの推進に関する施策を総合的に実施するための指針の策定等を行うため、「みやこユニバーサルデザイン推進プロジェクトチーム」（保健福祉局保健福祉部に新設する担当部長をチームリーダーに、関係局の部課長で構成）を、事務分掌規則上の横断的組織として設置するとともに、保健福祉局保健福祉部保健福祉総務課に「みやこユニバーサルデザイン推進係長」を設置した。

(イ) 児童虐待の防止と障害児等に対する相談及び療育の充実

児童虐待の増加に対して適切な対応を図るとともに、自閉症等の発達障害児を含む障害児等に対する相談及び療育を一元的に行うため、児童福祉センター児童相談所支援課の障害児担当、同センター知的障害者更生相談所及び総合療育所を再編し、「発達相談所」（「発達相談課」及び「診療療育課」の2課で構成）を設置した。

(ウ) 発達障害者に対する専門的な支援体制の整備（11月1日付け）

「療育」を中心に「相談」、「就労支援」、「普及研修」の4つの機能を併せ持ち、発達障害者に対する支援を強力に行うための施設である「京都市発達障害者支援センター」の運営に関する責任執行体制の確立を図り、発達障害者に対する専門的な支援を実施するため、平成17年11月1日付けで、児童福祉センターに組織としての「発達障害者支援センター」を設置した。

オ 各区の個性を生かした区づくりを進めるための区長・支所長の権限の強化

各区の個性を生かした魅力あふれるまちづくりの推進や、区民の目線に立ったサービスの改革などを、区長・支所長のリーダーシップの下でより効率的、効果的に推進するため、平成16年度に本庁において実施した係制の廃止の取組をすべての区役所・

支所に拡大し、区長・支所長の裁量で係長以下のグループを編成できることとした。

カ 京北町との合併に伴う執行体制の整備

本市と京北町との一体化を速やかに推進するとともに、現地における行政サービスを円滑かつ総合的に執行するため、旧京北町役場の庁舎に、市民に身近な戸籍、住民基本台帳、税、国民健康保険、福祉及び保健に関する事務を行う「右京区役所京北出張所」、農林業の振興に関する事務を行う「京北農林事務所」（再掲）を設置するとともに、土木及び上下水道に関する事務を行うための職員を配置した。また、京北出張所長の指揮の下、災害時等においてこれらの体制を総合的、一体的に運用できるよう、京北農林事務所等の職員並びに土木及び上下水道に関する事務を行うための職員を、京北出張所に兼職又は併任させた。

既存の京北病院及び保育園（4所）については、それぞれ本市の事業所（「京北病院」、「ひかり保育所」、「弓削保育所」、「周山保育所」及び「細野保育所」）として引き継いだ。

キ 会計事務における不祥事の再発防止に向けた体制の整備

金銭及び物品の取扱いに係る不祥事の再発を防止し、市政に対する市民の信頼の回復を図るため、収入役の事務を補助する会計室に会計事務の検査、指導を一元的に担当する「検査指導係長」を設置した。

ク 組織運営における機動性の向上（係制の廃止の取組の拡大）

機動的な組織運営によって、事務事業を最も効率的、効果的な体制で推進できるよう、次の組織において、係を廃止し、新係長制を導入した。

(ア) 元離宮二条城事務所

(イ) 中央卸売市場第一市場管理課及び業務課（再掲）

(ウ) 中央卸売市場第二市場業務課及び施設管理課

(エ) 農業指導所

(オ) 区役所及び区役所支所（再掲）

ケ 効率的な執行体制の整備のための事業所の見直し

(ア) 京都市立病院の運営をより効率的に実施するとともに、病院再整備等の課題に的確に対応するため、京都市立病院事務局の経理課を管理課に統合して、一元的に事業を推進することとした。

(イ) ごみの減量化により、クリーンセンターを5工場体制から4工場体制に再編するため、西部クリーンセンターを廃止した。

(ウ) 市営葬儀事業に対する市民の需要の低下に伴い、市営葬儀事務所を廃止した（4月26日実施）。

コ その他事務事業をより効率的、効果的に推進するための体制の整備

(ア) 財務会計システムの導入による事務の効率化に伴い、会計室の会計課及び物品会

- 計課を廃止するとともに、同室に室長を補佐する「次長」を設置した。
- (イ) 市民との情報の共有化の一層の推進を図るため、市政情報総合案内コールセンターの開設に係る事務を総合企画局情報化推進室情報政策課から同局市長公室広報課に移管するとともに、同課に「広報係長」及び「広聴係長」を設置した。
 - (ウ) 法定外公共物に係る土地境界明示の事務の増加に対応するため、建設局道路部道路明示課に「明示第三係長」を設置した。
 - (エ) 生活保護世帯数の増加に対応するため、西京福祉事務所支援保護課に「保護第二係長」を設置した。
 - (オ) 障害者施策に係る支援費制度に関する審査及び支払の事務を保健福祉局保健福祉部障害企画課から同部障害保健福祉課に移管することに伴い、障害企画課支援費係長を廃止した。
 - (カ) 都市計画局建築指導部指導課及び審査課の事務分担を見直し、建築基準法に基づく許認可事務を指導課に集約するとともに、建築基準関係法令に関する相談及び審査を審査課に一元化した。
 - (キ) 住環境整備事業に係る企画及び調査の事務を都市計画局住宅室住宅政策課から同室すまいまちづくり課へ移管することに伴い、住宅政策課計画係長を廃止した。
 - (ク) 担当する事務の内容を、市民に分かりやすいものとするとともに、位置付けを明確化するため、次の課の担当係長に固有の職名を付与した。
 - a 総合企画局情報化推進室情報政策課
 - b 総合企画局情報化推進室情報統計課

(2) 人事異動

上記の組織改正を踏まえるとともに、引き続き厳しい財政状況にあっても、「ますもとマニフェスト」をすべて盛り込んで策定した「京都市基本計画第2次推進プラン」を着実に推進していくため、「経営感覚とスピード感のある市政運営の実現」を主眼として、市役所の隅々にまで改革の気風がみなぎるよう、次のような人事異動を行った。

ア 重要施策を推進する体制の整備

「定数枠配分方式」や「指名人事制度」に基づき、局区長のマネジメント機能の強化と組織内分権を更に進めることにより、限られた人員を効率的に配置できるよう、「選択と集中」をより一層徹底し、重要施策を推進する体制を整えた。

イ 庁内の一体感の醸成

全庁、全職員が、従来の仕事の進め方に捕らわれることなく、一丸となって改革に取り組むことができるよう、任命権者間や局区間での人事交流を促進し、庁内の一体感の醸成に努めた。

ウ 区役所の更なる活性化を進める体制の整備

「区長による区行政のマネジメント機能の強化」、「区長を補佐する能力、資質を備えたスタッフの配置」、「改革の推進に向けた職員の意欲の高揚」の3点に重点を

置き、庁内公募の実施や、局区間の人事交流を促進し、区役所の更なる活性化を進める体制を整えた。

(3) 組織数及び異動規模

ア 組織数

		改正前	改正後	差引増減
本 庁		9局37室・部97課	9局36室・部99課	1室減2課増
会 計 室		1室2課1センター	1室1センター	2課減
事 業 所	第1類	13所40課32係	13所40課24係	8係減
	第2類	54所63係	53所50係	1所減13係減
	第3類	35所	35所	増減なし
区 役 所		11区3支所42部150課294係注	11区3支所42部150課15所	279係減
大 学		2校8課3係	2校8課3係	増減なし

※ 京北町合併関連の組織を除く。

注 区役所の係には係相当の出張所(15所)を含む。

計	部相当	1減
	課相当	1減
	係相当	300減

(京北町合併関連の組織数)

区 分		内 訳	
事 業 所	第2類	2所4係	
	第3類	4所	
区 役 所		1出張所(課相当)	
		課相当	3
		係相当	8

イ 人事異動総数及び内訳

異 動 総 数		914人(うち昇任 320人)
内	局 長 級	17人(うち昇任 9人)
	部 長 級	52人(うち昇任 23人)
	課 長 級	239人(うち昇任 63人)
訳	課長補佐級	192人(うち昇任 113人)
	係 長 級	414人(うち昇任 112人)

2 消防局の組織改正と人事異動（4月1日付け）

(1) 組織改正

ア 指令課等の設置について

年々増加する119番通報への対応や災害情報を収集、集約し、出動部隊を統制する指令管制に加え、あらゆる危機事象から市民の生命、身体、財産等を保護するために策定された京都市危機管理基本計画を効果的に運用するに当たり、夜間及び休日等の全市的な初動対応を迅速かつ的確に行うため、消防指令センターを安全救急部から、警防部に新たに設置する「指令課」に移管し、災害初期の情報収集体制の強化と災害対応部門の充実を図った。これに伴い、指令課長等を新たに配置した。

また、消防・防災通信のデジタル化や水災予測システム(仮称)の整備促進を始め、発展するIT(情報通信)技術に的確に対応していく技術部門として、安全救急部に「情報通信課」を設置した。これに伴い、「災害情報管理課」を廃止した。

イ 消防・救急活動体制の強化

京北町の合併に伴い、新たに右京消防署京北消防出張所を設置し、消防隊と高規格救急車を運用する救急隊を配置した。これに伴い、京北消防出張所における消防・救急活動体制を強化し、消防団及び地域の指導を推進するため、同出張所に毎日勤務の係長級職員を配置した。

また、消防出張所における消防・救急活動体制を強化するため、右京消防署御室消防出張所に交替制勤務の係長級職員を配置した。

ウ 新係長制の導入

組織の機動性を高め、多様化する消防行政に効率的かつ適切に対応していくため、安全救急部「市民安全課」、「救急課」、「情報通信課」及び警防部「消防救助課」の係制を廃止し、これらの課及び警防部の「警防計画課」に新係長制を導入した。

(2) 組織数及び異動規模

ア 組織数

	改正前	改正後	増 減
消防局	6部14課22係	6部15課14係	1課増8係減

イ 人事異動総数及び内訳

	異 動 総 数	156人（うち昇任31人，昇格18人）
内 訳	局 長 級	—
	部 長 級	12人（うち昇任 7人，昇格 3人）
	課 長 級	52人（うち昇任 9人）
	課長補佐級	34人（うち昇格15人）
	係 長 級	58人（うち昇任15人）

3 交通局の組織改正と人事異動（4月1日付け）

(1) 組織改正

平成17年度の組織改正においては、経営の健全化を推し進めるとともに、積極的に乗客増対策を講じ、増収を図るため、これまで以上に迅速かつ的確な対策を実行に移せる新たな体制整備を行った。

ア 改革推進担当理事の設置

交通局の置かれている厳しい状況の中、バス事業の更なる利便性向上及び高速鉄道事業における経営健全化は喫緊の問題であることから、迅速かつ的確な執行管理体制を強化するため、新たに改革推進担当理事を設置した。

イ 企画総務部企画課の設置

これまで、企画総務部総務課において、各担当課長のもと、経営健全化の企画的な取組を行い、また、お客様サービス推進プロジェクトチームにおいては、具体的に増客及び増収対策を講じてきたが、交通局に関わる様々な課題を迅速かつ的確に執行し、かつ将来の交通局の方向性を明確に打ち出すため、プロジェクトチームを廃止するとともに、従来の組織を再編し、新たに企画課を設置した。

ウ 自動車部運輸課路線計画係の設置

これまで、路線再編プロジェクトチームにおいて、市バスの路線及びダイヤの再編を進めてきたが、これを廃止し、企画課と連携した路線の抜本的な見直しに向け、運輸課計画係を再編することにより、執行体制を強化した。

エ 地下鉄延伸事業の進ちょくに伴う体制の見直し

地下鉄東西線六地蔵延伸事業が完成したことに伴い、六地蔵延伸事業を管轄していた「第一建設事務所」を廃止した。

(2) 組織数及び異動規模

ア 組織数

区 分	改正前	改正後	増 減
部相当	3部1室	3部1室	増減なし
課相当	11課10事業所	12課9事業所	1課増1事業所減
係相当	35係14区	35係14区	増減なし

イ 人事異動総数及び内訳

	異 動 総 数	65人 (うち昇任28人)
内 訳	局 長 級	1人 (うち昇任 1人)
	部 長 級	3人 (うち昇任 2人)
	課 長 級	15人 (うち昇任 5人)
	課長補佐級	12人 (うち昇任 7人)
	係 長 級	34人 (うち昇任13人)

4 上下水道局の組織改正と人事異動（特に記載のないものは4月1日付け）

(1) 組織改正

平成17年度は、「上下水道事業中期経営プラン」の2年目に当たり、このプランを実現するための具体的施策である「第3期効率化推進計画」を着実に実施していく年である。このため、17年度の組織改正においては、計画を着実に実行するとともに、京北町との合併を契機とした体制整備や組織運営における機動性の向上を図った。

ア 中期経営プランの着実な推進

(ア) 漏水修繕センター準備室の設置

漏水修繕の迅速化を図るため、営業所で行っている宅地内漏水修繕と配水事務所で行っている道路面漏水修繕を一元的に担当する「漏水修繕センター」を水道部に新設するための準備室を設置した。

漏水修繕センターを設置した時点で、準備室から漏水修繕センターに移行するとともに、配水事務所調整課及び漏水防止課を廃止した（平成17年5月16日実施）。

(イ) 管路管理センターの支所の見直し

管路管理センター支所を、課長級事業所から係長級事業所に見直した。支所には市民サービスに直結する管路巡視業務等を残し、事務部門と整備工事部門は南北2箇所の管路管理センターに集約することにより、事務の効率化を図った。

イ 京北町との合併を契機とした体制の整備

市長から受任し、補助執行する京北地域水道事業及び京北特定環境保全公共下水道事業を総合的に執行するため、地域水道課に「京北分室」を設置した。

ウ 組織運営における機動性の向上(係制廃止の取組拡大)

機動的な組織運営によって、事務事業を最も効率的、効果的な体制で推進できるよう、総務課において係を廃止し、新係長制を導入した。

(2) 人事異動

「京都市上下水道事業経営戦略」に掲げる「事業推進」、「企業改革」、「財政健全化」を一体的かつ着実に推進するため、重要事務におけるポストの見直しを行い、強力な執行体制とした。

ア 理事の廃止

上下水道事業の技術に関する政策調整を「みず政策監」に一元化することとし、「理事」を廃止した。

イ 担当部長の設置

地域水道事業、京北地域水道及び特定環境保全公共下水道事業、市内周辺地域の下水処理整備に係る事務を統括するため、「総務部担当部長」を設置した。

ウ 担当課長の設置

危機管理対策や総合的な防災マニュアルの策定及び上下水道事業の環境政策を統括するため、「総務課担当課長」を設置し、営業所業務のより一層の効率化推進を統括するため、「営業課担当課長」を設置した。

エ 若手職員及び女性職員の積極的登用

効率的な事業運営を着実に推進するため、局重要ポストに能力と実績のある職員を配置するとともに、「局内公募」を初めて実施するなど意欲のある若手職員を企画立案ポストに抜擢し、新鮮で活力ある人事異動を行った。また、上下水道局で初めて採用した女性上級事務職員を係長に昇任させるなど、女性職員の積極的登用を図った。

(3) 人事交流

オール京都市として一体となった市政及び上下水道事業を推進するため、平成17年度も市長部局との間で、事務職及び技術職の人事交流を部長級、課長級、補佐・係長級で実施し、更なる活性化を図るとともに、水災予測システム構築に参画するため、消防局との間で技術職の人事交流を係長級で実施した。また、職員に多様な職務内容を経験させるため、上下水道事業間の技術職の交流を積極的に行った。

(4) 他都市への派遣

近隣市町村における下水道整備促進への技術協力として、新たに技術職の併任派遣を実施した。

(5) 組織数及び異動規模

ア 組織数

		改正前	改正後	増減
上下水道局	本庁	3部19課46係	3部19課1室42係	1室増4係減
	事業所	24所	24所	増減なし

イ 人事異動総数及び内訳

異動総数		145人（うち昇任54人）
内訳	局長級	1人（うち昇任0人）
	部長級	4人（うち昇任3人）
	課長級	35人（うち昇任14人）
	課長補佐級	31人（うち昇任19人）
	係長級	74人（うち昇任18人）

5 教育委員会事務局の組織改正と人事異動（特に記載のないものは4月1日付け）

本市学校教育と146万市民の生涯学習の一層の充実と、「ますもとマニフェスト」を着実に推進するため、教育委員会事務局の組織を次のとおり改正した。

(1) 改正内容

ア 高等学校教育の改革に向けた体制整備の確立

平成19年度からの市立工業高校（洛陽工（全・定））の抜本再編に向け、「工業高校改革推進室（課相当）」を開設するとともに、20年度の音楽高校の移転開校に向け、「音楽高校改革推進室」（課相当）を設置し、P F I手法による整備も検討していく。

イ 「ますもとマニフェスト」の更なる推進

(ア) 生涯学習の推進

生涯学習の一層の充実を図るため、生涯学習部に新課長・係長制を導入し、従来の「生涯学習推進課」，「社会教育課」，「家庭地域教育支援課」の枠を超えて、事務事業の分担化を図り、即応的、弾力的な事務事業の運用を推進することとした。また、次の事業について体制を強化した。

a 子どもの安心安全体制の強化

子どもたちに関わる安心安全情報を保護者の携帯電話等へメール配信する「子ども安心安全情報発信機能」を持つP T A・おやじの会ホームページを開設するため、生涯学習部に「担当係長」を新設した。

b 京都国際マンガミュージアム（仮称）の開設推進

生涯学習部に専任の「担当課長」を新設し、京都精華大学との連携の下、当ミュージアムの平成18年秋の開設を目指すこととした。

(イ) 小・中学校普通教室冷房化の推進

中学校の全普通教室冷房化を平成17年9月まで、小学校の全普通教室の冷房化についてはP F I手法を導入し、18年秋までの達成を目指し、総務部教育環境整備室の専任の「担当係長」を配置した。

ウ 新たな改革に向けた体制整備

学力向上対策や地域ぐるみの学校づくり（コミュニティスクール）, 特区制度を活用した小・中一貫教育, 中・高連携強化による選抜制度改革の推進・進路指導の充実, 保・幼・小・中連携等, 新たな教育改革に向けた, 教育計画課と学校指導課が一体となって先進的に取り組めるよう, 「学校指導課」として再編した。

また, 「教育企画監（局長級）」を設置し, 指導部及び教育機関の執行体制の強化を図り, あらゆる教育課題に対応できるよう万全を期した。

エ 教職員の資質・指導力向上等に向けた体制整備

新年度の全教職員への「評価システム」の導入と優秀教員表彰制度の充実, 教員公

募及び副教頭の充実等による教職員組織の活性化、問題教員対策の強化に全力で取り組むとともに、将来の義務教育教職員給与費移管に備え、教職員課を「教職員人事課」と「教職員給与課」に分け、執行体制の強化を図った。

オ 「政策推進」「市政改革」「財政」部門の一体化

喫緊の教育課題に対する総合的な政策立案、積極的な施策の展開、迅速で的確な対応を図るため、総務課と企画課を統合して「総務課」とした。

カ 組織のスリム化

体育健康教育室で所管している中学校給食の全校展開が完了したことに伴い、中学校給食課長を廃止し、学校給食については、小学校、総合養護学校と共に、給食課長の担当とした。

キ その他の改正

(ア) 下京中学校教育企画推進室の新設（12月1日付け）

下京区5中学校（郁文・成徳・尚徳・皆山・梅逕）の統合校である下京中学校の平成19年4月開校に当たり、京都の教育をリードする特色ある学校づくりを推進するため、指導部に「下京中学校企画推進室」を新設した。

(イ) 塔南高等学校教育学科（仮称）開設準備室の新設（12月1日付け）

今後の教員大量採用時代に備え、高校段階から熱意ある質の高い教員を育成するための学科を平成19年4月に塔南高等学校に開設するに当たり、準備に万全を期するため、学校指導課に「塔南高等学校教育学科（仮称）開設準備室」を新設した。

(2) 人事異動総数及び内訳

ア 行政職

		事務局内部 の異動	市長部局 への転任	市長部局か らの転入	退 職	合 計
異 動 総 数		78	(5)	5	7	90
内 訳	局 長 級	3	—	—	1	4
	部 長 級	5	—	—	2	7
	課 長 級	25	(2)	2	3	30
	課長補佐級	12	—	—	—	12
	係 長 級	33	(3)	3	1	37

※ 市長部局への転任者数については、市長部局における異動件数として集計するため、教育委員会分からは除く。

イ 教育職

		事務局内部 の異動	学校からの 転入	退 職	合 計
異 動 総 数		122	114	6	242
内 訳	局 長 級	—	—	—	—
	部 長 級	1	—	1	2
	課長・首席人事主事・ 首席指導主事等	35	18	—	53
	指導主事等	25	39	2	66
	採 用	61	57	3	121

4 市財政について

1 平成 17 年度京都市予算

(1) 国内状況と国の予算案

我が国経済については、景気回復の足取りがこのところ緩やかになってはいるものの、長期の停滞から民間需要中心の成長への移行が着実に進んでいる。しかしながら、なおデフレから脱却したとはいえない状況にあり、また景気回復にも依然として地域間に格差が見受けられる。

このような状況の下、政府は、平成17年度及び18年度の2年間を、構造改革をより本格的に推進し、デフレからの脱却を確実なものとするための重点強化期間と位置付け、新たな成長に向けた基盤の強化を図ることとしている。

これを受け、17年度の国の予算案は、構造改革を一層推進するための改革断行予算という基本路線を継続し、重点強化期間の主な改革及び経済活性化に向けた重点施策を推進することとし、編成された。

地方財政に関しては、中期的な目標の下で、定員の計画的削減等による給与関係経費の抑制や地方単独事業費の抑制を図ることなどにより、地方財政の歳出を徹底的に見直した結果、地方財政計画の規模は、4年連続して前年度を下回ることとなった。一方、国と地方の信頼関係を維持しつつ三位一体の改革を着実に推進するため、地方税、地方交付税等の一般財源総額は、ほぼ前年度並みが確保され、地方の安定的な財政運営に一定の配慮がなされた。

三位一体の改革については、改革案づくりのため、国と地方の協議の場が設けられ、国と地方が対等の立場で協議を重ねたことは、地方分権の実現等の観点から画期的であったと評価できる。

しかしながら、国の改革案は、地方財政の自立度を高めることを目的として、地方が一丸となってまとめた地方案には、規模及び内容ともに及ぶものではない。このため、今後の三位一体の改革の全体像の具体化に当たっては、財政面における地方自治の確立のため、地方案に沿った改革が可能な限り実現できるよう最大限の努力を払う必要がある。

なお、本市においては、17年度の国庫補助負担金の一般財源化による影響額(減収額)と所得譲与税による税源移譲額(増収額)は、ほぼ均衡する状況にある。

(2) 市の予算編成方針

ア 本市においては、平成16年4月、都市経営の新たな基本方針となる新京都市都市経営戦略を策定した。これに基づき、同年7月には、基本計画第2次推進プラン、市政改革実行プラン、財政健全化プランを一体のものとして策定し、政策推進、市政改革、財政健全化の一体的かつ戦略的な推進を目指した。

財政健全化プランの策定に当たっては、17年度から20年度までの中期的な財政収支見通しを試算したが、この4年間で1,645億円もの財源不足が見込まれ、本市財政が引

き続き非常事態にあることが明らかとなった。

- イ この難局にあっても、基本計画第2次推進プランに掲げた将来の京都発展のための新規政策などの着実な実行と市民サービスの水準の急激な低下を回避することを目指し、16年度予算編成から導入した「戦略的予算編成システム」に基づき、16年9月、平成17年度当初予算財源枠配分方針を策定した。この方針では、財政健全化プランで明らかにした中期財政運営の基本方針に基づき、重要な新規政策などを実施する政策重点化枠に実質的に16年度を上回る40億円の財源を確保する一方、本市独自の事務事業等を実施する局裁量枠を、政策重点化枠への配分財源額と同額圧縮することとした。財政非常事態下にあつては、局裁量枠の圧縮は不可避である。しかしながら、17年度の圧縮額は16年度予算における圧縮額のおよそ3割とし、大幅な軽減を図っている。
- ウ 予算の編成に当たっては、政策重点化枠予算については、政策評価の結果などを勘案して策定した政策重点化方針に基づき、この方針に掲げる6つの重点政策分野に、限られた財源を思い切って配分し、区政改革の一環として、新たに導入した「区政策提案予算システム」に基づき区長が直接予算要求を行った事務事業を含め、71項目の重要政策を実施することができた。局配分枠予算については、各局主体の編成を進め、事務事業評価の結果に基づき、事務事業の充実を図る一方で、休廃止や縮小、経費の節減などを進め、財源の効率的配分を徹底した。こうした取組により、17年度予算については、基本計画第2次推進プランを、年次計画に従い着実に推進する予算として編成することができた。また、京北町との合併に関する経費等については、合併協定書等を踏まえた適切な予算措置を行い、17年4月1日から、京都市域と京北町域の一体性が速やかに確保できるよう配慮している。
- エ 財政健全化の取組については、財政健全化プランに示した具体的取組方策を確実に実行した。行政評価システムを活用した施策・事業の再構築や、新たな観点による受益者負担の適正化などにより局裁量枠を圧縮し、40億円の財源を捻出する一方、職員数の適正化等による総人件費の抑制、公共工事のコスト縮減などによる投資的経費の抑制や繰出金の適正化など、聖域なき改革を断行し、この取組では局裁量枠の圧縮額を上回る48億円の歳出削減効果を得た。また、自主財源の拡充強化については、市税軽減措置の整理合理化に取り組み、5億円の歳入を新たに確保することができた。これら全庁を挙げた財政健全化の取組と景気回復を予感させる市税の自然増収などが相まって、収入が支出に対し不足するいわゆる財源不足額は、中期財政収支見通しにおける見込額は言うに及ばず、16年9月の財源枠配分方針策定時の見込額293億円を更に100億円以上も下回る187億円まで圧縮することに成功した。
- なお、不足する187億円については、財政健全化プランに掲げたとおり、地下鉄東西線建設事業必要財源の平準化、財政健全化債の継続活用、公債償還基金からの借入といった暫定的な財源確保策により補てんすることとした。
- オ このように、17年度予算編成においては、財政健全化プランに掲げた取組を確実に実行に移し、安定的で持続可能な財政の確立に向けて大きな第一歩を記したと考えている。しかしながら、暫定的な財源確保額はなお187億円もの多額に上っていることに加えて、三位一体の改革の動向をはじめ地方財政を取り巻く状況は依然として不透明である。また、財政健全化に向けた各種の取組は、先へ行けば行くほど多くの困難

を伴うこともまた事実である。このため、今後においても、安定的で持続可能な財政の確立を目指し、全庁が一丸となって、最大限の努力を傾注する覚悟である。

(3) 予算規模

このような方針の下に編成した平成17年度当初予算の規模は、次のとおりとなった。

区 分	金 額	対前年度比 (%)
一 般 会 計	6,901億60百万円	349億33百万円 (5.3%増)
特 別 会 計	7,599億47百万円	475億65百万円 (6.7%増)
公営企業会計	2,951億64百万円	48億32百万円 (1.7%増)
全 会 計 合 計	1兆7,452億71百万円	873億30百万円 (5.3%増)

(4) 市会の審議と予算の成立

平成 17 年度予算その他関連議案は、17 年第 1 回市会定例会に提案され、2 月 18 日に市長の提案説明が行われ、その後、2 月 24、25 日の両日にわたる代表質疑で各会派から 10 名の議員が質疑に立ち、市長、副市長及び関係理事者の答弁を求めた。代表質疑終了後の 2 月 25 日、普通・公営企業等予算特別委員会が設置され、これに付託のうえ、慎重審議が行われた。

普通予算特別委員会では、2 月 28 日の文化市民局（第 1 分科会）及び都市計画局（第 2 分科会）を皮切りに各局別に質疑を続け、3 月 10 日には市長、副市長に対する総括質疑を行い、3 月 18 日の討論結了で、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定された。

また、公営企業等予算特別委員会では、2 月 28 日から理事者の説明を聴取し、資料の提出を求めて質疑を重ね、3 月 8 日には、市長、副市長に対する総括質疑を行い、3 月 18 日の討論結了で、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定された。

こうして、3 月 18 日の最終本会議において、17 年度当初予算案は原案のとおり可決された。

なお、予算の可決に際し付された付帯決議は次のとおりである。

議第 1 号 平成 17 年度京都市一般会計予算

- 1 公の施設の使用料改定については、改定の経緯、考え方を市民に十分説明すること。
また、各施設ごとの中期的な経営見通しの下に、管理運営費の節減や稼働率の向上による経営努力を行うとともに、市民にとって、利便性の高い施設となるよう、利用者サービスの一層の向上を図ること。
- 2 2 年目となる「戦略的予算編成システム」の下、財源の効率的配分を徹底し、「市政改革実行プラン」及び「財政健全化プラン」に基づき、財政健全化への歩みを一層確かなものとするとともに、本市における福祉・教育などの市民生活に直結する施策においては後退することなく、持続可能なものとする。
- 3 京北町との合併においては、京都市内の隣接地域との整合性を図るとともに、とりわけ産業・観光・教育政策において、両市域の資源を生かした、まちづくりが図られるよう努めること。
- 4 政策重点化方針に基づき、区政改革の一環として、新たに「区政策提案予算システム」が導入され、重点施策として 5 行政区が、事業化されることとなった。事業推進に当たっては、早期の全区事業化となるためにも事業効果の検証を十分に図りながら取り組むこと。
- 5 保育施策については、喫緊の課題である待機児童の解消に全力を尽くすとともに、延長保育や一時保育、休日保育の拡大に引き続き努めること。
また、子育て世帯の負担軽減を図るため、京都府と協議して、乳幼児医療費助成制度の拡充に向けて、国に働き掛けること。
- 6 平成 17 年度予算において、景観保全対策が強化されることは十分に評価できる。特に、国の景観法は本市の景観保全政策がモデルとなって制定されたものであり、本市の景観保全行政は全国をリードするものである。
したがって、予算に盛り込まれた政策を確実に行うとともに、本市の景観保全行政が更に全国の模範となるよう尽力すること。

議第 18 号 平成 17 年度京都市病院事業特別会計予算

京都市立病院は、市民の命と健康を守る重要な役割を担っている。また、京北町との合併により、自治体病院の役割はより一層高まってくる。このため、今後更なる医療サービスの向上を図るため、医師の確保や報酬の改善等に努めるべきである。

議第 21 号及び議第 22 号 平成 17 年度京都市自動車運送事業特別会計予算及び平成 17 年度京都市高速鉄道事業特別会計予算

- 1 この度、京都市社会福祉審議会の答申により、従来から高齢者の社会参加の手段として親しまれてきた、敬老乗車証が一部負担となった。この制度の持続的、安定的な継続のため、利用者が費用の一部を負担する点から、交通局として、これまで以上に民間バス、市バス、地下鉄のネットワークの強化を図り、より利便性やサービス水準を向上させ、安心して利用できるよう取り組むこと。

2 市バス、地下鉄は市民にとって最も身近な公共交通機関であり、とりわけ高齢者、障害者等にとって乗り降りしやすい乗り物でなければならない。そのためにも、市バス車両のノンステップバス導入の更なる推進及び改善や地下鉄施設のバリアフリー化を着実に進め、人に優しい市バス、地下鉄となるように強力に推進すること

議第 61 号 京都市敬老乗車証条例の制定について

一部負担導入の目的・内容、受益格差の是正、更に財政的観点を含む敬老乗車証制度の仕組み、社会福祉審議会での論点、市民アンケート等についても市民に十分な広報を行うとともに説明責任を果たすこと。

議第 66 号 京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

- 1 国民健康保険料所得割額の算定方法の変更に係る経過措置減額については、適用漏れを生じさせないため、また、対象世帯が多く、申請時における混乱も予想されるので、職権による減額の一律適用を強く求める。
- 2 京都市の国民健康保険制度の現状を見ると、賦課方式を現行の「市府民税方式」から「旧ただし書方式」へ変更することは、同制度を持続可能なものとするためにはやむを得ないものであるが、大きな制度改正となるため市民への広報活動と説明責任を十分に果たすよう最大限の努力を行うこと。

議第 69 号 京都市市営葬儀事務所条例を廃止する条例の制定について

市営葬儀事務所の廃止に当たっては、真に必要な市民にとって安心して葬儀を営むことができるよう、速やかに対応できる体制を整備し、市民の安心を確保すること。

2 平成 16 年度決算

(1) 決算の概要

＜一般会計＞

歳入歳出決算額

区 分	金 額	備 考
歳 入 総 額	6,705 億 92 百万円	
歳 出 総 額	6,646 億 44 百万円	
歳入歳出差引額	59 億 48 百万円	
翌年度へ繰り越すべき 財 源	70 億 50 百万円	[繰越事業費] 197 億 94 百万円 [未収入特定財源] 127 億 44 百万円
実 質 収 支	△11 億 02 百万円	平成 15 年度 △12 億 09 百万円 平成 14 年度 △10 億 16 百万円
単 年 度 収 支	1 億 07 百万円	平成 16 年度実質収支－平成 15 年度実質収支

平成 16 年度当初予算の編成に当たっては、右肩上がりの経済成長が望めない成熟社会においても、安定的で持続可能な財政運営を確立するため、新たに「京都市版行政評価システム」を活用した「戦略的予算編成システム」を導入し、あらかじめ見通した歳入に見合う歳出予算の編成を目指した。しかしながら、国の地方財政計画における徹底した歳出の見直しにより、地方交付税と臨時財政対策債が大幅に削減されたことなどから、一般財源等収入が大幅に不足し、特別会計からの繰入金を活用など総額 278 億円にのぼる特別の財源対策を講じざるを得ない、正に綱渡りの予算編成を余儀なくされた。

このような引き続き財政非常事態下にあっても、16 年度予算においては、市民の市政に対する期待にこたえ、将来にわたる京都の発展を目指す政策を推進するために初めて策定した「政策重点化方針」に基づき、限られた財源をこの方針に掲げた 6 項目の重点政策に集中的に配分するなど、京都市基本計画の着実な推進を図った。16 年度予算の執行に際しては、累積赤字の解消を目指して、市税等徴収率の向上と徹底した経費の節減をはじめとする財源の確保に全庁挙げて取り組むとともに、16 年 7 月に策定した「財政健全化プラン」に掲げた具体的取組の早期着手に努めた。

これらの結果、16 年度決算は、実質収支については、市税収入や地方交付税収入の減収などにより、4 年連続の赤字を余儀なくされたものの、地方譲与税や府税交付金の増収などもあって、単年度収支は 1 億 7 百万円の黒字となり、2 年ぶりに黒字を確保することができた。

しかしながら、他の指定都市に比べ市税収入の割合が低く地方交付税等に多くを依存する脆弱な歳入構造を抱える本市においては、今後の地方交付税制度の見直しの内容によっては、一層厳しい財政運営を強いられるものと危惧される。このため、「基本計画第 2 次推進プラン」に掲げた時代の要請に即応する政策の推進とこれを支える安定的で持続可能な行財政運営の確立を目指し、引き続き、「市政改革実行プラン」及び「財政健全化プラン」に掲げた取組を全庁一丸となって確実に実行する必要がある。

< 特別会計 >

- 国民健康保険事業は、長引く景気の低迷により保険料収入は予算額を確保できなかったものの、15 年度に収入すべき国庫負担金の一部が 16 年度の収入となったことに加え、医療給付費等の歳出経費が見込みを下回ったことなどから、単年度収支は 1 億 24 百万円の黒字となり、累積赤字は 106 億 30 百万円に減少した。
- 中央卸売市場第一市場事業は、取扱金額の減少に伴って使用料収入が減少したが、支出面で、公債費の減少に加え、徹底した経費節減に努めたことにより、単年度収支は 1 億 38 百万円の黒字を確保し、累積赤字は 10 億 1 百万円に減少した。

< 公営企業会計 >

- 水道事業は、有収水量が前年度並となったものの、料金収入は微減となり、経常収益は減少した。しかしながら、支出面で、第 3 期効率化推進計画に基づく人件費等の削減に加え、経費の徹底した抑制に努めたことにより経常支出が減少したことから、損益勘定は 8 億 69 百万円の 4 年連続黒字となり、累積黒字は 52 億 4 百万円に増加した。
- 公共下水道事業は、有収汚水量が前年度並となり使用料収入は横ばいとなったが、一般会計からの繰入金増加により、経常収益は前年度を上回ることであった。また、支出面において、第 3 期効率化推進計画に基づく人件費等の削減に加え、経費の徹底した抑制に努めたことにより経常支出が減少したことから、損益勘定は 12 億 34 百万円の 4 年連続黒字となり、累積赤字は 41 億 49 百万円に減少した。
- 自動車運送事業は、旅客数が減少し、運送収益は減収となったが、生活支援路線補助の創設など一般会計からの繰入金増加により、経常収益は前年度を上回ることとなった。一方、支出面では、退職手当や減価償却費の増加により経常支出が前年度を上回ったが、職員数を削減するなど人件費の抑制に努めた結果、損益勘定は 8 億 63 百万円の 2 年連続黒字を確保し、累積赤字は 142 億 29 百万円に減少した。
- 高速鉄道事業は、旅客数が横ばいで運輸収益は前年度並みとなったが、補助対象となっている企業債償還金の減に伴い一般会計繰入金減少し、経常収益は前年度を下回ることであった。一方、支出面では、支払利息の減少があったものの、減価償却費等の増加により経常支出が前年度を上回ることとなったため、損益勘定は 192 億 48 百万円の赤字となった。この結果、累積赤字は 2,384 億 47 百万円に増加した。

(2) 決算の認定

市会においては、これらの決算審査を公営企業特別会計及び地域水道等の特別会計は 17 年 9 月定例会で、また、一般会計及びその他特別会計は 17 年 11 月定例会で行い、その結果、決算 29 件はいずれも認定された。

3 国の予算・施策に関する要望・提案行動

本市の平成 18 年度国家予算に関する要望については、「時を超え 美しく ひと輝く 歴史都市・京都」の実現に向け、時代の要請と住民ニーズに対応し、魅力と活力のあるまちづくりを進めるために、「2008 年サミットの京都開催」や「京都議定書の目標達成に向けた地球温暖化対策の強化」などの新たな項目と共に、「国家戦略としての京都創生」、「安心安全で美しいまちづくりに向けた違法駐車、放置自転車等、違法置き看板等対策」、「国から地方への税源移譲を基本とする三位一体改革の推進」など 57 項目が取りまとめられ、各省庁の概算要求時期に合わせ、17 年 6 月に関係省庁や地元選出国會議員への要望行動が行われた。また、国の概算要求状況等を踏まえ、23 項目の重点要望について、17 年 11 月以降、政府閣議決定まで、関係省庁や地元選出国會議員への要望活動が行われた。

更に、指定都市においては、国の三位一体改革の動きに合わせた要望活動や「生活保護費国庫負担金等に関する緊急アピール」などが行われた。また、「平成 18 年度国家予算に関する要望」及び「大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望」を中心とした要望活動が行われた。

このほか、全国市長会などにおいても、地方分権の確立に向け、三位一体改革などについて、関係省庁への要望が行われた。

活動経過の概略は、次のとおりである。

(1) 本市独自要望

- ア 「平成 18 年度国の予算・施策に関する重点要望・提案」
 - <6 月> 市長，副市長，関係局長等が関係省庁及び地元選出国會議員に対し要望
- イ 「平成 18 年度国家予算に関する重点要望」
 - <11 月～12 月> 市長，副市長，関係局長等が関係省庁及び地元選出国會議員に対し要望

(2) 主な指定都市共同要望

- ア 「平成 18 年度国家予算に関する要望」
 - <7 月> 本市は，副市長が農林水産省に要望（7 月 29 日）
- イ 「大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望」
 - <10 月> 各政令指定都市議会税財政特別委員長（※）会議（10 月 17 日）
 - ※京都市会は，財政総務委員会が担当
 - <11 月> 財政総務委員会等による党派別要望活動
 - （自由民主党：11 月 25 日，日本共産党：11 月 8 日，公明党：11 月 9 日，民主党：11 月 15 日）
- ウ 「三位一体改革」に関する意見・提言
 - <5 月 13 日> <7 月 5 日> <10 月 21 日> <11 月 17 日>
- エ 生活保護費国庫負担金等に関する緊急アピール等
 - <7 月 27 日> <11 月 4 日>

5 京北町との合併について



栗尾峠からの展望（京北地域）

1 京北地域のあらまし

旧京都府北桑田郡京北町は、明治 22 年の市制町村制施行により発足した宇津村、周山村（昭和 18 年に周山町）、山国村、黒田村、弓削村及び細野村の 6 町村が昭和 30 年 3 月に合併することにより発足し、32 年には黒田地区の広河原が本市に編入された。

平成 17 年 4 月 1 日、京北町は、本市と合併し、右京区に編入された。

京北地域は、右京区の北部に位置し、西は八木町及び日吉町と、北は美山町と接している（18 年 1 月、これらの 3 町は園部町と合併し、南丹市となった。）。形状は、東西に 17.7km、南北に 21.7km の長方形で、総面積は、217.68 km²にも及ぶ（17 年 4 月現在）。地域全体が丹波高原の中にあり、日本海と太平洋の分水嶺に位置し、総面積の 9 割以上を緑あふれる森林が占めている。

地域の人口は 6,694 人、世帯数は 2,346 世帯である（17 年 3 月現在）。

豊かな自然環境に恵まれ、貴重な歴史と文化に彩られた京北は、「京都の奥座敷」と呼ぶにふさわしい地域である。



合併前の本市と京北町

2 合併の背景と契機

(1) 平成の大合併

明治維新、戦後改革に次ぐ「第 3 の改革」と言われる地方分権改革の時代において、地方分権の推進はもとより、少子高齢化や情報化の進展に伴い、多様化、高度化、広域化する行政課題に対し、的確に対応していくことが求められる。このため、住民に最も身近な基礎的自治体である市町村の行財政基盤の強化や広域的対応を図る必要から、い

いわゆる「平成の大合併」が全国的に推進されている。

平成 17 年 3 月 31 日までに申請を行った合併には、市町村の合併の特例に関する法律（以下「合併特例法」という。）が適用され、種々の特例措置が認められている。

※ 市町村の合併は、市町村の廃置分合（地方自治法第 7 条）の一形態である。合併特例法は、自主的な市町村の合併を推進するために定められた、地方自治法の特別法であり、17 年 3 月 31 日までに行われる合併について、合併協議会の設置、市町村建設計画の作成等の手続と共に、議会の議員の定数及び在任、地方税、地方債等に関する措置などを定めた時限立法であった。

(2) 本市及び京北町における合併を巡る動き

こうした中、京北町においては、当初、周辺市町と共に京都中部地域行政改革推進会議の中で合併問題を検討し、平成 14 年 4 月から 5 月にかけて、合併に関する住民説明会を開催したが、京北町住民にとっては、歴史的経過、地理的条件、日常生活圏から見て、本市との合併が望ましいとの意見が多数出され、住民の主体的な署名活動の結果、本市との編入合併を求める 4,568 名の署名を集め、町と町議会に提出された。

京北町議会においても、同年 9 月に市町村合併研究調査特別委員会の中間報告等で、「大規模自治体との合併が有利である。」との報告がなされた。

こうしたことから、同年 11 月 7 日に、町長及び町議会議長から、京都市長及び市会議長あてに編入合併の要望書が提出された。

本市としては、昭和の大合併の際にも、京北町が本市への編入を指向した経過等から、京北町住民にとって本市への編入合併は長年の願いであると考え、編入合併の申出を有権者の 8 割を超える署名に基づく「京北町住民の総意」として受け止めた。

その後、平成 15 年 1 月に「京都市・京北町合併問題研究会」を設置し、合併した場合の様々な課題等に係る調査、検討を行った。

3 合併により本市に期待される効果（京都市・京北町合併問題研究会調査結果報告書から）

自然志向、健康志向が高まる中、豊かな自然環境と歴史文化を擁する京北町が本市に加わることで、健康、自然、文化、観光等の要素を併せ持った厚みのある施策を展開する可能性が広がる。市民のレクリエーション活動や、自然体験を取り入れた子どもの教育活動の場として活用することもできる。

また、合併に伴う財政上の特例措置（合併特例債等）の活用による本市北部山間地の生活基盤整備など、広域的なまちづくりの展開を図ることができる。



芹生の里



魚ヶ淵のつり橋と桜

4 合併に係る経過

- 平成 14 年 6 月 ・京北町 6 地区の自治会及び住民有志が、本市への合併を求める要望書を町長及び町議会議長に提出
- 9 月 ・京北町議会で草木議長が、「要望書にある京都市との編入合併に向けて積極的に進めたい」と報告
- 11 月 ・京北町長及び町議会議長が、編入合併の要望書を京都市長及び市会議長に提出
- ・平成 14 年第 4 回市会定例会で榊本市長が、両市町合同で合併問題研究会を設置する考えを表明
- 15 年 1 月 ・第 1 回京都市・京北町合併問題研究会を開催
- 6 月 ・同研究会が調査結果報告書を公表、「合併によるメリットや合併に際して克服できない課題はないことを考え合わせると、合併を前提として、具体的な協議を進めることが適当である」
- 7 月 ・京都市合併推進本部、京北町合併推進本部を設置
- 9 月 ・京北町議会で合併協議会設置に関する議案を可決
- 10 月 ・平成 15 年第 3 回市会定例会で合併協議会設置に関する議案を可決
- ・京都市・京北町合併協議会を設置 ⇒ 5 参
- 照
- 11 月 ・第 1 回合併協議会を開催
- 16 年 7 月 ・京都府が本市及び京北町を「合併重点支援地域」に指定
- 8 月 ・第 6 回合併協議会を開催、合併建設計画案を決定 ⇒ 6 参
- 照
- ・京都府知事から合併建設計画案を了承する旨の回答を受理
- ・京都市・京北町合併協定書を締結
- 9 月 ・京北町議会で合併関連議案を可決
- 10 月 ・平成 16 年第 3 回市会定例会で合併関連議案を可決（廃置分合、財産処分等）
- 11 月 ・京都府知事への合併申請
- 12 月 ・京都府議会の議決
- ・京都府知事の決定及び総務大臣への届出
- 17 年 1 月 ・総務大臣の告示
- 3 月 ・平成 17 年第 1 回市会定例会で合併関連議案を可決（関係条例の整備、施設条例の制定等）
- 4 月 ・合併
- 12 月 ・平成 17 年第 4 回市会定例会で京都市過疎地域自立促進計画に関する議案を可決 ⇒ 7 参照

5 京都市・京北町合併協議会について

- (1) 設置日 平成 15 年 10 月 28 日

(2) 委員名簿

(敬称略)						
	区 分	職 名 等	氏 名	区 分	職 名 等	氏 名
京都市	会 長	市長	梶本 頼兼	委 員	総合企画局長 (第2回まで)	星川 茂一
	副会長	副市長	高木 壽一		(第3回から)	上原 任
	委 員	議長	田中セツ子	委 員	総務局長	大槻 泰
	委 員	副議長 (第3回まで)	谷口 弘昌		理財局長	
		(第4回から)	久保 省二	委 員	(第2回まで)	仲筋 邦夫
	委 員	財政総務委員長 (第2回まで)	竹内ゆずる	委 員	(第3回から)	小池 裕昭
		(第3回から)	井上 教子	委 員	文化市民局長 (第2回まで)	柴田 重徳
	委 員	議員	国枝克一郎	委 員	右京区長 (第3回から)	佐貫 眞一
	委 員	議員	中村 安良			田尾 雅夫
	委 員	議員	山中 渡	委 員	京都大学大学院 経済学研究科教授	
	委 員	議員	今枝 徳蔵	委 員	大谷大学文学部教授	崎野 隆
			日置 文章	委 員	右京区自治連合会会長 (第3回から)	富永 健藏
京北町	副会長	町長	石浦 道男	委 員	参事 (第2回まで)	四辻 良則
	委 員	議長	市田 俊博	委 員	総務課長	古家 實義
	委 員	副議長	沢 松男	委 員	財政課長	佐伯 隆
	委 員	議員	草木 節夫	委 員	元京北町	川本 邵
	委 員	議員	大西美三夫		総合開発審議会長	
	委 員	助役	庄 康彦	委 員	元京北町教育委員会 委員長	米津 忠男
	委 員	収入役	上殿 幸男		京北町自治会長会 連絡協議会長	北川 義晴
	委 員	教育長	西山 隆史	委 員		
京都府	委 員	総務部長	猿渡 知之	委 員	京北地方振興局長 (第3回まで)	西尾和 三郎
					南丹地域振興局副局長 (第4回から)	竹内 啓雄

(3) 決定事項

ア 第1回(15年11月12日)

- ・ 編入合併とする。

イ 第2回(15年12月24日)

- ・ 右京区に編入する。
- ・ 市町村建設計画の策定方針を決定。

ウ 第3回(16年4月28日)

- ・ 京北町の一般職の職員は、すべて本市の職員として引き継ぐ。
- ・ 京北町の花、木、町民憲章は、京都市の制度に統一する。京北町の国際交流都市及び姉妹町交流は、関係を解消する。
- ・ 町営バス及びスクールバスは、合併後も継続して運営し、運営形態等については、今後見直しを検討する。

エ 第4回(16年6月17日)

- ・ 町名等の取扱いを決定。

(例) 合併前：京北町大字周山小字上寺田 → 合併後：京都市右京区京北周山町上寺田

- ・ 京北町の財産及び公の施設は、すべて本市に引き継ぐ。
- ・ 公の施設の使用料は、当面現行どおりとし、手数料及び保育料は、本市の制度に統一する。
- ・ 地方税は、本市の制度に統一する（事業所税については、22 年度まで経過措置を設ける。）。
- ・ その他農業委員会委員の定数及び任期、一部事務組合、出資等法人、ごみ及びし尿処理事業、消防団の取扱いについて決定。

オ 第 5 回（16 年 7 月 21 日）

- ・ 京北町の区域内に、右京区役所京北出張所（仮称）を置くほか、農林、土木、上下水道及び消防に関する事務を行うための体制を整備する。
- ・ その他国民健康保険事業、介護保険事業、下水道事業等の取扱いについて決定。

カ 第 6 回（16 年 8 月 9 日）

- ・ 議員の定数及び任期については、特例法に定める特例措置*を適用しないことに決定。
※ 編入合併が行われると、原則として、編入される市町村の議員は全員失職するが、合併特例法第 6 条又は第 7 条の規定による経過措置として、議員定数を増員し（定数特例）、又は引き続き在任を認める（在任特例）ことができた。
- ・ その他水道事業の取扱い、京都市・京北町合併建設計画（案）及び合併の期日について決定。

(4) 合併協定書の調印（16 年 8 月 26 日）

上記のとおり協議が整ったため、市長と町長が署名調印した。

6 京都市・京北町合併建設計画の概要

(1) 趣旨

京都市域と旧京北町域の一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上を図るとともに、京都市域と旧京北町域の均衡ある発展に資することを目的とする。「京都市基本構想」、「京都市基本計画」及び「区基本計画」の趣旨、理念を踏まえ、平成 16 年 8 月、京都市・京北町合併協議会において策定された。

(2) 計画の期間

平成 17 年度から 26 年度までの 10 年間

(3) 対象地域

京北地域及び同地域に隣接する北部山間地域

(4) 計画の概要と事業規模

(単位：百万円)

事業項目	概算事業費
ア ひとりひとりが支え、支えられるまちづくり	
久多診療所の整備	22
イ だれもが安心してらせるまちづくり	
京北地域における簡易水道施設再整備	
京都市周辺地域における地域水道施設等の整備（久多，広河原，花脊，別所，百井）	13,903
京都市周辺地域における下水道施設の整備（大原，静原，鞍馬，高雄）	
京北地域における消防ポンプ自動車，高規格救急自動車の配備	
京北地域及び他の本市北部山間地域における消防団（分団）に対する小型動力ポンプ付積載車等の配備	801
消防指令システムに係る消防本部設備の改修等 等	
ウ ゆとりと潤いのある学習環境づくり	
京北地域の小・中学校 4 校の普通教室等の冷房化	
京北地域の小・中学校 4 校の普通教室等におけるパソコンの配備及び校内 LAN 整備	117
生涯学習センター（仮称）の整備（旧京北町役場庁舎の活用）	
エ 魅力あふれるまちづくり	
合併記念の森創設	235
オ 活力あふれるまちづくり	
林業活性化対策（木材製材施設等の整備，柚人の工房事業，北山杉の里整備，林道・作業道整備等）	941
道の駅整備	40
京都一周トレイルコースの延伸（京北地域におけるコースの開設）等	53
カ 暮らしとまちを支える基盤づくり	
国道 162 号整備 ・栗尾峠区間の道路改良（栗尾トンネル） ・川東拡幅（第 1 工区，第 2 工区） ・高雄道路改良 ・周山道路改良	
国道 477 号整備 ・大布施拡幅（鎌倉バイパス） 等	28,460
府道整備 ・京都広河原美山線道路改良（二ノ瀬バイパス） 等	
市道整備 ・大原花脊線道路改良	
電子計算機運営事業の統合等	1,150
概算事業費総額	457.2 億円
うち，合併特例債発行見込額	150.0 億円

7 京都市過疎地域自立促進計画の概要

(1) 趣旨

過疎地域の市町村は，過疎地域自立促進特別措置法に基づき，住民福祉の向上，雇用の増大，地域格差の是正等を図るため，過疎地域自立促進市町村計画を定めなければならない（平成 12 年度から 21 年度までの時限立法）。

京北町は過疎地域であったため，平成 16 年度まで前期 5 箇年計画が策定されていた。本市は過疎地域ではないが，法の規定に基づき，合併があった場合の特例として，旧

過疎地域市町村の区域（京北地域）を過疎地域とみなし、平成 17 年第 4 回市会定例会における議決を得て、この計画を策定した。

(2) 計画の期間

平成 17 年度から 21 年度までの 5 年間（後期 5 箇年計画）

(3) 対象地域

京北地域

(4) 計画の概要と事業規模

(単位：千円)

事業項目	概算事業費
ア 産業の振興	
林道開設・改良	216,000
広域基幹林道開設	
園芸施設	181,275
道の駅	
木材製材施設	
観光標識	10,000
京都一周トレイルコース	
イ 交通通信体系の整備，情報化及び地域間交流の促進	
道路改良・舗装	342,500
橋梁改良	
移動通信用鉄塔施設整備	415,600
消防防災情報ネットワーク整備	
ウ 生活環境の整備	
簡易水道施設等の再整備事業	1,562,000
消防隊等車両整備	148,000
消防団車両整備	
消防水利整備（耐震型防火水槽）	
概算事業費総額	28.8 億円
うち、過疎対策事業債発行見込額	15.4 億円

6 京（みやこ）の安心安全ネット総合プランについて

1 プラン策定の背景

昨今、地震、風水害等の自然災害、子どもをねらう凶悪犯罪、SARSや鳥インフルエンザ等の健康や食の安全をおびやかす問題など、市民生活を取り巻く様々な危険や不安が増加し、深刻化しつつある。

こうした状況を踏まえ、安心・安全のまちづくりを市政の最重点課題に位置付けた上で、本市の安心・安全に関する施策を、市民の目線に立って横断的に総点検することで充実、強化するとともに、全国有数の、京都ならではの「地域の力」を重視して、市民の誰もが安心できる安全なまちを実現することを目指す総合的なプランを策定することとした。

2 プラン策定までの経過

平成 16 年 4 月 ・市内の関係部署による横断的検討組織「安心安全ネットプロジェクトチーム」を設置

6 月 ・安心・安全に関する市民の関心や意識について把握するため、「日々の暮らしの安心・安全」のテーマで、市民 3,000 人を対象に市政総合アンケート調査を実施

8 月～ ・市民の幅広い意見や提案をプランに反映させるため、「日々の暮らしの安心・安全に関する難問解決」のテーマで、電子会議室を開設（～11 月）

・京都府、京都府警察等の関係機関や、安心・安全に関わる活動を行っている市民団体等に意見を聴く「関係機関・団体意見聴取」を開始（～17 年 3 月）

17 年 2 月～ ・プラン素案を作成し、パブリック・コメントを実施（2 月 1 日～3 月 2 日。意見提出 115 件。）

3 月末・「京（みやこ）の安心安全ネット総合プラン」策定



(市政総合アンケート調査結果から)

3 プランの位置付け

このプランは、京都市基本計画及び各区基本計画に基づき、行政分野ごとに策定されている各分野別計画について、安心・安全の視点から、横断的に、市民の目線に立って再度点検と見直しを行い、分かりやすく実践的なものとして、改めて市民に提示するものである。

また、本プランの策定については、京都市基本計画第 2 次推進プランの中でも、第 1 章第 3 節「だれもが安心してらせるまち」において、政策項目 No. 80「安心安全ネット戦略プラン（仮称）の策定」として掲げている。

4 プランの概要

(1) プランが目指すもの（第 1 章）

ア 目指すべき方向性

目指すべき安心・安全に暮らせるまちの姿として以下の 3 点を掲げ、その実現のために、行政の取組はもとより、京都の強みである地域の力を重視した「京都型の安心安全ネット」を構築する。

- (ア) 危険や様々な問題の発生に備えて、可能な限りの予防対策や、発生した際に被害を最小限に抑えるための対策を十分に備えているまち
- (イ) 人々が認め合い、助け合い、力を合わせて身近な地域の安全を守っていく住民相互の結びつきや地域の力が息づいているまち
- (ウ) 一人ひとりが安心・安全に暮らせるまちの実現という目標を共有し、信頼の強い絆の下に、将来に向けて継続的に取り組むまち

イ 安心安全ネットの構築に必要な視点 ~ 京都のくらしの安心・安全を守る 6 つのネット ~

前記アの、目指すべき安心・安全に暮らせるまちの姿から、以下の 6 つを安心安全ネットの構築に必要な視点として導き出し、それぞれの機能の点検と強化を図りながら、各ネットを効果的に組み合わせた総合的なネットの構築を目指す。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 市民の目線に立った施策メニューの点検、整備（施策のネット） ② 庁内の連携、関係機関、関係団体等との連携の点検、整備（組織間のネット） ③ 市民に施策をつなぐ仕組みの点検、整備（市民と施策の間のネット） ④ 地域における市民主体の取組の促進（地域のネット） ⑤ 新たな事態にも対応可能な仕組みの整備（未来への備えのネット） ⑥ 市民の安心をはぐくむ取組（信頼のネット） |
|---|

(2) 強力な安心安全ネットの構築のために（第 2 章）

ア 安心安全のための総合的・横断的な施策実施体系の確立（施策のネット，組織間のネット，市民と施策の間のネット）

安心・安全をおびやかす問題に対して必要な施策が用意されているか（「施策のネット」）ということと併せて、庁内や関係機関等との連携（「組織間のネット」）、市民と施策とのつながり（「市民と施策の間のネット」）という観点から、安心・安全を確保するための本市の各種施策を総点検し、その成果を、安心・安全をおびやかす問題ごとに体系化した「安心安全のための総合的・横断的な施策実施体系」として整備した。

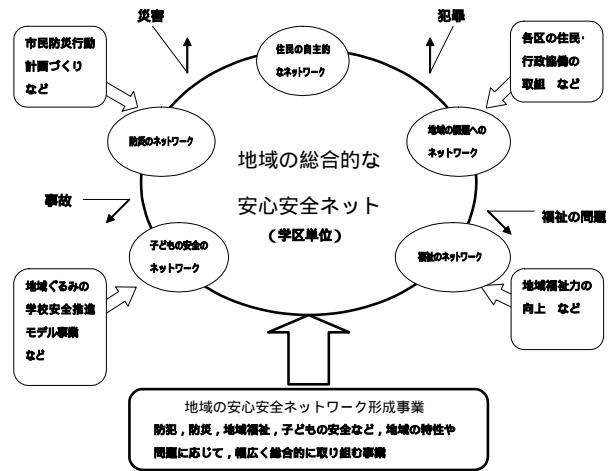
プランの策定以降、この「施策実施体系」に基づき、各所管部局において、庁内の横の連携や関係機関とのネットワークを十分に生かしながら、約 340 の関係施策のより一層効果的な推進を図っている。

施策実施体系の分類と重点的な取組

番号	大分類	小分類
	重点的な取組	
1	犯罪や 迷惑行為	犯罪一般／女性をねらう犯罪／子どもをねらう犯罪／高齢者などをねらう犯罪／少年非行など／違法駐車，駐輪ほか
	<ul style="list-style-type: none"> ・区役所等と警察署との更なる連携を図る仕組みの検討と推進 ・「京都市子ども安全会議」等を中心とした子どもの安全対策の推進 ・「京都市危機管理体制」の効果的な運用 	
2	事 故	自動車，列車，歩行中の事故など／火災／子どもの事故／ライフラインの事故ほか
	<ul style="list-style-type: none"> ・京都府警や関係団体との連携による交通安全対策の充実 ・消防団活動体制の強化 ・「京（みやこ）あんしんこども館」の効果的な運営の推進 	
3	自然災害	地震災害／台風等による風水害ほか
	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の初動，情報伝達体制の充実 ・内水はんらん，地下空間に係る水災対策の充実 ・京都市防災都市づくり計画の推進 	
4	環境問題	大気，土壌，水質，ダイオキシン汚染など／騒音，建物や家庭内の環境，衛生問題など／廃棄物問題ほか
	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化防止に向けた普及啓発 ・不法投棄パトロールの推進 ・都心部グリーン配送推進協議会との連携によるグリーン配送普及促進事業の推進 	
5	食の問題	農薬，動物用医薬品，添加物の問題，食中毒など／生産地，原産地，生産日等の表示の真偽など／家畜の病気，伝染病／飲料水の安全ほか
	<ul style="list-style-type: none"> ・BSE全頭検査の継続実施 ・中央卸売市場における危機管理の充実強化 ・消費者保護条例の改正を踏まえた食の安全に対する取組の強化 	
6	健康問題	感染症／子どもの健康／高齢者の健康／障害の問題／医療の問題ほか
	<ul style="list-style-type: none"> ・医療安全相談窓口事務の効果的な推進 ・自閉症・発達障害支援センターの設置運営 ・「京（みやこ）あんしんこども館」の効果的な運営の推進（再掲） ・保健所を拠点とした，生涯を通じた健康づくりの推進 	
7	生活上の 問題	教育問題／育児の問題／雇用問題／生活経済問題／高齢者の生活，介護／障害者の生活，介護／すまいのトラブルほか
	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育における健全育成の推進 ・行政，関係機関，関係団体等の連携による「京都子どもネットワーク」の充実 ・「京都市勤労者情報システム」による情報発信 ・介護保険事業の運営及び介護関連施策の推進 ほか 	
8	その他の 問題	コンピュータやインターネット活用上の問題／京都で観光や外国人が暮らす上での不安ほか
	<ul style="list-style-type: none"> ・地元商店街や宿泊施設等と連携した「修学旅行生困りごと相談所」の対策の推進 ・医療機関と連携した外国籍市民等を対象とする医療通訳派遣事業の充実 ・コールセンターの効果的な運営の推進 ほか 	

イ 京都ならではの地域の安心安全ネットの形成（地域のネット）

京都には、自治の伝統や地域の親密さが息づいており、そうした特性を生かして、地域の安心・安全を万全なものにするために、防犯や防災、子どもの安全、福祉など、地域の様々な問題に幅広く対応できるようなネットワーク＝「地域の総合的な安心安全ネット」を、身近な学区（小学校区）等の単位で形成していくことを目指す。その具体的な方策として、「地域の安心安全ネットワーク形成事業」（右図参照。以下「ネットワーク形成事業」という。）を積極的に推進し、京都のまち全域への「安心安全ネット」の拡大を図ることとした。



ネットワーク形成事業の推進方針

- ① 全区、支所においてモデル事業を実施する。→平成 17 年度に完了
- ② ネットワーク形成事業の取組をできるだけ早期に市内全 227 学区に広げる。
- ③ 各学区における取組の実施を促進するとともに、地域の実情に応じた効果的な取組が行われ定着するよう、新たに「地域の安心安全ネットワーク形成支援制度」（活動助成）を創設し、各学区の自主的なネットワーク形成事業の取組を支援する。
- ④ 各学区の取組が、モデル事業の成果等を生かして円滑に進められるよう、助言や情報提供、「安心安全コミュニティトーク」等による取組の気運の醸成などを積極的に行う。

ネットワーク形成事業の推進に当たっては、住民に最も身近な行政機関である区役所、支所が、学校、消防署、警察署等と連携し、地域住民の方々主体で行う安心・安全活動を支援する中心的な役割を担い、大学、NPO、企業などの参画を得ながら、効果的な取組の展開を図る。文化市民局、保健福祉局、消防局、教育委員会等の本市の関係部局の連携による支援体制を整えるとともに、京都府警等の関係機関とも連携を図りながら、ネットワーク形成事業の推進のための条件整備や支援を行う。

平成 17 年度は、プランの策定に先立って進めてきた 16 年度の取組に引き続き、全区・支所におけるモデル事業の実施を完了するとともに、他の地域への拡大を図るなど、地域の特性に応じた効果的なネットワーク形成の取組を着実に推進した。

参考 ネットワーク形成事業の取組

①概要

平成 16 年度は、4 区・支所でモデル事業を実施した。17 年度は、残る 10 区・支所でモデル事業を実施するとともに、取組の継続と地域拡大を図り、25 学区で事業を実施した。18 年度は、これまでの取組の継続と共に、更に 45 学区増の 70 学区で事

業を実施し、できるだけ早期に市内全 227 学区に取組を広げる。

②平成 17 年度の事業実施状況 (25 学区)

行政区	学区	行政区	学区
北区	柏野学区☆	南区	吉祥院学区※, 上鳥羽学区, 弘道学区, 塔南学区
上京区	新町小学校区☆(小川, 中立, 滋野学区)	右京区	山ノ内学区☆
左京区	第四錦林小学校区(吉田地域)☆, 北白川学区☆	西京区	桂川学区☆
中京区	朱雀第六学区☆	西京区洛西	桂坂学区☆
東山区	六原学区※, 貞教学区, 修道学区	伏見区	納所学区☆
山科区	山階南学区☆	伏見区深草	砂川学区※, 稲荷学区
下京区	修徳学区※, 光徳学区, 開智学区, 稚松学区, 安寧学区	伏見区醍醐	醍醐学区☆

※は 16 年度の, ☆は 17 年度のモデル地域

③主な取組

防犯, 防災などをテーマとしたワークショップの開催, 防犯・防災マップの作成, あいさつ運動の実施, 児童の登下校時の見守り活動, 門灯点灯運動の推進, 防犯・防災・福祉に関するアンケート調査, ニュース紙の発行 など

(3) 結び(第 3 章)

ア 新たな事態にも対応可能な仕組みづくり(未来への備えのネット)

プランの推進に当たっては, 以下のような仕組みを備えることにより, 今回張り巡らせた安心安全ネットを, 将来に向けてたゆませることのないように努めるとともに, 安心・安全にかかわる市民意識調査の実施などにより, プランが今後も市民の目線に立った実効性のあるものとなるようにしていく。

(ア) 新たな事態に備えた施策の点検及び更新

施策実施体系について, 各所管部局がそれぞれ責任を持ち, 進行管理を行うとともに, 新たな事態の発生など状況の変化等も見据えながら, 安心・安全にかかわる市民意識調査や行政評価制度も活用して, 継続的に点検を進める。

また, 施策の見直しや更新を図り, 安心安全ホームページ等を通じて, 常にプランの最新の内容を市民に情報発信していく。

(イ) 地域の取組の点検及び更なる展開

地域の取組について, 取組主体である市民と共に継続的な点検を行い, 地域の自主的な活動のより一層の充実を図る。

本市の関係部局, 関係機関等の連携により, 取組の効果的な推進, 定着, 拡大を図り, 市全域に, 地域の力が最大限に発揮されるネットワークが広がるよう取り組む。

イ 市民の安心をはぐくむ取組(信頼のネット)

以下のような取組を推進し, プランと市民とを, プランに対する信頼というネットであつなぎ, 市民の安心をはぐくむことを目指す。

(ア) 安心安全ハンドブックの作成 ,全戸配布(18年2月全戸配布)

市民生活の安心・安全の確保に役立つ施策や相談窓口をはじめ、関連情報や知識をわかりやすくまとめた冊子・京都市安心安全ハンドブック「京の安心安全 暮らしの救急箱」を作成、全戸配布（右はハンドブックの表紙）

**(イ) 安心安全市民フォーラムの開催(17年10月開催)**

安心・安全について、多くの市民と共に考え、理解を深めるとともに、主体的な取組の気運をはぐくむことを目的に、京都府、京都府警察と連携し、「安心安全 京都フェスタ」として開催

(ウ) 安心安全コミュニティトークの実施(17年7月開始)

プランの内容について市民に伝えるとともに、地域で安心・安全に取り組むきっかけづくりとなるよう、学区単位で、地域参加型の出前講座を実施

(イ) 安心安全ホームページの開設(17年12月開設)

プランに掲げた約 340 の京都市の安心・安全に関する施策をわかりやすく掲載するとともに、先進的な地域の取組の紹介のページや安心・安全関連サイトへのリンク集等を設けた「京(みやこ)の安心安全 お役立ちネット」を開設（上は京都市情報館トップページに貼られているバナー）



<http://www.city.kyoto.jp/sogo/project/anan-oyakudachi/>

(オ) コールセンターによる安心安全情報の提供(18年1月開始)

365日、市役所の閉庁時でも、電話、ファックス、電子メールにより市の手続や制度等への問合せに対応する「市政情報総合案内コールセンター」を開設し、安心・安全の情報はじめとする、市政情報等の提供を行う（右は京都市情報館トップページに貼られているバナー）。



Tel 075-661-3755 Fax 075-661-5855

e-mail コールセンターホームページ内の送信フォームから

(以上、18年1月現在)

ウ まとめ

京都が誇る地域の力を生かし、京都府や京都府警、更には国等の関係機関と連携を図りながら、安心・安全なまちづくりに積極的に取り組むことにより、世界中のあらゆる都市の模範となる安心・安全の創造を目指す。

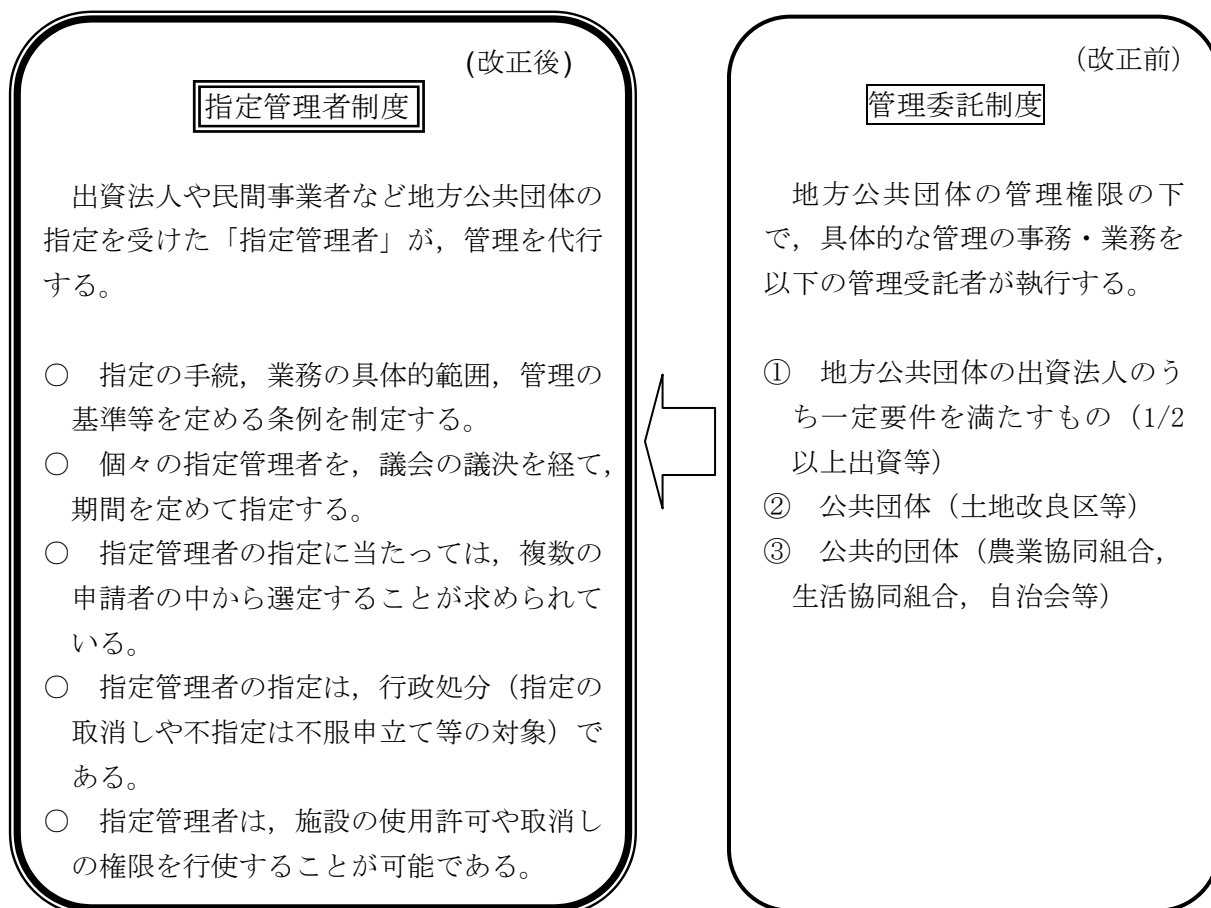
7 公の施設の指定管理者制度の導入について

1 はじめに

公の施設の管理運営を委託する場合、その委託先はこれまで地方公共団体の出資法人や公共的団体などに限定されていたが、平成 15 年 9 月 2 日に地方自治法の一部を改正する法律が施行され、株式会社等の民間事業者も含めた幅広い団体が公の施設の管理運営を代行することができる「公の施設の指定管理者制度」が創設された。

この制度は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理運営に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的に創設されたものであるが、本市では、この制度が市政改革の柱として進めている民間活力の導入の趣旨と合致したものであることから、制度の目的が十分発揮されるよう導入の取組を進めた。

2 指定管理者制度の概要



※ 改正地方自治法が施行された平成15年9月2日の時点で改正前の地方自治法の規定に基づき管理委託を行っていた施設については、直営や地方独立行政法人に移行するのでなければ、3年以内（18年9月1日まで）に改正後の地方自治法の規定による指定管理

者の指定を行う必要がある。

また、個別法において公の施設の管理主体が限定される場合には、指定管理者制度を採ることができないとされている。

3 本市における対応

(1) 「京都市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」の制定

平成16年3月に「京都市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（以下「手続条例」という。）」を制定し、指定管理者の公募、指定の申請、選定、指定、協定の締結など、指定管理者の指定の手続等に関し必要な事項を定めた。

(2) 「京都市公の施設の指定管理者制度運用基本指針」の策定

平成 16 年 8 月に、公の施設を所管する各局等が、手続条例に基づき、指定管理者制度を適切かつ円滑に運用するために、本市の統一的な考え方や手順などの基本的な項目を定めた制度運用の基本指針を策定した。（17 年 10 月一部改正）

その概要は以下のとおりである。

ア 制度の運用についての本市の考え方

本市においては、これまでから「補完性の原理に基づく市民と行政の役割分担」を基本理念として、民間活力の導入を積極的に推進してきており、指定管理者制度についてもこの考え方になかったものである。このため、本制度の創設を機に、今後従来から管理委託を行っている施設への導入はもとより、現在直営によって運営している施設も含めて、本制度の導入の可否について検討を行う。

イ 制度の活用にあたっての留意事項

(ア) 市民サービスの安定的供給の確保

制度の運用にあたっては、経済性や効率性のみならず、市民サービスの向上や行政責任の確保など多角的な観点から検討を行うこととする。

(イ) 利用料金制度の活用

利用料金を徴収している施設については、指定管理者の経営努力を促すという観点から、できる限り利用料金制度の活用を図ることとする。

ウ 指定管理者の公募の例外

手続条例第2条において、指定管理者については公募しなければならないとしているが、次の場合は公募によらずに指定管理者の選定を行うことができる。

(ア) 指定管理者が倒産したなど緊急性のある場合

(イ) 公募を行わないことに合理的な理由がある場合

本件については、P F I 事業や、本市以外の者が所有する施設と一体的に管理を行うことが合理的であるため当該施設の運営主体を指定管理者として指定する必要がある場合が考えられる。

なお、これらのほか、指定管理者の公募を行わないときは、選定委員会の意見を聴かなければならない。

エ 指定期間

原則として、3年から5年程度とする。

オ 選定基準

(ア) 手続条例第4条第1項において定める次の事項に沿って、適切な審査項目及び審査基準を定め、事前に公表する。

- a 施設の利用に関し不当な差別的取扱いが行われるおそれがないこと。
- b 施設の設置の目的に照らしその管理を効率的かつ効果的に行うことができるものであること。
- c 施設の管理を適確に遂行するに足りる人的構成及び財産的基礎を有するものであること。

カ 選定方法

総合評価一般競争入札などに準じて、価格だけでなくサービスの水準等も併せて評価して指定管理者を選定する。

キ 選定委員会

学識者、当該施設の運営等に関して専門的知識を有する者など複数の外部委員を加えた選定委員会を施設を所管する局等ごとに設置し、指定管理者の選定を行う。

ク 指定管理者の指定後の留意事項

(ア) 指定管理者の業務の停止及び指定の取消等

指定管理者が適切な管理を実施しているかどうかの点検を常に行い、地方自治法の規定に基づき、指定期間内であっても必要に応じて業務の停止や指定の取消しを行う。

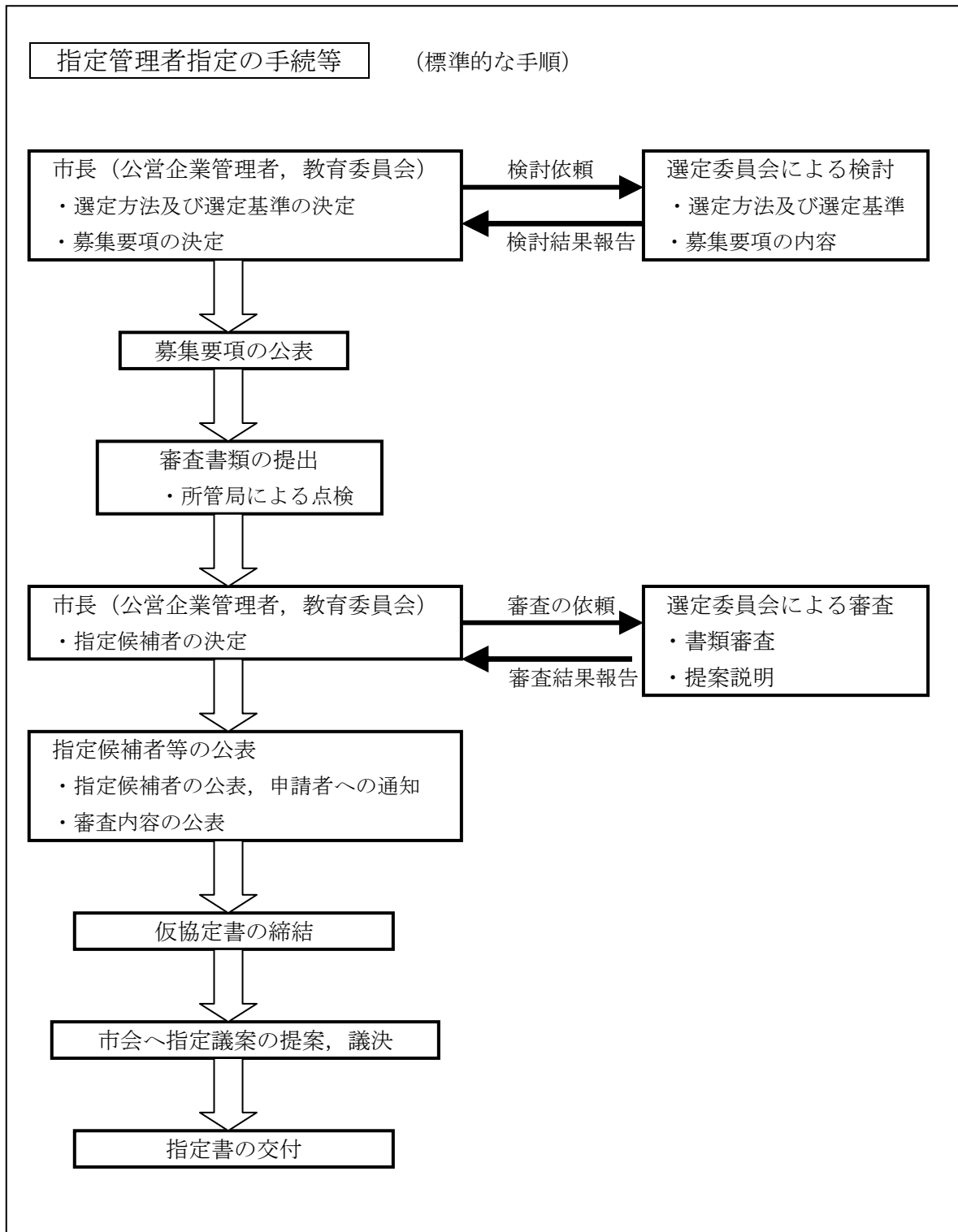
(イ) 個人情報保護及び情報公開

京都市個人情報保護条例及び京都市情報公開条例の趣旨に従い、指定管理者においても適切な個人情報保護及び情報公開を行う。

(ウ) 施設の管理運営への市民参加

利用者アンケートやモニター調査を実施することにより、利用者の満足度や苦情を把握するなど、施設の管理運営への市民参加を進め、指定管理者の提供するサービス内容の改善に反映させる。

ケ 指定管理者指定の手続等



(3) 市会における審議

指定管理者の募集，指定候補者の決定・公表等の手続等を経て，平成 17 年第 3 回市会定例会までに 44 施設，同年第 4 回市会定例会において 288 施設に係る指定管理者の指定議案及び各施設の設置条例の改正議案が提出され，それぞれ所管の常任委員会に付託審査のうえ，すべて原案どおり可決された。

なお，平成 17 年第 4 回市会定例会において，指定管理者の指定及び関連施設の設置条例の改正議案の可決に際し，付された付帯決議は次のとおりである。

議第 286 号～議第 360 号 京都市大学のまち交流センター条例の一部を改正する条例の制定について ほか 74 件

議第 365 号～議第 547 号 指定管理者の指定について（京都市大学のまち交流センター）ほか 182 件

指定管理者制度の目的は，民間でできることは，民間にゆだねることによって，市民サービスの向上と経費の節減を図ることである。

しかしながら，今回の指定候補の大半が，これまでの既存の外郭団体などである。このことは，「官から民へ」という趣旨からして問題が残る。

よって理事者は，下記の項目に取り組み，今後の制度運用に生かすべきである。

記

- 1 外郭団体改革計画に基づいて団体数，派遣職員の削減など改革を行っているところであるが，これを機に，より一層の派遣職員の縮減と外郭団体の統廃合を推し進めること。
- 2 民間の参入を促進する立場から，選定委員会の構成の在り方，指定候補団体の役員構成の在り方，応募用件，指定期間など，今回の取組を全市的に総括し，必要な方策を講ずること。
- 3 未公募の指定管理者の基準の明確化を図ること。
- 4 今後の経営改善を示す管理計画を精査し，実施後の進行管理を適切に行うこと。

(4) 本市公の施設への指定管理者制度の導入状況（平成 18 年 4 月現在〈予定〉）

ア 導入概要（公の施設 895 施設中）

- ◎ 指定管理者制度導入

332 施設	
公 募	310 施設
非公募	22 施設
管理者が従前の管理者から変更となる施設数	13 施設
- 直営（一部業務委託を含む。） 483 施設
- その他（市営住宅における管理代行制度等） 80 施設

イ 導入時期

- 16 年度 2 施設
- 17 年度 42 施設
- 18 年 4 月 288 施設

ウ 導入状況一覧

公の施設の指定管理者制度の導入状況一覧(平成18年4月1日予定)

所 管 局	施 設 名	施設数	施設の種類	指定候補者の選定方式 (公募,非公募)	管理運営の単位	指定管理者となる団体(予定)	指定期間	備 考	
総合企画局	大学のまち交流センター	1	その他	公募	施設ごと	(財)大学コンソーシアム京都	5年		
総務局	国際交流会館	1	文教施設	公募	施設ごと	(財)京都市国際交流協会	5年		
環境局	環境保全活動センター	1	その他	公募	施設ごと	(財)京都市環境事業協会	3年		
文化市民局	円山公園音楽堂	1	文教施設	公募	施設ごと	(株)アクティブケイ	5年		
	京都会館	1		公募	施設ごと	(財)京都市音楽芸術文化振興財団	5年		
	アバンティホール	1		公募	施設ごと	(財)京都市音楽芸術文化振興財団	5年		
	文化会館	5		公募	5施設一括	(財)京都市音楽芸術文化振興財団	5年		
	京都コンサートホール	1		公募	施設ごと	(財)京都市音楽芸術文化振興財団	5年		
	京都芸術センター	1		非公募	施設ごと	(財)京都市芸術文化協会	5年		
	文化財建造物保存技術研修センター	1		公募	施設ごと	(社)全国社寺等屋根工事技術保存会	5年		
	考古資料館	1		公募	施設ごと	(財)京都市埋蔵文化財研究所	5年		
	市立浴場	13		公募	13施設一括	(財)京都市立浴場運営財団	5年		
	女性総合センター(男女共同参画推進センター)	1		公募	施設ごと	(財)京都市女性協会	5年		
	百井青少年村	1		公募	施設ごと	(財)京都ユースホテル協会	5年		
	青少年活動センター	7		公募	7施設一括	(財)京都市ユースサービス協会	5年		
	市民活動総合センター	1		公募	施設ごと	特定非営利活動法人きょうとNPOセンター	5年		
	西京極総合運動公園	西京極総合運動公園		1	公募	施設ごと(プール棟)	(株)ビバ	5年	
						陸上競技場, 野球場を一括	(財)京都市体育協会	5年	
		宝が池公園運動施設		1	公募	施設ごと	(財)京都市体育協会	5年	
		体育館		1	公募	市民スポーツ会館と一括	(財)京都市体育協会	5年	
		武道センター		1	公募	施設ごと	(財)京都市体育協会	5年	
		地域体育館		5	公募	5施設一括	(株)ビバ	5年	
市民スポーツ会館		1	公募	体育館と一括	(財)京都市体育協会	5年			
運動公園		15	公募	15施設一括	(財)京都市体育協会	5年			
京北パラグライダー施設	1	公募	施設ごと	京北スカイスポーツ振興会	5年				
産業観光局	宇多野ユース・ホテル	1	レクリエーション施設・スポーツ施設	非公募	施設ごと	(財)京都ユースホテル協会	6箇月		
	森林文化交流センター	1		非公募	施設ごと	(財)花脊森林文化財団	5年		
	宇津峡公園	1		公募	施設ごと	(財)きょうと京北ふるさと公社	5年		
	勸業館	1	産業振興施設	非公募	施設ごと	(株)京都産業振興センター	3年		
	伝統産業振興館	1		公募	-	京都伝統産業青年会	4年		
	林産物需要拡大センター	1		公募	施設ごと	(財)きょうと京北ふるさと公社	5年		
	京北森林公園	1		公募	施設ごと	京北森林組合	5年		
保健福祉局	身体障害者福祉センター	3	医療・社会福祉施設	公募	単独施設と合築施設	(福)京都身体障害者福祉センター (福)京都国際社会福祉協会の会	5年		
	知的障害者授産施設	10		公募	単独施設と合築施設	(福)京都国際社会福祉協会の会 (福)京都身体障害者福祉センター 他4団体	5年		

所 管 局	施 設 名	施設数	施設の種類	指定候補者の選定方式 (公募, 非公募)	管理運営の単位	指定管理者となる団体(予定)	指定期間	備 考
医療・社会福祉施設	知的障害者通勤寮	2		公募	施設ごと	(福)京都障害児福祉協会	5年	
	心身障害児福祉会館	1		公募	施設ごと	(福)京都障害児福祉協会	5年	
	聴覚言語障害センター	1		公募	合築施設	(福)京都聴覚言語障害者福祉協会	5年	
	身体障害者授産施設	6		公募	単独施設と合築施設	(福)京都障害児福祉協会 (福)京都身体障害者福祉センター 他2団体	5年	
	障害者スポーツセンター	1		公募	施設ごと	(財)京都市障害者スポーツ協会	5年	
	在宅障害者デイサービス施設	2		公募	合築施設	(福)京都社会事業財団 (福)京都身体障害者福祉センター	5年	
	知的障害者デイサービスセンター	2		公募	合築施設	(福)京都市右京区社会福祉協議会 (福)京都身体障害者福祉センター	5年	
	知的障害者福祉工場	2		公募	単独施設と合築施設	(福)京都育成の会 (福)京都国際社会福祉協力会	5年	
	桂川福祉ホーム	1		公募	合築施設	(福)京都社会事業財団	5年	
	桂川療護園	1		公募	合築施設	(福)京都社会事業財団	5年	
	知的障害者更生施設大原野の杜	1		公募	施設ごと	(福)京都障害児福祉協会	5年	
	障害者教養文化・体育会館	1		公募	施設ごと	(福)太陽の家	5年	
	こころの健康増進センター	1		公募	合築施設	(福)京都光彩の会	5年	ただし、精神保健福祉センターは直営
	福祉ボランティアセンター	1		公募	施設ごと	(福)京都市社会福祉協議会	5年	
	児童館	71		公募	単独施設と合築施設	(福)京都市社会福祉協議会 (福)京都社会福祉協会 他31団体	5年	
	母子福祉センター米岡荘	1		公募	施設ごと	(社)京都市母子寡婦福祉連合会	5年	
	学童保育所	13		公募	13施設一括	京都市学童保育所管理委員会	5年	新設は開設日から18年度末まで
	保育所	3		公募	単独施設と合築施設	(福)西京極保育福祉会 (福)京都社会福祉協会	5年	
	児童福祉センター	1		公募	施設ごと	(福)京都障害児福祉協会	5年	ただし、児童相談所、知的障害者更生相談所は直営
	老人いこいの家	3		公募	単独施設と合築施設	(福)京都市左京区社会福祉協議会 (福)京都市東山区社会福祉協議会 京都市太秦児童館運営委員会	5年	
		2		非公募	施設ごと	宗教法人三時知恩寺 宗教法人中院	5年	
	老人福祉センター	17		公募	単独施設と合築施設	(福)京都市社会福祉協議会 (福)淀福祉会	5年	
	老人保養センター	1		公募	施設ごと	(社)京都市老人クラブ連合会	5年	
	洛西ふれあいの里	1		公募	単独施設と合築施設	(福)京都市社会福祉協議会 (福)京都障害児福祉協会	5年	
	老人デイサービスセンター	1		非公募		(福)京都福祉サービス協会	5年8箇月	
		37		公募	単独施設と合築施設	(福)京都社会事業財団 (福)京都市社会福祉協議会 (福)京都福祉サービス協会 他9団体	5年	
老人介護支援センター	1	非公募		(福)京都福祉サービス協会	5年8箇月			
	22	公募	合築施設	(福)京都社会事業財団 (福)京都市社会福祉協議会 (福)京都福祉サービス協会 他8団体	5年			
特別養護老人ホーム	1	非公募		(福)京都福祉サービス協会	5年8箇月			
	6	公募	合築施設	(福)京都福祉サービス協会 (福)京都社会事業財団 他3団体	5年			
久多いいきセンター	1	公募	施設ごと	京都市久多いいきセンター運営委員会	5年			

所 管 局	施 設 名	施設数	施設の種類	指定候補者の選定方式(公募,非公募)	管理運営の単位	指定管理者となる団体(予定)	指定期間	備 考
	老人短期入所施設	3	医療・社会福祉施設	公募	合築施設	(福)京都老人福祉協会 (福)京都市社会福祉協議会	5年	
	長寿すこやかセンター	1		公募	合築施設	(福)京都市社会福祉協議会	5年	
	健康増進センター	1		公募	施設ごと	(財)京都市健康づくり協会	5年	
	休日急病診療所	3		公募	3施設一括	(財)京都市急病診療所	5年	
	深草墓園	1		公募	施設ごと	(社)京都保健衛生協会	5年	
	子ども保健医療相談・事故防止センター	1		非公募	施設ごと	日本赤十字社	2年8箇月	
都 市 計 画 局	醍醐交流会館	1	文教施設	非公募	施設ごと	京都醍醐センター(株)	3年	
	嵯峨鳥居本町並み保存館	1		公募	施設ごと	特定非営利活動法人うろのまち・みちづくり	3年	
	久我の杜生涯学習プラザ	1		公募	施設ごと	久我の杜生涯学習プラザ管理運営協議会	3年	
	醍醐駐車場	1	基盤施設	非公募	施設ごと	京都醍醐センター(株)	3年	
	景観・まちづくりセンター	1	その他	公募	施設ごと	(財)京都市景観・まちづくりセンター	3年	
建 設 局	路外駐車場(醍醐駐車場を除く。)	2	基盤施設	公募	施設ごと	パーク二四(株) (財)京都市駐車場公社	5年	
		2		非公募	施設ごと	(財)京都市駐車場公社 京都シティ開発(株)	5年	
	観光駐車場	4		公募	施設ごと	(財)京都市駐車場公社	5年	
	自転車等駐車場	5		公募	施設ごと	(財)京都市駐車場公社 ミディ総合管理(株)	5年	石田駅は3年4箇月,東寺駅は4年
		7		非公募	施設ごと	(財)京都市駐車場公社	5年	
	梅小路公園	1		公募	施設ごと	(財)京都市都市緑化協会	5年	
	大宮交通公園	1		公募	施設ごと	(財)京都市駐車場公社	5年	
	ラクト健康・文化館	1		レクリエーション施設・スポーツ施設	非公募	施設ごと	京都シティ開発(株)	5年
消 防 局	市民防災センター	1	その他	公募	施設ごと	(財)京都市防災協会	5年	
交 通 局	北山駅自転車駐車場	1	基盤施設	公募	施設ごと	(財)京都市駐車場公社	5年	
教 育 委 員 会	知的障害者学習ホームひかり学園	1	文教施設	公募	施設ごと	(社)京都手をつなぐ育成会	5年	
	日野野外活動施設	1		公募	施設ごと	京都市日野野外活動施設管理運営委員会	5年	
	京北山国の家	1		公募	施設ごと	京北自治振興会	5年	
合計		332						

備考(上記以外の公の施設の状況)

種 別	施設数	施 設 名
管理代行制度導入施設	68	市営住宅
民営・民設化	10	公設小売市場3, 麦の穂学園, 知的障害者授産施設1, ひばり学園, むくの木学園, 学童保育所1, 保育所2
直営(一部業務委託を含む。)	483	小学校, 中学校, 水道等
廃止	2	老人いこいの家2

8 京都市人権文化推進計画の策定について

1 策定の背景

本市では、京都市基本計画（以下「基本計画」という。）に基づき、人権文化を築くための取組を全市的に推進し、「人権教育のための国連 10 年京都市行動計画」（平成 11 年 3 月策定。以下「行動計画」という。）に掲げた 78 の具体的な取組項目のすべてに着手、実施した。また、各分野別計画の策定、推進により、各人権課題の社会的な背景や特質に応じた具体的な取組を推進してきた。

これまでの取組により、市民の間に人権尊重の意識は定着しつつあり、また、人権問題の解決が図られつつあるものの、暴力、虐待、差別、社会参加の阻害など、依然として人権上の問題が解決されずに残っている。一方では、近年の少子高齢化の進行、国際化の進展、情報通信技術（IT）の発達などの社会状況等の変化を背景として新たな人権課題も発生しており、これらの状況の変化に的確に対応した取組が求められている。

2 策定の趣旨

(1) 新たな計画の必要性和提言の尊重

平成 16 年末の行動計画の終了を機に、これまでの取組と成果、今日的な課題等を踏まえ、人権施策に関する新たな計画として、学識経験者及び市民公募委員からなる「京都市人権文化推進計画（仮称）策定検討委員会」からの提言を尊重して策定した。

(2) 位置付け

本市の基本構想及び基本計画に基づく人権施策に関する分野別計画として、本市が人権施策を推進（企画、実施、評価）するうえでの基本的な考え方等を示す。

また、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（平成 12 年 12 月）、「人権教育・啓発に関する基本計画」（14 年 3 月）などの取組等とも協調して策定した。

(3) 計画期間

計画期間は、平成 17 年度から 26 年度の 10 年間で、社会状況等の変化に対応するため、必要に応じて見直すこととしている。

3 計画の特徴

(1) 人権の基本的考え方についての説明（第 1 章）

行動計画では、人権教育と啓発についての理念には触れていたが、人権そのものに関しては詳細な記述は行っていなかったため、人権についての説明を盛り込んだ。

(2) 人権施策の分類（第 1 章）

行動計画では、人権教育、啓発の取組を推進してきたが、本計画では、人権にかかわる施策を、「人権教育・啓発」、「人権保障」、「人権相談・救済」の 3 つに分類し、それぞれの施策について今後の在り方等について示した。

(3) 各重要課題にホームレス等の項目を付加（第 2 章）

国の「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」や本市が策定した「ホームレス自立支援等実施計画」の策定を反映し、ホームレスの項目を重要課題として新たに加えた。

また、行動計画にはなかった性同一性障害者等についても、その他の課題の一つとして掲げた。

(4) 人権相談・救済のネットワークの構築（第 3 章）

女性、子どもなどに対する暴力、虐待などの人権侵害に対応するため、市民がより相談しやすい体制の整備を図ることなどを目的として、人権相談・救済の総合的なネットワークの構築に着手することを、人権相談・救済に関する大きな柱として盛り込んだ。

(5) 京都市人権文化推進懇話会（仮称）の設置（第 4 章）

本市市政の基本方針である市民とのパートナーシップに基づき、提言に基づく計画の進行管理について、外部の視点で施策の点検等を行う「京都市人権文化推進懇話会（仮称）」の設置を盛り込んだ。

4 計画の概要**(1) 基本的な考え方（第 1 章）****ア 人権の基本的考え方**

- (ア) 人権とは、誰もが等しく持っている各人の固有の権利であり、個人の尊厳を守り、可能性を最大限に伸ばしていくことである。（個人の尊厳の保持及び可能性の伸展）
- (イ) 自らの人権と同様に他人の人権も尊重しなければならない。（相互の人権の尊重）
- (ウ) 人権は、すべての市民にとって同じように意味を持っている。（人権の普遍性）
- (エ) 人権が守られることによって日常生活を送ることができる。（人権の日常性）

イ 人権施策の分類

人権が尊重される社会づくりに必要な施策を、以下の 3 つに分類する。

- (ア) 人権尊重の理念の普及等を行う「人権教育・啓発」
- (イ) 他の人が享有している権利を十分に享有できなかつたり、人権を侵害されるおそれがある状況を、ソフト、ハードの両面において改善を図る「人権保障」
- (ウ) 実際に人権が侵害された場合に相談等に適切に対応するための「人権相談・救済」

ウ 人権施策の基本方針

- (ア) すべての人の人権を尊重する（ノーマライゼーション、ユニバーサルデザインの視点）
- (イ) 市民との協働（パートナーシップ）による推進
- (ウ) 総合的、戦略的な推進（各部局の十分な連携、客観的なデータに基づく推進）

(2) 各重要課題について（第2章）

人権上の重要課題として9項目を掲げ、これまでの取組、現状と課題及び今後の施策の在り方を簡潔に示す。

ア 女性

男女があらゆる場において、共に責任を担いつつ個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を目指す。

イ 子ども

家庭や社会生活のあらゆる分野で「子どもの最善の利益」を考慮した取組を推進する。

ウ 高齢者

高齢者が培ってきた豊かな経験や知識を生かし、地域社会の中でいきいきと輝いて暮らせる長寿社会の実現を目指す。

エ 障害者

障害者の人権の問題は、市民一人一人の身近な問題であり、すべての人の人権を守るという視点を基礎として施策を推進する。

オ 同和問題

地域や対象を限定せず、個々のニーズに応じた一般施策を的確に実施し、今日までの大きな成果が損なわれないよう取組を推進する。

カ 外国人・外国籍市民

すべての人々が民族、国籍、文化等の違いを互いに理解し合い、すべての人の人権が尊重される多文化共生社会の実現を目指す。

キ 感染症患者等

疾病や感染予防に対する正しい知識を普及させるとともに、患者等の人権を尊重し、健康な生活を営む権利、自らの情報を知る権利と守る権利等に配慮した取組を推進する。

ク ホームレス

就業機会の確保をはじめ、安定した居住場所、生活に関する相談や指導など、個々の状況に応じた自立支援策を推進する。

ケ その他の課題（性同一性障害者等、犯罪被害者等、刑を終えて出所した人、アイヌの人々、プライバシーの侵害、インターネットによる人権侵害、婚外子・母子（父子）家庭）

人権課題として正しく理解され、速やかな解決が図られるよう各種施策を推進する。

(3) 施策の推進と重点項目（第3章）

各施策についての基本的な考え方や施策を推進するに当たって重点を置く項目を示す。

（◆は重点項目を推進していくうえで必要な具体的な取組項目）

ア「人権教育・啓発」に関する重点項目**(ア) 人権教育**

- a 家庭教育…親が偏見を持たず差別しないことを、日常生活を通じて子どもに示す。
- b 学校等における人権教育…子ども自身の選択を重視し、子どもの可能性の開花を図る。
- c 社会教育…生涯学習における人権学習の充実、学校等での保護者対象の人権学習等の支援を図る。

(イ) 人権啓発

- a 広報…行政から市民へ広く働き掛ける。
 - (a) 情報発信の強化（ITの活用）
 - ◆人権施策に関する総合的な情報を提供するホームページの開設
- b 学習機会の提供…人権の理解を深めるための様々な機会を提供する。
 - (a) 身近な場における啓発活動の充実
 - ◆区役所，支所等における啓発事業の一層の充実
 - ◆地域における人権啓発リーダーの養成，活用の充実
 - (b) 交流事業の推進と参加・体験型事業の充実
 - ◆障害のある人，高齢者，外国籍市民等との交流事業の推進
 - ◆ワークショップ形式などの参加・体験型事業の充実
- c 市民の自主的な取組の支援…市民自ら行う啓発活動を支援する。
 - (a) 市民活動，NPO等への支援の充実
 - ◆市民，NPO等が行う人権啓発活動への支援の充実
 - (b) 企業啓発及び企業における取組への支援
 - (c) 大学，研究機関等との連携の強化と若者の活躍の場づくり
 - ◆人権啓発に関する大学や研究機関との連携
 - ◆財団法人世界人権問題研究センターの一層の活用

イ 「人権保障」に関する基本的考え方

ソフト，ハードの両面において，人権が十分に保障されているとは言えない人々の置かれている状況等の改善を図る。

ウ 「人権相談・救済」に関する重点項目

- (ア) 人権相談・救済に関する総合的なネットワークの構築
 - ◆人権相談・救済ネットワーク（仮称）の構築
- (イ) 相談機関等の周知
 - ◆相談・救済に関する機関や制度をまとめた相談マップ（仮称）の作成・普及
- (ウ) 教育・啓発との連携
 - ◆人権相談や人権侵害への対応に関する市民への周知の充実
 - ◆人権啓発リーダー養成講座等における人権相談・救済の内容についての研修
- (エ) 信頼性の向上
 - ◆人権相談・救済機関に従事する職員研修の充実
 - ◆相談・救済に係るフォローアップ方策の研究
- (オ) 情報収集及び提供の充実

(4) 計画の推進（第4章）

ア 推進体制と職員研修

- (ア) 推進体制…人権の視点から市政を推進し，庁内調整機能を強化する。
 - ◆人権文化推進会議[※]の機能強化
 - ※ 人権文化の構築に関する施策の円滑かつ総合的な推進を目的として，平成10年5月に設置
 - ◆人権の視点から庁内の調整を行う機能の強化

(1) 職員研修…人権尊重を基礎とした行動を求められる職員の研修を不断に努める。

◆アンケート等職員研修に関する効果の把握

◆より効果的な研修プログラムの研究，開発や柔軟な研修の実施

イ 関係機関，関係団体等との連携

ウ 進行管理と評価

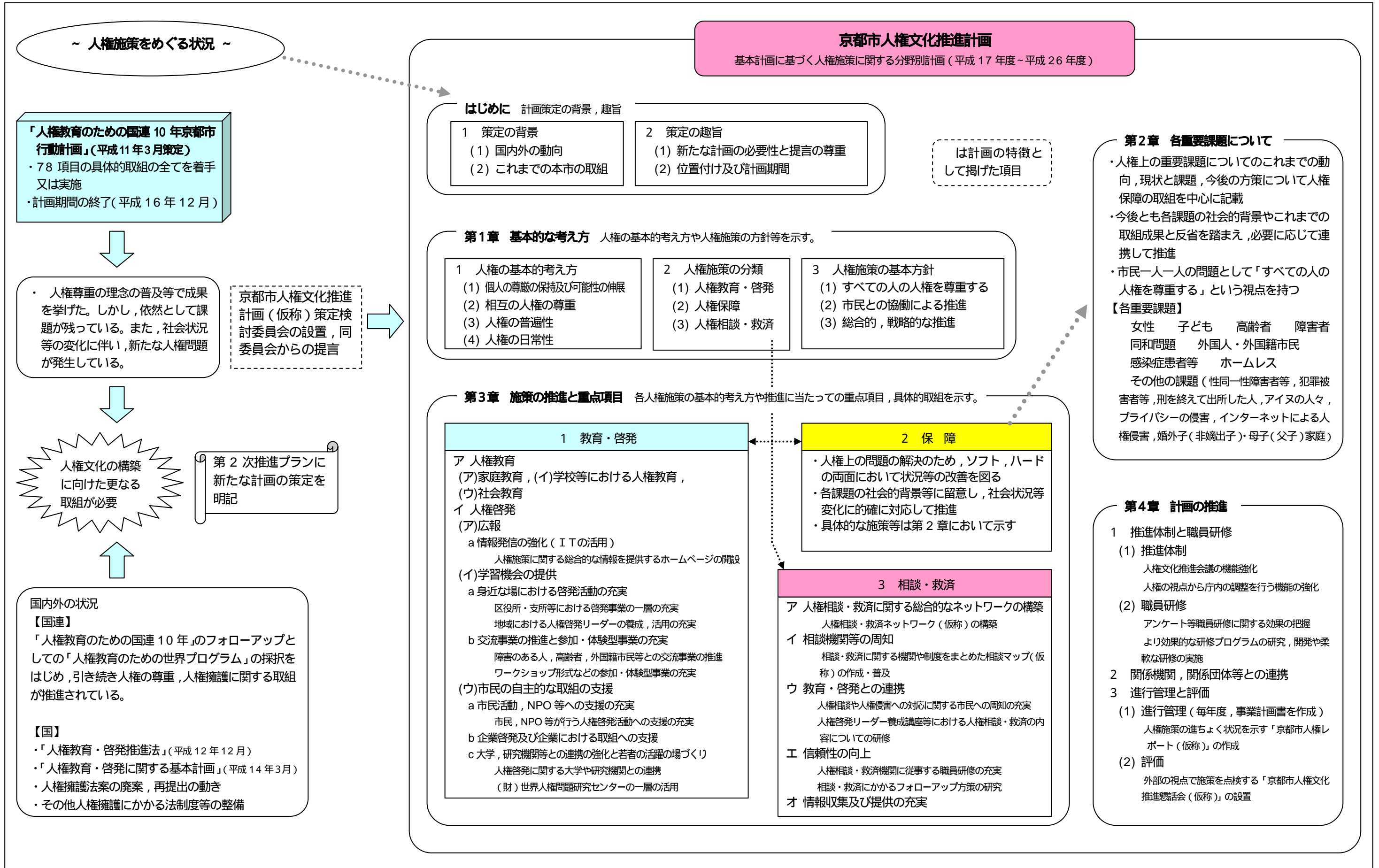
(ア) 進行管理

◆人権施策の進ちよく状況を示す「京都市人権レポート（仮称）」の作成

(イ) 評価…客観的に，かつ分かりやすく施策の評価を行い，効果的な推進を図る。

◆外部の視点で施策を点検する「京都市人権文化推進懇話会（仮称）」の設置

京都市人権文化推進計画のあらまし



9 京都市伝統産業活性化推進条例の制定について

1 条例制定の意義

京都では、1200 年の歴史の中で、暮らしの中に息づく多様な文化がはぐくまれてきた。このような伝統的な文化を支えてきたのは、高度な技術や優れた意匠を有する京都の伝統産業であり、日本の伝統的な産業に大きな影響を与えてきた。

しかし、現在、京都の伝統産業を取り巻く環境は、かつてない厳しい状況にあり、京都の伝統産業に支えられてきた伝統的な文化が失われつつある。

京都が、将来にわたって、伝統的な文化を継承し、日本の文化の中心として発展し続けるためには、伝統産業の活性化が不可欠である。

よって、日本の伝統産業の拠点である京都の伝統産業を活性化することにより、京都のまちを豊かで活気に満ちた地域社会とするとともに、京都の経済全体を活性化することを目指す。

また、条例の制定により、日本文化の中心都市である京都から、日本の文化を、世界に向けて発信することを表明する。

この条例の制定は、事業者、市民、行政等が伝統産業の活性化に向けて、それぞれの責務、役割を十分に理解するとともに、一体となってその推進に取り組む原動力となる。

2 本市政策の中での位置付け

京都市基本計画 -2-1-(2)「活力ある産業活動の支援」を上位施策とし、京都市基本計画第 2 次推進プランに 127「伝統産業活性化条例（仮称）の制定」として位置付けられている。

3 条例制定までの経緯

平成 16 年 7 月に学識経験者、伝統産業関係者、文化・芸術、観光等の専門家で構成する「京都市伝統産業活性化検討委員会」を設置し、議論を行った。

- ・検討委員会の開催（5 回）、ワーキング委員会の開催（4 回）
- ・業界関係者へのヒアリング調査（30 回）、合同調査会の実施
- ・検討委員会の提言（中間報告）に対するパブリックコメントの実施（17 年 2～3 月）
- ・シンポジウムの開催（同年 3 月）
- ・「京都市伝統産業活性化検討委員会」から提言受理（同年 5 月）
- ・「京都市伝統産業活性化条例（仮称）」骨子案に対するパブリックコメントの実施（同年 6～7 月）
- ・「京都市伝統産業活性化推進条例」の制定、施行（同年 10 月）

4 条例の構成

前文

第 1 章 総則（第 1 条～第 7 条）

目的,定義,基本理念,本市の責務,事業者の責務,市民の役割などについて定める。

第 2 章 伝統産業の活性化の推進に関する基本的施策

第 1 節 伝統産業活性化推進計画（第 8 条）

伝統産業活性化推進計画の策定について定める。

第 2 節 伝統産業の活性化の総合的推進のための施策（第 9 条～第 14 条）

本市が伝統産業の総合的な推進のため,講じなければならない施策について定める。

第 3 章 伝統産業の日（第 15 条）

春分の日を伝統産業の日と定める。

第 4 章 伝統産業活性化推進審議会（第 16 条～第 18 条）

市長の諮問機関として伝統産業活性化推進審議会を設置することを定める。

第 5 章 雑則（第 19 条）

附則

5 条例の概要

(1) 総則的規定

ア 条例の目的

伝統産業の活性化の推進に関し,基本理念を定め,本市及び事業者の責務並びに市民の役割を明らかにし,施策の基本となる事項を定め,伝統産業の活性化を総合的かつ計画的に推進することとしている。

イ 定義

伝統産業とは,市内において,伝統的な技法を用い,日本の伝統文化や生活に密接に結びついたものを創り出す産業と規定している。

平成 17 年 12 月に第 1 回京都市伝統産業活性化推進審議会を開催し,第 2 条に規定する伝統産業について諮問した結果,以下の品目を本市の伝統産業とすることが決定された。

西陣織,京鹿の子絞,京友禅,京小絞,京くみひも,京繻,京黒紋付染,京房ひも・撚ひも,京仏壇,京仏具,京漆器,京指物,京焼・清水焼,京扇子,京うちわ,京石工芸品,京人形,京表具,京陶人形,京都の金属工芸品,京象嵌,京刃物,京の神祇装束調度品,京銘竹,京の色紙短冊和本帖,北山丸太,京版画,京袋物,京すだれ,京印章 印刻,工芸菓子,竹工芸,造園,清酒,薫香,伝統建築,額看板,菓子木型,かつら,金網細工,唐紙,かるた,きせる,京瓦,京真田紐,京足袋,京つげぐし,京葛籠,京丸うちわ,京弓,京和傘,截金,嵯峨面,尺八,三味線,調べ緒,茶筒,提燈,念珠玉,能面,花かんざし,帆布製カバン,伏見人形,邦楽器絃,矢,結納飾・水引工芸,和蠟燭,珠数,京菓子,京漬物,京料理,京こま

なお,伝統産業に該当する品目については,随時,調査票の提出受付を行い,提出のあった新たな品目が伝統産業に該当するかどうかについて,同審議会の開催に合わせて諮問することとされている。

ウ 基本理念

(ア) 経済環境及び生活様式の変化に常に対応し,市場を開拓する。

(イ) 産学公の連携などによる産地の基盤強化,円滑な流通の促進,技術の継承と革新。

(ウ) 伝統産業の意義及び伝統産業製品等の優れた価値を広く伝え,魅力を増進する。

(I) 伝統産業を通じた伝統的な文化の継承，日本の伝統を取り入れた文化の創造を図る。

(2) 責務・役割

ア 本市の責務

(ア) 基本理念にのっとり，伝統産業の活性化の推進に関する施策を総合的に策定し，実施するよう努める。

(イ) 事業者の創意工夫を生かした主体的な取組を促進するよう努める。

(ウ) 事業者及び市民と相互に協力するよう努める。

イ 事業者の責務

基本理念にのっとり，常に創意工夫を行い，自ら積極的に伝統産業の活性化を図るための活動に取り組むよう努める。

ウ 市民の役割

伝統産業について理解を深め，伝統産業の活性化の推進に積極的な役割を果たす。

(3) 基本的方策

ア 伝統産業活性化推進計画の策定

伝統産業の活性化に向けた具体的施策を盛り込んだ，次の事項について定める「伝統産業活性化推進計画」を策定することとしている。

(ア) 伝統産業の活性化の推進に関する目標

(イ) 伝統産業の活性化の推進に関する取組

(ウ) その他伝統産業の活性化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

イ 伝統産業の活性化の総合的推進のための施策

(ア) 伝統産業に関する創造的活動に対する支援

本市は，伝統産業に関する創造的活動を支援するために必要な措置を講じる。

(イ) 伝統産業に関する教育及び学習の振興を図るための措置

本市は，伝統産業に関する教育及び学習の振興を図るために必要な措置を講じる。

(ウ) 伝統産業に対する関心と理解を深めるための措置

本市は，事業者による伝統産業製品等に係る情報の適切な提供を支援するとともに，効果的な情報提供など，市民や観光旅行者等の関心と理解を深めるために必要な措置を講じる。

(I) 伝統産業の技術の継承等

本市は，伝統産業に関する高度な技術を継承するとともに，伝統産業製品等の製造，加工等に従事している者の後継者を育成するために必要な措置を講じる。

(オ) 伝統産業の活性化の推進の拠点となる施設の機能の充実

本市は，伝統産業に関する情報の提供及び技術の研究，事業者相互の間の交流その他の伝統産業の活性化の推進の拠点となる施設の機能の充実を図るために必要な措置を講じる。

(カ) 表彰等

a 市長は，伝統産業の振興に関し，顕著な成果を収めた者及び功績があった者の表彰に努める。

- b 市長は、伝統産業の振興に関し、将来において顕著な成果を収めることが期待される者が行う伝統産業の活性化を図るための活動の奨励に努める。

(4) 伝統産業の日

伝統産業の魅力を国内外において発信し、市民等が伝統産業に親しみ、関心と理解を深めるため、伝統産業の日を設ける。伝統産業の日は、春分の日とする。

この日を中心に、市内各地で多彩なイベントを実施していく。

平成 18 年には、条例制定記念「よい作り手 よい使い手」狂言とお話、きものクラシックコンサート、京の伝統工芸 技の体験教室 などの各種イベントが実施された。

(5) 推進体制（伝統産業活性化推進審議会）

伝統産業の活性化の推進に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べるため、京都市伝統産業活性化推進審議会を置くこととしており、平成 17 年 12 月に審議会を設置した。

(6) 施行期日

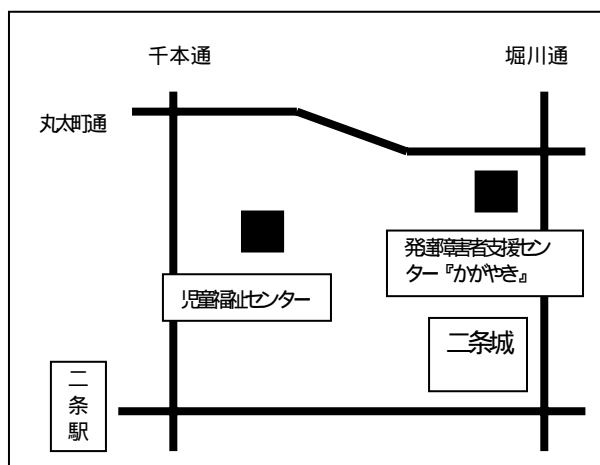
平成 17 年 10 月 15 日

10 京都市発達障害者支援センター(愛称:かがやき) の開設について

1 はじめに

本市は、平成 7 年 7 月に他都市に先駆け、児童福祉センターに自閉症発達外来を独自に設け、自閉症等の発達障害の早期発見、早期療育を実施してきたが、療育希望者が増加の一途をたどっていることから、平成 17 年 11 月、元待賢小学校の校舎を活用し、新たに発達障害者支援センター(愛称:かがやき)を開設した。このセンターでは社会的適応能力の向上に欠かせない「療育」を中心に「相談」、「就労支援」、「普及啓発・研修」の 4 つの機能を総合的に展開し、児童福祉センターの自閉症発達外来の役割は、診断に特化する。

発達障害...脳機能の障害のうち、その症状が通常低年齢で現れるもの。他者との関係づくりやコミュニケーションなどの領域で障害がみられる「自閉症」や、不注意や集中困難などにより社会的活動や学業に支障を来す「注意欠陥/多動性障害」(AD/HD)、字の読み書きや計算などの学習に困難がある「学習障害」(LD)の大きく 3 つに分けられる。障害そのものを取り除くことは困難な場合が多いが、早期に発見し、適切な療育や教育を行うことにより、社会的適応能力が高まることが期待できるとされている。



2 施設の概要

- (1) 開所日 平成 17 年 11 月 1 日
- (2) 所在地 京都市上京区丸太町通黒門東入藁屋町 536-1
- (3) 敷地面積 6,200 平方メートル(元待賢小学校全体の敷地面積)
- (4) 延床面積 338.4 平方メートル

このセンターは、元待賢小学校の 2 階部分の教室を数部屋利用して事業を行っている。

3 施設の機能

(1) 療育

療育室を 3 室設置するとともに、国基準の 2.5 倍に当たる 5 人以上の医師や心理職員などのスタッフを配置している。全国トップ水準の体制で自閉症発達外来の診断と連携し、自閉症児やその家族に対し、個々の特性に応じたきめ細やかな指導・助言を実施する。

(2) 相談

発達障害のある人やその家族からの相談に応じ、発達障害に関する基礎的な知識や行政施策などについて、適切に情報を提供する。

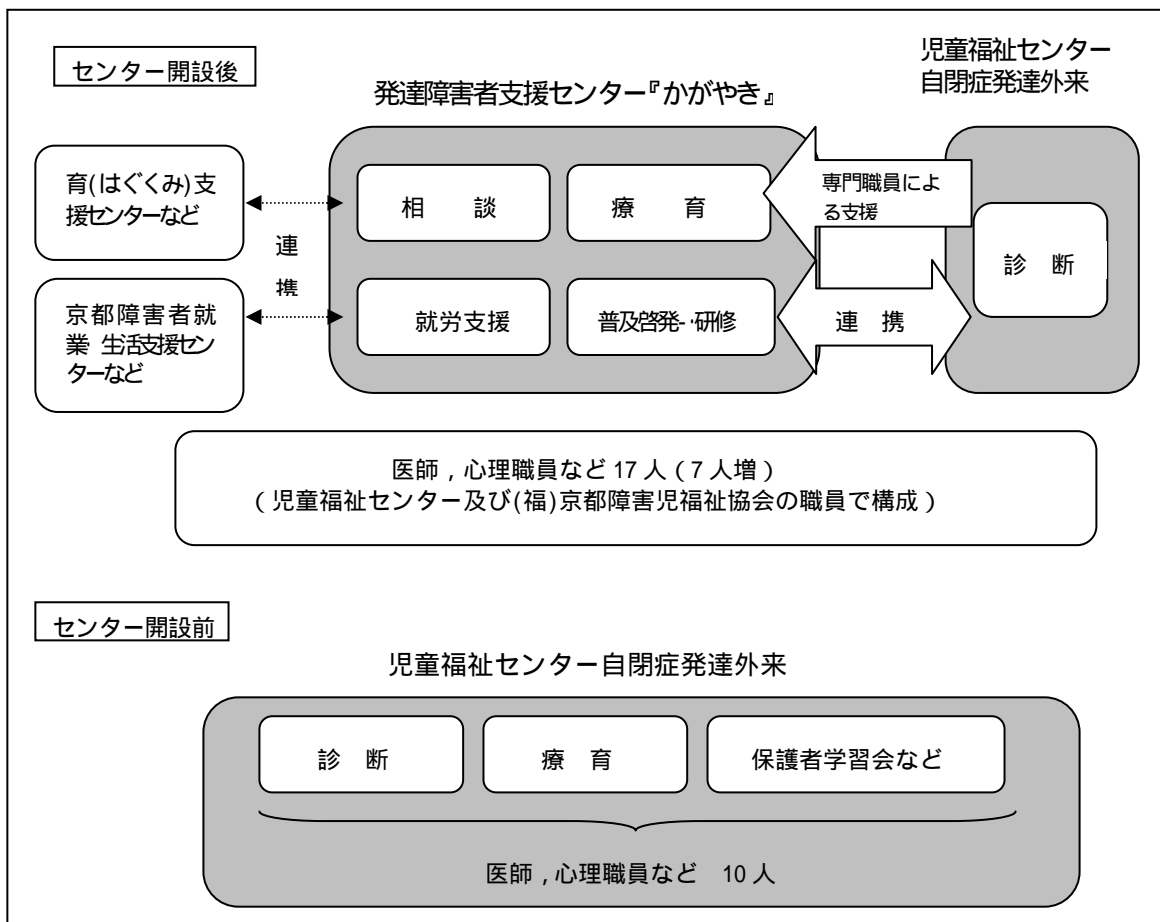
(3) 就労支援

関係機関と連携し、就労に向けた相談や情報提供などを実施する。

(4) 普及啓発・研修

発達障害への理解を広めるため、パンフレットを作成、配布する。また、障害児施設や学校をはじめとする関係職員を対象とした研修を実施する。

イメージ図



11 みやこユニバーサルデザイン推進条例の制定について

1 はじめに

情報化，国際化，少子長寿化その他の社会経済情勢の変化の中で，将来にわたって，活力ある社会を形成し続けるためには，市民一人一人の多様な価値観や暮らし方が尊重されるようにしなくてはならない。

これまで，本市は，京都固有の文化を生かしながら，高齢者や障害のある方の社会参加への支援，子どもを安心して生み育てることができる環境の整備，建築物のバリアフリーの促進その他の多様な考え方や生き方が尊重される社会の実現に向けた歩みを進めてきた。その歩みをより強く確実なものにしていくためには，京都が有する多様かつ豊かな蓄積にユニバーサルデザインを採り入れ，年齢，性別，言語，習慣，心身の状態にかかわらず，すべての人にとってできる限り生活しやすい社会環境の整備に取り組む必要がある。

このため，本市では，平成 17 年 4 月 1 日に，政令指定都市として初めての条例である「京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例」を施行した。

2 ユニバーサルデザイン，みやこユニバーサルデザインとは

(1) ユニバーサルデザイン

「製品，設備，施設及び建築物その他の工作物をすべての人にとってできる限り利用しやすいデザインにすることを目指す考え方」（条例第 2 条第 2 号）で，1970 年代に，アメリカの建築家ロン・メイス氏によって提唱された考え方である。この考え方には 7 つの原則が示されている。

ア 誰にでも公平に利用できること。

（例）誰もが利用しやすい自動ドア

イ 使う上での自由度が高いこと。

（例）身体状況に応じて選べる階段，エレベーター，エスカレーターの併設

ウ 簡単で直感的に分かる使用方法となっていること。

（例）手を差し出すだけで水が出る蛇口

エ 必要な情報がすぐに理解できること。

（例）分かりやすいサイン（案内表示）

オ うっかりエラーや危険につながらないデザインであること。

（例）線路への転落を防ぐホームドア

カ 無理な姿勢や強い力なしで楽に使用できること。

（例）車いすや背の低い人でも利用しやすい自動販売機

キ アクセスしやすい空間と大きさがあること。

（例）出入口や室内が広い多目的トイレ

(2) みやこユニバーサルデザイン

長い歴史の中ではくくまれてきた支え合いの精神,芸術,技術等の京都が有する多様かつ豊かな蓄積にユニバーサルデザインを採り入れた社会環境の整備(製品の製造及び情報の伝達その他のサービスの提供を含む。)をいう(条例第 2 条第 1 号)。

3 条例制定までの主な経過

平成 16 年 4 月 1 日	保健福祉局に,「ユニバーサルデザイン推進条例(仮称)」の制定等を担当する職員を配置
4 月 28 日	すべての市民が安らぎのある暮らしができるまちづくりに向けて,全庁横断的な連絡・調整を行う庁内組織として市長を議長とする「京都市安らぎ先進都市推進会議」を設置。第 1 回会議において「ユニバーサルデザイン推進条例(仮称)」の制定を連絡・調整事項の一つとして,全庁的に取り組んでいくことが確認された。
5 月 21 日	京都市社会福祉審議会において「ユニバーサルデザイン推進条例(仮称)」を検討するための分科会が設置されることが決定
7 月 5 日	第 1 回分科会開催(17 年 3 月 24 日まで計 6 回開催)
11 月 26 日	「京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例(仮称)」への市民の意見,提案を募集
17 年 3 月 18 日	平成 17 年第 1 回市会定例会で条例を全会一致で可決
4 月 1 日	条例施行
5 月 13 日	「第 1 回京都市みやこユニバーサルデザイン審議会」を開催
12 月 28 日	条例に基づく「京都市みやこユニバーサルデザイン推進指針」を策定

3 条例の概要

(1) 目的(第 1 条)

基本理念,本市及び事業者の責務,市民及び観光旅行者その他の滞在者の役割,その他の基本的事項を定め,みやこユニバーサルデザインを総合的に推進

(2) 定義(第 2 条)

ア みやこユニバーサルデザイン

京都が有する多様かつ豊かな蓄積にユニバーサルデザインを採り入れた社会環境の整備

イ ユニバーサルデザイン

製品,設備等をできる限り利用しやすいデザインにすることを目指す考え方

ウ 市民

市民,京都で働く人,学ぶ人,活動する人

(3) 基本理念（第 3 条）

- ア 一人一人の個性を理解し，尊重すること。
- イ 健康の保持増進その他福祉の増進を図ること。
- ウ 安心して安全な生活を確保すること。
- エ 環境に配慮すること。
- オ ユニバーサルデザインの推進に関する国際社会の取組と協調すること。

(4) 指針（第 4 条）

- ア 基本理念にのっとり，施策を総合的に実施するため，
具体的な目標，効果的に推進するための方策，その他重要事項を規定
- イ 策定，変更に当たり，審議会の意見を聴取し，事業者，市民の意見を適切に反映
- ウ 指針に基づく施策の実施状況を毎年公表
- エ 社会経済情勢の変化を踏まえ常に改善

(5) 本市の責務（第 5 条）

- ア 指針に基づき推進
- イ 推進に関する施策への事業者，市民，観光旅行者その他の滞在者の参加，協力の促進と適切な意見反映
- ウ 事業者，市民による促進のために必要な措置

(6) 事業者の責務（第 6 条）

- ア みやこユニバーサルデザインへの理解
- イ 指針に基づき，主体的かつ積極的な推進
- ウ 取組について，本市，市民，観光旅行者その他の滞在者の意見の適切な反映
- エ 本市の施策への協力

(7) 市民の役割（第 7 条）

みやこユニバーサルデザインへの理解，推進への寄与

(8) 観光旅行者その他の滞在者の役割（第 8 条）

みやこユニバーサルデザインへの理解，推進

(9) 相互の協力等（第 9 条）

本市，事業者，市民，観光旅行者その他の滞在者，活動団体，大学及び研究機関は，指針に基づき，協働

(10) みやこユニバーサルデザインの推進に関する基本的施策

- ア 施策の実施体制の整備（第 10 条）
施策を総合的に実施するために必要な体制の整備
- イ みやこユニバーサルデザインに関する理解を深めるための措置（第 11 条）

事業者，市民及び観光旅行者その他の滞在者が理解を深めるための広報，啓発等
ウ 教育及び学習の振興（第 12 条）

職場，地域その他様々な場において推進に関する教育及び学習の振興
エ 人材の育成及び派遣等（第 13 条）
推進を担う人材を育成 推進しようとするものに対する人材の派遣その他の必要な
協力

オ 調査研究（第 14 条）
施策の策定，実施のために必要な調査研究，大学及び研究機関との連携

カ 国及び他の地方公共団体との連携（第 15 条）
推進に当たり国及び他の地方公共団体との連携

(11) 審議会（第 16～18 条）

審議会，審議会の組織，委員の任期

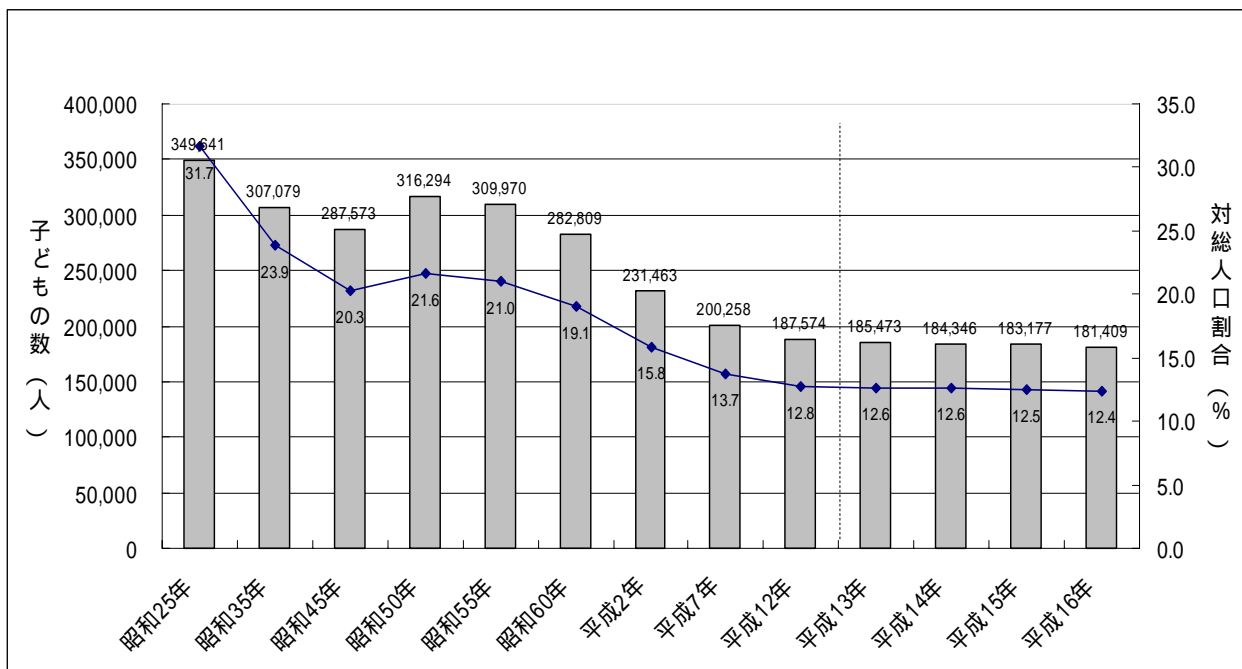
12 新「京（みやこ）・子どもいきいきプラン」の策定について

1 はじめに

近年、少子長寿化の進行や核家族などによる世帯構造の変化、地域の協力・共同の関係の希薄化など、家庭を取り巻く環境が大きく変化し、家庭や地域の養育機能の低下や子どもの健やかな成長への影響が懸念される中で、子育ての不安や負担感の増大、孤立化、子どもに対する虐待などが社会問題となっており、次代の社会を担う子どもたち、子育て家庭への支援が喫緊の課題となっている。

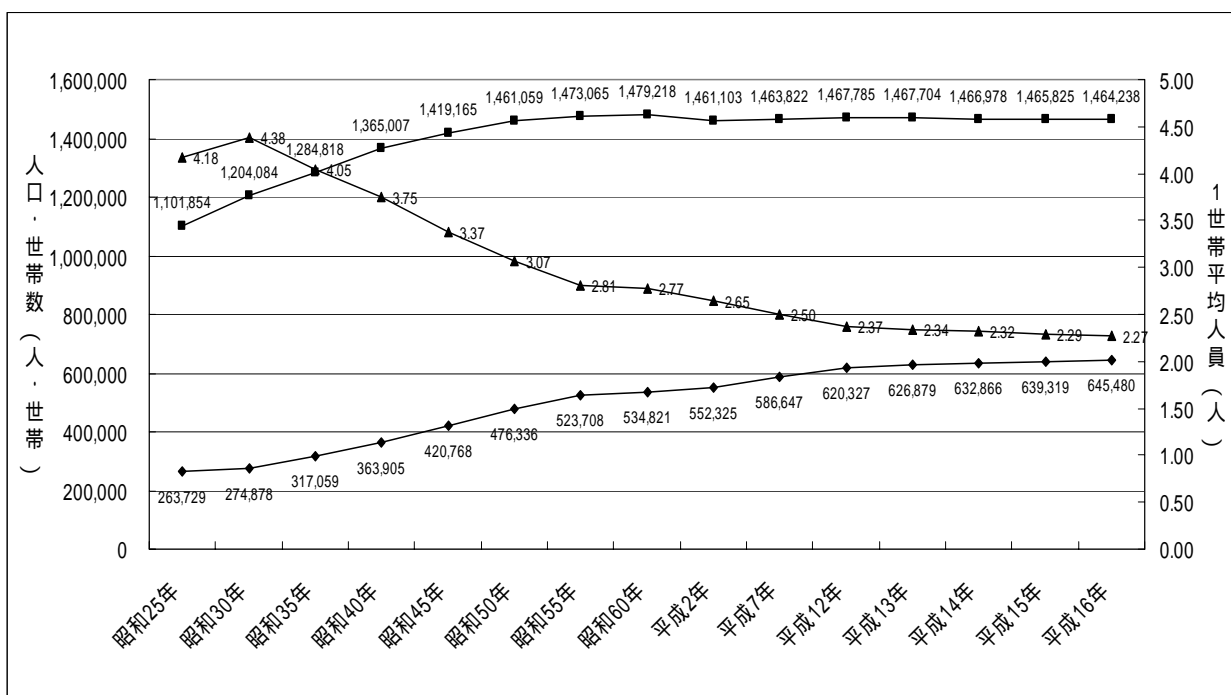
本市では、これまでから子育て支援を市政の最重要施策の一つと位置付け、「いのちと人権をはぐくむ子育て支援都市・京都の創造」に向けて、子どもの健全育成と子育て支援施策についての基本的かつ総合的な計画として、平成 9 年 1 月に「京（みやこ）・こどもいきいきプラン（京都市児童育成計画）」（以下「前プラン」という。）を策定し、児童福祉、母子保健・医療、教育などの分野で様々な施策を推進してきたが、「子育て支援都市・京都」の更なる発展を目指して、子育ての現状や市民ニーズを踏まえ、18 年度までを計画期間とする前プランを前倒しで見直し、子育て支援を総合的かつより効果的に進めるための、次世代育成支援対策推進法の市町村行動計画に位置付ける新たな計画として、17 年 1 月、新「京（みやこ）・子どもいきいきプラン」を策定した。

子ども（15 歳未満）の数と総人口に対する割合の推移



資料：総務省統計局「国勢調査」（～平成 12 年）、京都市（平成 13 年～）各年 10 月 1 日現在

人口・世帯数・1世帯あたり平均人員の推移



資料：京都市 各年 10月1日現在

2 これまでの主な次世代育成支援対策等

策定等年月	国	京都市
平成 6 年 12 月	エンゼルプラン	
9 年 1 月		京(みやこ)・子どもいきいきプラン (9～18 年度)
11 年 12 月	新エンゼルプラン (12～16 年度)	
13 年 1 月		京都市基本計画 (13～22 年度)
15 年 4 月		京(みやこ)・子どもいきいきプラン・プ ラスワン事業の開始
15 年 7 月	次世代育成支援対策推進法	
15 年 9 月	少子化社会対策基本法	
16 年 6 月	少子化社会対策大綱	
16 年 12 月	子ども・子育て応援プラン (17～21 年度)	
17 年 1 月		新京(みやこ)・子どもいきいきプラン (17～21 年度)

3 計画の基本目標と基本方針

(1) 基本目標（計画が目指すまち）

「いのちと人権をはぐくみ，魅力あふれる未来を創造する子育て支援都市・京都」
 ～市民・地域ぐるみで子育てを支え合い，子どもたちが希望を持っていきいきと育ち，
 子どもを生み育てる喜びを実感できるまちづくりを進めます～

(2) 基本方針

- ア 「児童の権利に関する条約」を遵守し，子どもの最善の利益を追求する。
- イ すべての子どもと，子どもを育成し，又は育成しようとする家庭を支援する。
- ウ 子育てに男女が共同で参画し，家庭・職場・地域社会で市民全体が参加し共に支え合う，子育てに喜びや生きがいを感じることができ，子どもが健やかに育つ環境をつくる。
- エ 多様なニーズに応じられる柔軟で的確な子育て支援サービスを，京都が培ってきた自治の伝統や各区で行うまちづくりの取組を生かして，地域の施設や団体等と協働で提供し，地域で子どもを安心して生み健やかに育てることができるまちを実現する。
- オ 京都の未来を支える子どもたちを，心豊かにたくましく育て，活力あふれるまちをつくる。

4 施策構成と主な施策

全体が 4 章 19 項目で構成されている。[新規] とあるのは新規事業であり，[数値目標] と付記されている施策については，後掲のとおり数値目標が設定されている。

(1) 子どものいのちと人権が大切にされるまちづくり

- ア 市民・地域ぐるみで子育てを支え合う子育て支援の風土づくり
- イ 子どものいのちと人権を守るネットワーク，虐待防止対策
 - (ア) 子どものいのちと人権を守るネットワークシステムの充実
 - (イ) 児童福祉センターの体制再編と機能充実 [新規]
 - (ウ) 育児支援家庭訪問事業の実施 [新規]
- ウ 養護等が必要な子どもの福祉
 - (ア) 乳児院や児童養護施設における個別的なケアの充実 [新規]
 - (イ) 情緒障害児短期治療施設の再整備の検討
- エ 障害や疾病等で支援が必要な子どもの福祉
 - (ア) 自閉症・発達障害支援センターの設置 [新規]
 - (イ) 障害のある子どもたちへの地域における相談体制の充実

(2) 次世代をはぐくむすべての家庭を支援し支え合えるまちづくり

- ア 子育てを支え合える地域のネットワーク，情報発信
 - (ア) 子育てを支え合える地域のネットワークの充実

- (イ) 中核機関(児童福祉センター ,こどもみらい館 ,こども相談センターパトナなど)の連携強化と機能充実
 - (ウ) 地域子育て支援ステーションの設置の拡大
 - イ 子どもといる生活に生きがいを感じられる家庭, 職場, 地域社会づくり
 - (ア) 地域において住民相互で行われる子育て支援活動への支援 [新規]
 - (イ) 一時預かり事業の推進(一時保育, ショートステイ, トワイライトステイ, 乳幼児健康支援デイサービス事業, ファミリーサポート事業)
 - (ウ) 子育て支援活動いきいきセンター(つどいの広場)事業の実施 [新規] [数値目標]
 - (エ) 子育て支援ボランティア・子育てサポーターの育成とコーディネートの実施
 - (オ) 働き方の見直し・男性の育児参加に関する啓発事業の実施 [新規]
 - ウ 子どもの生活環境の整備
 - 「ユニバーサルデザイン」の理念に基づき, 子育てしやすい生活環境の整備 [新規]
 - エ 子育てに必要な経済的負担の在り方
 - オ 多様で柔軟な保育サービスの提供(保育計画)
 - (ア) 施設整備による保育所定員の拡大(待機児童解消) [数値目標]
 - (イ) 延長保育・一時保育・休日保育の拡大 [数値目標], 障害児保育の充実
 - カ ひとり親家庭の自立促進(ひとり親家庭自立促進計画)
 - (ア) 母子家庭の母親等の就労支援
 - (イ) 母子生活支援施設の整備・母子福祉センターの再整備 [新規]
 - (ウ) 関係機関の連携とドメスティック・バイオレンス被害者への自立支援 [新規]
- (3) 子どもを安心して生き生きと育てることのできるまちづくり(母子保健計画 ,ア～エ)
- ア 思春期のこころとからだの健康づくり
 - (ア) 思春期の性に関する教育の推進
 - (イ) 性感染症, 薬物乱用, 喫煙, 飲酒に関する正しい情報提供の充実
 - イ 安心して妊娠・出産できる環境づくり
 - (ア) 不妊への支援の充実
 - (イ) マタニティーブルーズ, 産後うつ病の早期発見と対応の充実
 - ウ 子どもの健やかな発達と育児不安を軽減するための支援
 - (ア) 乳幼児健康診査未受診者等養育上の問題を抱える家庭への支援 [新規, 再掲]
 - (イ) すくすく育児・サポート教室の充実
 - (ウ) 乳幼児健康診査の充実 [数値目標]
 - エ 子どもが健やかに育つための安全な環境づくり
 - (ア) 小児救急医療体制の充実
 - (イ) 子どもの事故防止に関する取組の充実 [新規]
 - (ウ) 難病等慢性疾患や障害のある子どもの療養生活の支援
 - オ 子どもが安心して生活が確保される安心して暮らせるまちづくり
 - 子どもの安全を含む地域の総合的なネットワークづくり [新規]

- (4) 次代を担う子どもたちが心豊かに生きる力をはぐくむことができるまちづくり
- ア 生きる力をはぐくむ教育環境づくり
 - (ア) 「人づくり 21 世紀委員会」, 「みやこ子ども土曜塾」[新規]
 - (イ) 学校評議員制度, 学校評価システム, 学校運営協議会 [新規]
 - (ウ) 大学との連携による学生ボランティア学校サポート事業
 - (エ) 乳幼児の子育て支援の総合推進拠点「こどもみらい館」における施策推進(親教育プログラムの開発と体系化・乳幼児子育てサポート推奨制度の創設[新規]など)
 - (オ) 「理科好きな子ども」の育成をめざす理科教育と「本好きな子ども」をはぐくむ「子ども読書活動推進計画」の推進
 - (カ) 魅力ある高校づくりの推進
 - (キ) 30 人学級の導入 [新規]
 - (ク) 小・中学校普通教室冷房化推進・全校校内 LAN 整備 [新規]
 - イ 子どもの健全育成のための環境づくり
 - (ア) 一元化児童館の整備 [数値目標]
 - (イ) 学童クラブ事業の充実(待機児童解消)
 - (ウ) 中高生と赤ちゃんふれあい交流事業の充実 [新規] [数値目標]
 - ウ 青少年の自主性と創造力をはぐくむまちづくり
 - (ア) 中高生の居場所づくり推進事業
 - (イ) 青少年活動センターにおける青少年の自主的活動・社会参加活動の支援
 - エ 望ましい食べる力をはぐくむための環境づくり
 - (ア) 京(みやこ)・食育行動指針(仮称)の策定 [新規]
 - (イ) わくわく京(みやこ)・食探検ガイド(仮称)の作成と普及啓発 [新規]

施策種別内訳

(いずれも再掲数を除く。)

総施策数	232
・ 重点施策	102
・ 推進施策	130
新規施策	48
<u>数値目標設定施策</u>	<u>8</u>

< 数値目標設定施策一覧 >

施策名	16 年度	21 年度
子育て支援活動いきいきセンター(つどいの広場)	0 箇所	20 箇所
保育所定員	23,865 人	24,500 人
延長保育(夜間延長保育含む)	131 箇所	190 箇所
一時保育	25 箇所	42 箇所
休日保育	2 箇所	5 箇所
1 歳 6 箇月児健康診査(受診率)	92.9 % (15 年度)	97%
一元化児童館(学童クラブ機能を有した児童館)	101 箇所	130 箇所
中高生と赤ちゃんふれあい交流事業	10 箇所	30 箇所

13 京都市斜面地等における建築物等の制限に関する 条例の制定について

1 はじめに

本市においては、斜面地にマンションなどの中高層の建築物等が建築され、景観が損なわれる事例が増えつつある。

そこで、景観保全の取組を一層強化するため、斜面地にマンションなどが階段状に建ち並ぶのを規制し、周辺地域の環境との調和や斜面地の安全性の確保を図るため、本条例が制定された。

2 条例の概要

(1) 対象となる敷地

斜面地又は段地である建築物の敷地で、その高低差が3メートルを超えるものを斜面地等と定義し、対象となる敷地とする。

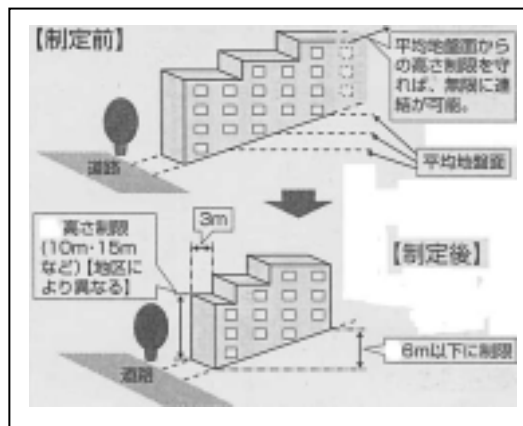
(2) 適用区域

1	第一種低層住居専用地域のうち	すべての区域
2	第二種低層住居専用地域のうち	
3	第一種中高層住居専用地域， 第二種中高層住居専用地域のうち	15m 第一種高度地区が指定されている区域
4	第一種住居地域，第二種住居地域 のうち	15m 第二種高度地区が指定されている区域
5	近隣商業地域，準工業地域のうち	15m 第三種高度地区が指定されている区域

(3) 制限の内容

ア 建築物の設置位置の高低差の制限（第3条）
建築物が周囲の地面と接する位置の高低差は、6メートルを超えてはならない。

イ 特定部分の高さの制限（第4条）
斜面地等において、建築物の特定部分（建築物の前面道路に面する外壁又はこれに代わる柱の面からの水平距離が3メートル以内の部分）の最も低い設置位置からの高さは、当該特定部分が存する地域に



おける高度地区等で定められた高さの最高限度 を超えてはならない。

最高限度…京都市風致地区条例，京都市市街地景観整備条例及び地区計画において，別に建築物の高さの制限が定められている場合は，その最高限度を含む。

(4) 施行期日

平成 17 年 8 月 8 日

3 条例の改正

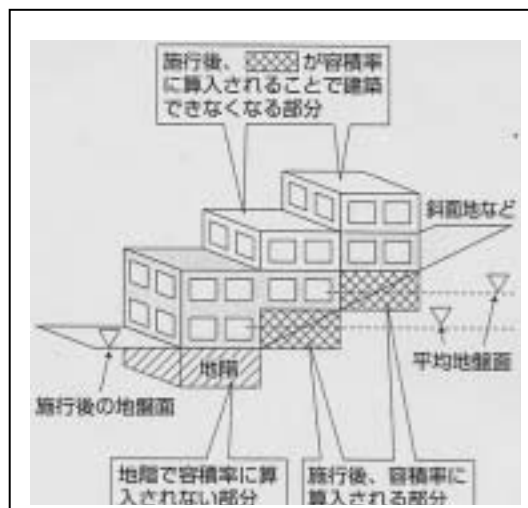
建築基準法では，住宅の地下室については，一定限度まで容積率に算入しないこととされていたが，近年，この制度を活用し，低層住宅地においても大規模な斜面地マンションが建築され，周辺環境の悪化を招くとして紛争に至る事例が出てきている。

こうした状況を踏まえ，斜面地マンション建設による市街地環境の悪化を防止するため，建築基準法の一部が改正（平成 17 年 6 月 1 日施行）され，地方公共団体が土地の状況等により必要と認められる場合においては，条例で，区域を限り，容積率算定の基礎となる地盤面を別に定めることができるようになったことから，本条例を改正した。

(1) 追加事項（第 8 条）

ア 都市計画区域内の斜面地等において，住宅の用途に供する建築物の容積率の算定に係る地盤面は，最も低い設置位置の高さにおける水平面とする。

イ アの地盤面の設定により容積率の制限に適合しないこととなる既存の建築物について，大規模の修繕又は大規模の模様替えをする場合は，アを適用しない。



(2) 施行期日

平成 17 年 12 月 15 日

14 京町家まちづくりファンドの設立について

1 はじめに

暮らしやまちづくりの文化が息づく京町家は、市内に残る歴史的な建築物であり、職と住が共存する京都の歴史と文化の象徴であるが、都市化の進行とともに年々京町家の消失が進み、京都らしい町並みが失われつつある。

本市では、平成 12 年に「京町家再生プラン」を策定し、市街地景観整備条例に基づく京町家の保全・再生への支援や京町家に関するセミナーの開催など様々な取組を進めているところであるが、京町家の保全・再生を更に推進するため、財団法人京都市景観・まちづくりセンターに「京町家まちづくりファンド」を設立した。



2 概要

(1) 設立の目的

京都の歴史と文化の象徴であり、都市居住を支えてきた京町家を育み未来に伝えるため、寄付金を積み立て、その運用益等を活用して、京町家の保全、再生、活用を促進し、京都固有の暮らしの文化、空間の文化、まちづくりの文化の継承・発展と町並み景観の保全及び創造、更には地域経済の活性化を図る。

(2) 事業の内容

地域のまちづくりに効果を及ぼし、良好な景観形成に資すると認められる京町家の改修に助成金を交付することを主要な事業とし、平成 18 年度からモデル事業を実施する予定である。

(3) 運営体制

ファンドの資産管理及び運営は、財団法人京都市景観・まちづくりセンターが行うが、より公正かつ効果的に行うため、各方面の専門家、京町家居住者・所有者等が参画した「京町家まちづくりファンド委員会」を設置する。

3 設立年月日

平成 17 年 9 月 30 日

4 資産額

1 億 5,000 万円（平成 18 年 3 月 31 日現在）

5 寄付の募集

京町家まちづくりファンドは、1 口 5,000 円から寄付を受け付けており、市役所及び財団法人京都市景観・まちづくりセンター等で、趣意書及び寄付申出書等を配布している。

6 設立までの経過

平成 16 年 10 月	東京在住の篤志家が京町家の保全、再生のため、本市へ 5,000 万円を寄付
17 年 6 月 1 日	京町家まちづくりファンド設立に向け、寄付の呼びかけを開始
6～8 月	財団法人京都市景観・まちづくりセンター内に京町家まちづくりファンド設立準備委員会を設置し、ファンドの運営方法等を検討
9 月 22 日	財団法人京都市景観・まちづくりセンター理事会・評議員会において京町家まちづくりファンドの設立を決定
9 月 30 日	京町家まちづくりファンドの設立

15 京都市消防活動総合センターの開設について



1 はじめに

地震など大規模災害が発生した際に、市民を守るため、消防活動や災害救助の拠点となる総合的な施設の必要性から、南区上鳥羽で平成 14 年度から整備してきた「京都市消防活動総合センター」の第 1 次整備分の活動支援施設が、17 年 3 月に完成した。

本施設は、平常時、大規模災害時の両方を通じて消防活動の拠点となることができる画期的な施設で、全国の消防機関で初めての施設となる。

第 2 次整備分については、平成 17 年度から着手し、20 年度の開設を予定している。

2 施設の概要

- (1) 所在地 南区上鳥羽塔ノ森下開ノ内 94 - 4 ほか
- (2) 敷地面積 約 34,000 平方メートル
- (3) 施設内容 平常時：活動支援施設，消防学校，訓練施設
大規模災害時：後方支援拠点，作戦情報室，緊急消防援助隊集結場所
総延べ床面積 約 15,500 平方メートル
総事業費 約 111 億円

3 整備計画

- (1) 第 1 次整備（右京区天神川御池にある装備課を移転，整備）
 - ア 敷地面積 約 7,000 平方メートル
 - イ 整備施設 管理棟（資機材備蓄倉庫，消防活動支援車両倉庫，事務室）
整備棟（車両整備，燃料等補給施設，化学消火薬剤保管庫等）
2 棟計延べ床面積 約 3,900 平方メートル
 - ウ 年次計画
 - 実施設計 平成 14 年度
 - 建設 平成 15～16 年度
 - 開所 平成 17 年 3 月 18 日
 - 工 事業費 23 億 2,700 万円

- (2) 第 2 次整備（伏見区深草にある消防学校，訓練施設を移転，整備）
 - ア 敷地面積 約 27,000 平方メートル
 - イ 整備施設 消防学校，訓練施設等 延べ約 11,600 平方メートル
 - ウ 年次計画（予定）
 - 実施設計 平成 17 年度
 - 開所予定 平成 20 年度
 - エ 工事費 89 億円（予定）

4 施設機能

(1) 平常時

本部救助隊（スーパーレスキュー）¹と特別装備隊²の活動拠点，そして消防車両等の点検整備や活動機材の備蓄・補給をはじめ，消防活動支援車両等を一元管理することにより災害現場活動を支援するとともに，消防学校として消防職員及び消防団員に対する訓練，研修を実施する。

(2) 大規模災害時

地震などの大規模災害発生時には，全国から集結する緊急消防援助隊³の活動拠点として，最大約 400 隊・1800 人を収容し，情報提供や効率的な部隊運用を行うとともに，長期活動に備えた消防活動機材，燃料の補充等を行う。

1 本部救助隊（スーパーレスキュー）

電磁波探査装置や二酸化炭素探査装置など最新鋭の救助機材を持ち，地震などの大規模災害やテロ災害，核物資・劇毒物・危険物関連の特殊災害にも対応する高度な救助活動能力を有する部隊。

2 特別装備隊

電源照明車，多目的物資搬送車，クレーン車等を運用し，災害現場で活動する部隊の支援活動を行う。

3 緊急消防援助隊

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ，国内で発生した大規模災害に迅速に対応するため，平成 7 年 6 月に発足した消防機関相互の全国的な応援部隊。



全体イメージ図

5 機能比較

区分	平常時	大規模災害時
第 1 次整備	活動支援施設 ・本部救助隊（スーパーレスキュー）、特別装備隊（空気充填車，電源照明車等で構成）の配置，運用（24 時間体制） ・消防車両の点検整備 ・活動機材の備蓄，燃料補給	後方支援拠点 ・緊急消防援助隊への活動機材の提供，燃料補給 ・緊急消防援助隊の車両，活動機材のメンテナンス ・本部救助隊（スーパーレスキュー）、特別装備隊の運用
第 2 次整備	消防学校 ・新規採用職員の研修（全寮制） ・消防職員の教育研修 ・消防団員の教育研修 ・火災に関する鑑識，危険物の性状試験等	作戦情報室 ・消防指令システムを活用した緊急消防援助隊の指揮統制及び情報提供 ・消防機関，関係機関との情報連絡 ・緊急消防援助隊の受付，登録 ・緊急消防援助隊の待機，宿泊施設
	訓練施設 ・消防職員訓練（一般建物や中高層建築物を想定した火災訓練や救助訓練） ・消防団員訓練（操法訓練等） ・自衛消防隊，自主防災会等の訓練	緊急消防援助隊集結場所 ・緊急消防援助隊の車両集結場所 ・ヘリコプター緊急離着陸場 ・緊急消防援助隊の待機，宿泊施設 ・援助物資の集積場所

16 地下鉄の運賃改定について

1 はじめに

市営地下鉄の運賃改定案が平成 17 年第 3 回市会定例会に提案され、交通水道委員会に付託、5 日間の審議を経て、10 月 13 日の最終本会議において、賛成多数で原案のとおり可決された。実施日は平成 18 年 1 月 7 日で、9 年 4 箇月ぶりの値上げとなった（前回の運賃改定については、市会時報特集号平成 8 年回顧 118 ページ参照）。

地下鉄事業においては、地下鉄の建設費が巨額であり、その返済の一部を運賃収入でまかなわなければならない、非常に重い負担となっている。

本市では、8 年 9 月の運賃改定以降、9 年度の消費税の引上げ分の転嫁も行わず、9 年間にわたり運賃を据え置いたことに加え、地下鉄東西線をはじめとする建設費の返済の財政負担が重く、また、近年の交通手段の多様化等によって、乗客数が伸び悩んでいることなどから、厳しい経営健全化に取り組んできたが、なお、毎年度、赤字が累積し、16 年度決算においても、単年度の経常収支で 192 億円の赤字、累積赤字額では 2,384 億円と多額に上る大変厳しい状況にある。

このため、16 年 3 月に「京都市地下鉄事業経営健全化計画」を策定し、25 年度までの 10 年間で 一般会計から総額 640 億円の健全化出資金による支援、 交通局の企業努力による総額 400 億円の収支改善、 17 年度に 10 パーセント、以降 5 年ごとに 5 パーセントの計画的な運賃改定による総額 250 億円の増収確保 により、全体で約 1,300 億円の健全化対策を実施することで、収支の改善の道筋を付けた。

今回の運賃改定は、市民の大切な足であり、財産である地下鉄を将来にわたり維持していくため、経営の安定化や建設費、設備の改良のための費用について、乗客にも負担をお願いするものであるが、運賃改定率については、この健全化計画で見込んでいた 10 パーセントを、交通局の更なる健全化努力や一般会計の支援により 7.4 パーセントに抑えたものである。また、改定に合わせ、乗客の負担軽減やサービス向上を図ることとし、小学生、中学生及び高校生の通学定期券について 1 年間運賃を据え置くことや、利便性の高いカード乗車券や定期券の新設等を実施した。

ここでは、地下鉄の運賃改定等の概要について記すとともに、地下鉄事業の経営健全化の取組について記す。

2 運賃改定等の概要

(1) 改定運賃

ア 普通運賃

区 分		現行運賃	改定運賃
1 区 (3km まで)	大 人	2 0 0 円	2 1 0 円
	小 児	1 0 0 円	1 1 0 円
2 区 (3km 超 7km まで)	大 人	2 3 0 円	2 5 0 円
	小 児	1 2 0 円	1 3 0 円
3 区 (7km 超 11km まで)	大 人	2 6 0 円	2 8 0 円
	小 児	1 3 0 円	1 4 0 円
4 区 (11km 超 15km まで)	大 人	2 9 0 円	3 1 0 円
	小 児	1 5 0 円	1 6 0 円
5 区 (15km を超える区間)	大 人	3 2 0 円	3 4 0 円
	小 児	1 6 0 円	1 7 0 円

イ 定期運賃

区 分	現 行		改 定	
		運賃額		運賃額
定期運賃(抜粋) (1 区 1 箇月)	通 勤	8,400 円	通 勤	8,820 円
	通学甲 (大学生)	6,000 円	通学甲 (大学生)	6,300 円
	通学乙 (幇 敵姓)	4,800 円	通学乙 (幇 敵姓)	4,800 円
	通学丙 (小学生)	3,000 円	通学丙 (小学生)	3,000 円

(2) 負担軽減や利便性向上のための新たなサービス

ア 小学生、中学生及び高校生の通学定期券の運賃据置き

小学生、中学生及び高校生の通学定期券について、1年間（19年1月6日まで）現行運賃のまま据え置く。

イ 地下鉄1日乗車券の通年発売及び小児券の新設

これまで、春・夏に期間限定で発売してきた、地下鉄全線が一日乗り放題となる、市営地下鉄1dayフリーチケットを通年発売とするとともに、小児券を新設する。

（発売額）大人用 600円（従来と同額）

小児用 300円（新設）

ウ トラフィカ京カード1,000円券（利用額1,100円）の新設

市バス・地下鉄共通トラフィカ京カードについて従来の3,000円券（利用額3,300円）に加え、1,000円券（利用額1,100円）を新設する。また、このカードの利用で、自動的に乗継割引が行われる。

（発売額）大人用 1,000円（利用額1,100円）

乗継割引（市バス 地下鉄60円，市バス 市バス90円）

小児用 1,000 円 (利用額 1,100 円)

乗継割引 (市バス 地下鉄 30 円, 市バス 市バス 40 円)

エ 地下鉄と「市バス通勤フリー定期券」との連絡定期券の新設

地下鉄と「市バス通勤フリー定期券」との乗り継ぎができる定期券を新設する。連絡定期券は、「市内中心フリー」など、地下鉄の駅との接続のある、6 種類の「市バス通勤フリー定期券」について発売する。

オ 各種企画乗車券の発売額据え置き

(ア) 京都観光一日乗車券 1,200 円 (市バス, 地下鉄, 京都バス共通)

(イ) 京都観光二日乗車券 2,000 円 (")

(ウ) 京都コンベンションパス 1 日当たり 500 円 (地下鉄専用)

1 日当たり 700 円 (市バス, 地下鉄共通)

(エ) 各種企画乗車券 奈良・斑鳩 1 day チケット 1,600 円など

(3) 実施日

平成 18 年 1 月 7 日

3 地下鉄事業経営健全化の取組

(1) これまでの経営健全化の状況

ア 人件費の削減と生産性の向上

(ア) 駅職員業務の委託化及び助役業務の嘱託化、乗務員業務の効率化の推進により、平成 11 年度期首時点で保守、営業部門を合わせて 686 人いた職員を、15 年度期首時点で 122 人削減し、564 人とした。

(イ) 給料、調整手当、期末手当等の減額や特殊勤務手当の廃止又は単価の引下げなどによる、徹底した人件費の削減を行った。

		14 年度	15 年度	16 年度
人件費	(百万円)	6,674	5,797	5,905
	指数	100	87	88
車両走行キロ	(千 km)	17,292	17,349	17,763
	指数	100	100	103
生産性	(km / 百万円)	2,591	2,993	3,008
	指数	100	116	116

生産性 = 車両走行キロ / 人件費

イ 建設費の削減

地下鉄東西線六地蔵～醍醐間の建設費について、平成 10 年度の事業免許取得時には、712 億円としていたが、徹底したコスト削減等に取り組むことにより、156 億円削減し、556 億円とした。

(2) 今後の経営健全化の取組

「地下鉄事業経営健全化計画」に基づく取組（平成 16 年度から 10 年間実施）により、平成 23 年度の償却前損益黒字化の達成を図る。

ア 地下鉄事業経営健全化計画

(ア) 一般会計から健全化出資金 640 億円の支援(16 年度 57 億円 ,17 年度予算 71 億円)

(イ) 交通局の健全化努力による 400 億円の収支改善

(ウ) 計画的な運賃改定(平成 17 年度に 10 パーセント ,以降 5 年ごとに 5 パーセント)による 250 億円の収支改善効果

イ 運賃改定率の抑制による更なる経営健全化策

(ア) 駅業務の民間委託化の推進

(イ) 地下鉄東西線二条～天神川間の建設費について、六地蔵～醍醐間の建設費（712 億円 556 億円）並みの大幅な削減

4 市会の動き

地下鉄の運賃改定案は、平成 17 年 9 月 12 日の本会議において市長から提案説明が行われ、9 月 14 日の本会議において交通水道委員会へ付託された。交通水道委員会では、10 月 3 日から 4 日間にわたる審査の後、10 月 12 日の委員会（討論終了）において、自民、公明、民主は原案賛成、共産は反対との各会派の態度が表明され、表決の結果、賛成多数（自民、公明、民主）で原案のとおり可決することとされた。

10 月 13 日の最終本会議においては、委員長報告に引き続き、反対討論、賛成討論の後、表決に入り、賛成多数（自民、公明、民主、無）で原案のとおり可決された。また、当該議案には、次のとおり 1 個の付帯決議が付けられた。

議第 220 号に対する付帯決議

- 1 8,000 億円余の巨費を投入した地下鉄経営の健全化のためには、収入増を図ることが何よりも肝要である。交通局において、本市の誇る世界遺産や各駅の特徴を生かした増客対策に全力を挙げて取り組むことはもとより、観光客 5,000 万人構想に寄与すべく、全庁挙げて総合的に取り組むべきである。
- 2 京都市高速鉄道の経営の実態については、本年 8 月 1 日付けの市民しんぶんによって広報されたところであるが、旅客運賃の改定については、改定の経緯を含め、考え方を市民に十分説明すること。
- 3 乗客数の向上を図る取組については、平成 16 年 11 月の東西線醍醐・六地蔵間の開通に伴い、平成 17 年 4 月の段階で、前年度より約 2 万人増加の 33 万人を達成したことは、従来からの努力と合わせて一定の評価ができる。今後は、更に観光客に地下鉄への利用を促進するなど、あらゆる視点で乗客数の向上を図ることによって健全化計画に示された乗客数年次目標を達成すること。
- 4 運賃改定に係るお客様への負担軽減策と利便性向上策についても、市民に広報し、周知徹底を図ること。
- 5 地下鉄東西線の二条・天神川間の延伸工事に当たっては、従来よりも密度の濃い徹

底した工程管理を実施し、工期の短縮と工法の工夫などによって工事費の抑制、縮減を図ること。

- 6 京都市民や観光客にとって、地下鉄は環境にやさしく定時性も確保されていて便利な交通手段であるが、他の交通機関との連携、特に市バスとのネットワークを図り、より利便性の向上に努めること。

17 学校運営協議会の設置について

1 はじめに

本市では、「地域の子どもは地域で育てる」という伝統の下、全国に先駆け、学校評議員制度、外部評価を含む学校評価システムやボランティアによる支援を活用し、家庭、地域と学校が互いに高めあい、双方向の信頼関係を深める「開かれた学校づくり」を推進してきた。

こうした中、「市民ぐるみ・地域ぐるみの教育」を一層推進するため、平成の番組小学校づくりを進める「京都方式」の学校運営協議会制度を導入した。

2 京都方式による学校運営協議会（コミュニティスクール）の設置

(1) 「新しいタイプの学校運営の在り方に関する実践研究」

ア 平成 14 年度に御所南小学校が文部科学省の「新しいタイプの学校運営の在り方に関する実践研究校」に指定

イ アを契機に、京都市版の実践研究を創設。高倉小学校、京都御池中学校を実践研究校に指定。

ウ 保護者や地域代表、公募委員等で構成される「地域学校協議会」を設置。保護者、地域の学校運営への積極的な参画の推進と学校裁量の拡大。

(2) 学校運営協議会の導入と設置状況

16 年 6 月 地方教育行政法が改正され、学校運営協議会制度が導入

16 年 11 月 教育委員会規則を制定し、御所南小学校、高倉小学校、京都御池中学校を指定

17 年度に 17 校園を設置（18 年度には 20 数校を加えた約 40 校園に拡大する予定）

【平成 17 年度 学校運営協議会の設置状況】

みつば幼稚園	H18. 2.19	上京区	岩倉北小学校	H17. 7. 5	左京区
中京もえぎ幼稚園	H18. 2.25	中京区	山階小学校	H17. 9. 2	山科区
鳳徳小学校	H18. 2.3	北区	嵯峨野小学校	H17.11. 1	右京区
新町小学校	H17. 5.20	上京区	太秦小学校	H18. 2.10	右京区
西陣中央小学校	H18. 2.14	上京区	藤城小学校	H17.10.28	伏見区
乾隆小学校	H17.12. 8	上京区	伏見板橋小学校	H18. 2. 8	伏見区
御所南小学校	H17. 5.20	中京区	京都御池中学校	H17. 5.20	中京区
高倉小学校	H17. 5.20	中京区	西総合養護学校	H17. 5.20	西京区
洛央小学校	H17.10.13	下京区			

(3) 京都方式の学校運営協議会の特色

校長のリーダーシップの下、保護者や地域の声を学校運営に反映し、学校教育への参画意識を高めるとともに、ボランティアなどによる支援の充実を図る。

学校運営協議会 = 学校の応援団。学校教育・地域教育に関心を持ち、共に実践するボランティアのリーダーグループ。

- ア 学校が地域の特色を生かした学校運営協議会の設置、運営をできるよう、学校裁量を拡大（学校長による委員の推薦、企画推進委員の設置）
- イ 学校長の申請により、学校運営協議会を設置する学校を指定
- ウ 教育委員会からの求めに応じて、学校運営協議会の設置、運営等について、意見を述べ、評価を行う専門委員会を設置
- エ 幅広い意見を学校運営に生かすため、委員の公募を実施
- オ 学校長の同意の下に、児童生徒からの意見聴取が可能
- カ 学校長は学校運営協議会の委員と共に、学校教育活動への参画と支援を行う企画推進委員を学校裁量により設置可能

(4) 学校運営協議会の成果 ～「地域の子どもは地域で育てる」～

学校の現状と課題、教育目標や教育活動への理解が深まる。

学校教育への学校・家庭・地域の連携の在り方が明確になる。

個別的だった学校への支援活動が再編され、より教育課題に沿ったものへ充実

家庭・地域と協働して取り組む活動への参画が促進され、その成果を共に評価



地域に学ぶことで、子どもたちの地域への愛着が強まる。

「生きた教材」から学びを深め、学力が向上する。

地域の幅広い世代の方々と接することで、道徳的な実践力が高まる。

3 学校運営協議会の概要

(1) 役割

ア 基本方針等の承認

校長は以下に定める事項について、協議会の承認を得なければならない。

- (ア) 教育目標及び経営方針
- (イ) 教育課程の編成に関する基本方針
- (ウ) 予算の編成に関する基本方針
- (エ) その他校長が必要と認める事項

イ 設置校の運営に関する意見

協議会は、設置校の運営に関する事項について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

ウ 設置校の運営への参画

協議会の活動に関する情報発信

エ 意見の聴取

校長の同意の下、設置校の幼児、児童又は生徒の意見を聴取することができる。

(2) 学校運営協議会設置校の指定について

ア 指定方法

校長の申請に基づき、教育委員会が指定する。

イ 指定期間

2年

(3) 学校運営協議会の構成

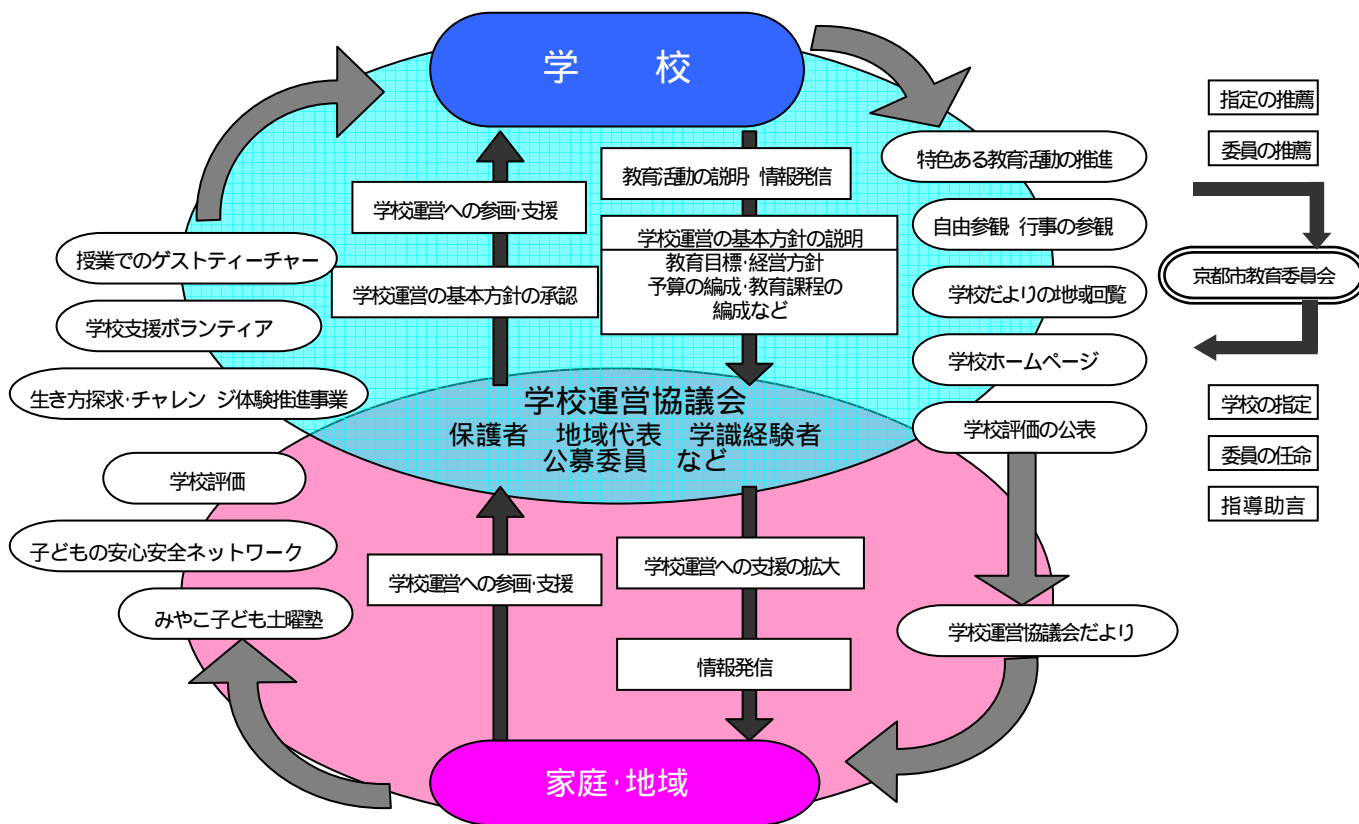
ア 委員

校長からの推薦を尊重しつつ、地域住民、保護者、学識経験者等の中から教育委員会が任命する（任期1年）。

イ 企画推進委員会

学校運営協議会と一体となって、学校・家庭・地域で共に進める取組の企画立案及び推進等を行うため、校長の裁量で設置できる。企画推進委員は、協議会の委員以外の地域住民等から校長が委嘱する。

(4) 構成図



4 参考：御所南小学校運営協議会の取組

御所南コミュニティ

学校運営協議会（御所南コミュニティ理事会）

各委員会の委員長（3名）
各委員会の副委員長（3名）

企画推進委員会 御所南コミュニティ委員（ボランティア・コーディネーター 世話役）

地域団体・授業協力者
保護者・ボランティア

地域コミュニティ委員会.....地域と学校の連携・協働

九学区自治連合会会長、少年補導委員会代表、社会福祉協議会代表
女性代表、主任児童委員代表、民生児童委員代表、体育振興会代表
御所南小学校の教育にかかわった経験のある方（公募）

【委員会共通活動】 子ども体験ランドの企画・運営

- ・体験、その日に備えて
- ・子どもの安全について

幼小中コミュニティ委員会.....幼・小・中の連携・協働

幼・小・中の複数にかかわる現（元）PTA役員
幼稚園代表、小学校代表、中学校代表、京都御池中学校推進委員会代表
幼・小・中の複数にかかわる保護者（公募）

【委員会共通活動】 幼小中連携活動について提案

- ・委員会として幼・小・中連携活動の提案
- ・各コミュニティからの幼・小・中連携活動の提案

スクール・コミュニティ委員会.....家庭と学校の連携・協働

小学校の現（元）PTA役員
小学校保護者（公募）
御所南小学校の教育にかかわった経験のある方（公募）

【委員会共通活動】 コミュニティ事業の企画・運営

- ・サマー・カレッジ
- ・体験ミュージアム

文化コミュニティ 伝統文化・伝統工芸の調査
地域の職人さんマップ 九学区自治連合会、女性代表
事業に応じて募集

福祉コミュニティ デイケアセンターでの交流
お年寄りのお宅訪問 九学区自治連合会、社会福祉協議会
主任児童委員、民生児童委員
事業に応じて募集

スポーツ・コミュニティ 子どもと大人が共に楽しむ
スポーツイベントの開催 九学区自治連合会、体育振興会
事業に応じて募集

町づくりコミュニティ 安全で美しい町づくり
町家探検 九学区自治連合会、少年補導委員会
事業に応じて募集

国際コミュニティ 活動を通しての国際理解
英語を通してのふれあい 国際ボランティア
事業ごとに募集

ジュニア・コミュニティ 幼小中学校の連携
ジュニア・ボランティア活動 ジュニア・ボランティア
事業ごとに募集

コンピュータ・コミュニティ コンピュータを使う授業の
サポート（スクイーク） コンピュータ・ボランティア
年度ごとに募集

図書館コミュニティ 図書館の放課後開館
読書推進の活動 図書館ボランティア
年度ごとに募集

学びコミュニティ 授業・クラブ・部活の支援
プロを招いての授業 学びボランティア
PTA教養文化部を中心に募集

表現コミュニティ さまざまな表現活動
美術的な活動 表現ボランティア
PTA広報部を中心に募集

健康コミュニティ 家庭と学校で考える健康
食に関する教育 健康ボランティア
PTA保健体育部を中心に募集

環境コミュニティ 環境を考える活動
御所南エコクラブ 環境ボランティア
PTA地域環境部を中心に募集

資料

1 平成17年 市会本会議・常任委員会等開会数一覧

本 会 議 , 市 会 運 営 委 員 会 等															
	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	計	備考(内数)	
本会議		3	1		4				4	1	4	1	18		
市会運営委員会	1	4	6	1	7	1		4	4	3	6	3	40	理事会 18 回 合同委員会 1 回	
常 任 委 員 会															
財政総務委員会	1	1	3	1	3	2	1	3		2	3	2	22	実地視察 1 回	
文教委員会	2	1	3	2	2	2	2	2		2	3	2	23	実地視察 3 回	
厚生委員会	1	1	3	2	2	2	2	2	2	3	1	2	23	実地視察 2 回	
建設消防委員会	1		3	1	2	2	2	1		2	1	3	18	実地視察 1 回	
交通水道委員会	2		2	1	1	1	1	1		6		2	17		
計	7	3	14	7	10	9	8	9	2	15	8	11	103		
特 別 委 員 会															
普通予算 特別委員会		9	12		6					2	2	3	3	37	第1分科会 12 回 第2分科会 12 回 小委員会 2 回
公営企業等予算 特別委員会		5	7							1	2			15	
普通決算 特別委員会											11	7	18	第1分科会 7 回 第2分科会 7 回	
公営企業等決算 特別委員会										10	1		11		
計		14	19		6					13	5	14	10	81	
そ の 他															
市会改革検討 小委員会	1	3	1										5		

2 平成17年 請願等受理及び処理件数一覧

区 分 委員会別		請 願								陳情 受理 件数	
		受 理 件 数			処 理 件 数						継 続
		繰越し	新	計	採択	不採択	審議未了	取下げ	計		
1/1 } 3/18 3/18 改選	財政総務	0	1	1	0	0	1	0	1	0	1
	文 教	7	9	16	0	0	6	1	7	9	1
	厚 生	4	310	314	1	0	0	3	4	310	0
	建設消防	8	12	20	0	0	1	2	3	17	0
	交通水道	0	2	2	0	0	0	0	0	2	0
	計	19	334	353	1	0	8	6	15	338	2
3/19 } 12/31	財政総務	0	211	211	0	0	0	0	0	211	1
	文 教	9	0	9	0	0	9	0	9	0	1
	厚 生	310	2	312	1	129	176	1	307	5	6
	建設消防	17	7	24	11	0	0	6	17	7	7
	交通水道	2	2	4	0	0	2	2	4	0	1
	計	338	222	560	12	129	187	9	337	223	16
通年合計		357	556	913	13	129	195	15	352	561	18

3 平成17年 市会本会議における議案審議件数一覧

区 分 会 期		議員提出議案				市長提出議案					合 計
		条 例	意 見 書	決 議 議 案 そ の 他	小 計	条 例	予 算	決 算	そ の 他	小 計	
第 1 回定例会	2/18 ~ 3/18	6	6		12	79	33		97	209	221
第 2 回定例会	5/17 ~ 5/31		5		5	14	3		66	83	88
第 3 回定例会	9/12 ~ 10/13		9		9	20	2	9	63	94	103
第 4 回定例会	11/17 ~ 12/16	1	10	1	12	84	3	20	228	335	347
合 計		7	30	1	38	197	41	29	454	721	759
審議結果	可決 ¹	7	21	1	29	196	41		446	683	712
	認定 ²							29	8	37	37
	修 正										
	継 続										
	否 決		9		9	1				1	10
	撤回										

1 同意又は可と認める場合を含む。

2 承認を含む。

4 平成17年 議案審議結果一覧

1 議員提出議案

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	公 明	民 主	無	提 出 会派等	
第 1 回 定例会	3.18	3.18	市会 1	京都市会の議決に付すべき 事件等に関する条例の制定 について	可決						市会運 営委員	
	3.18	3.18	市会 2	京都市政務調査費の交付に 関する条例の一部を改正す る条例の制定について	可決						市会運 営委員	
	3.18	3.18	市会 3	京都市報酬及び費用弁償条 例の一部を改正する条例の 制定について	可決						市会運 営委員	
	3.18	3.18	市会 4	議会の議決に付すべき契約 及び財産の取得又は処分 に関する条例の一部を改正す る条例の制定について	可決						市会運 営委員	
	3.18	3.18	市会 5	京都市会情報公開条例の一 部を改正する条例の制定に ついて	可決						市会運 営委員	
	3.18	3.18	市会 6	京都市会議員の報酬の額の 特例に関する条例の一部を 改正する条例の制定につい て	可決						市会運 営委員	
	3.18	3.18	市会 7	小児慢性特定疾患治療研究 事業の拡充を求める意見書 の提出について	可決							全会派
	3.18	3.18	市会 8	発達障害児（者）に対する支 援促進を求める意見書の提 出について	可決							全会派
	3.18	3.18	市会 9	地球温暖化対策の充実・強化 を求める意見書の提出につ いて	可決							自民， 公明， 民主
	3.18	3.18	市会 10	実効ある地球温暖化防止対 策を求める意見書の提出に ついて	否決	×		×	×	×		共産
	3.18	3.18	市会 11	定率減税縮小の撤回を求め る意見書の提出について	否決	×		×				共産， 民主
	3.18	3.18	市会 12	安心できる年金制度を求め る意見書の提出について	否決	×		×	×	×		共産

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	公 明	民 主	無	提 出 会派等
第 2 回 定例会	5.31	5.31	市会 13	列車脱線事故に関する意見書の提出について	可決						全会派
	5.31	5.31	市会 14	住民基本台帳の閲覧制度の早期見直しを求める意見書の提出について	可決						全会派
	5.31	5.31	市会 15	障害者自立支援法案に関する意見書の提出について	可決						自民, 公明, 民主
	5.31	5.31	市会 16	地方六団体改革案の早期実現に関する意見書の提出について	可決		×				自民, 公明, 民主
	5.31	5.31	市会 17	地方交付税制度の堅持と国庫負担金確保を求める意見書の提出について	否決	×		×	×	×	共産

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	公 明	民 主	無	提 出 会派等
第 3 回 定例会	10.13	10.13	市会 18	地方議会制度の充実強化に関する意見書の提出について	可決						全会派
	10.13	10.13	市会 19	アスベスト対策の強化を求める意見書の提出について	可決						全会派
	10.13	10.13	市会 20	耐震化促進のための施策の拡充を求める意見書の提出について	可決						全会派
	10.13	10.13	市会 21	がん対策の推進強化を求める意見書の提出について	可決						全会派
	10.13	10.13	市会 22	「リフォーム詐欺」から高齢者等を守るための対策強化を求める意見書の提出について	可決		×				自民, 公明, 民主
	10.13	10.13	市会 23	悪質リフォーム業者への対策強化を求める意見書の提出について	否決	×		×	×	×	共産
	10.13	10.13	市会 24	自衛隊のイラクからの撤退を求める意見書の提出について	否決	×		×			共産
	10.13	10.13	市会 25	指定管理者の指定手続に関する決議について	可決		×				民主
	10.13	10.13	市会 26	ポンポン山買収疑惑の解明を求める決議について	否決	×		×	×	×	共産

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	公 明	民 主	無	提 出 会派等
第 4 回 定例会	12.16	12.16	市会 27	京都市会会議規則の一部を 改正する規則の制定につい て	可決						市会運 営委員
	12.16	12.16	市会 28	京都市個人情報保護条例の 一部を改正する条例の制定 について	可決						市会運 営委員
	12.16	12.16	市会 29	耐震強度偽造問題に対する 意見書の提出について	可決						全会派
	12.16	12.16	市会 30	子どもたちの安心・安全対策 の強化を求める意見書の提 出について	可決						全会派
	12.16	12.16	市会 31	「事業仕分け」による行財政 の効率化を求める意見書の 提出について	可決		×				自民， 公明， 民主
	12.16	12.16	市会 32	人権擁護法の早期制定を求 める意見書の提出について	可決		×				自民， 公明， 民主
	12.16	12.16	市会 33	「真の地方分権改革の確実 な実現」を求める意見書の提 出について	可決		×				自民， 公明， 民主
	12.16	12.16	市会 34	地方交付税に関する意見書 の提出について	否決	×		×	×	×	共産
	12.16	12.16	市会 35	同和行政の完全終結を求め る決議について	可決						全会派
	12.16	12.16	市会 36	子どもの安全確保を求める 決議について	可決						全会派
	12.16	12.16	市会 37	障害児者に対する福祉施策 に関する決議について	可決		×				自民， 公明
	12.16	12.16	市会 38	障害者自立支援法施行に伴 う利用者負担に関する決議 について	否決	×		×	×	×	共産

- (注 1) 自民 = 自由民主党京都市会議員団
 共産 = 日本共産党京都市会議員団
 公明 = 公明党京都市会議員団
 民主 = 民主・都みらい京都市会議員団
 無 = 無所属議員

- (注 2) × は議案に対する各会派等の態度 = 賛成，× = 反対

2 市長提出議案

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	公 明	民 主	無
第 1 回 定例会	平成 16 年度分									
	2.18	2.25	議 228	平成 16 年度京都市一般会計補正予算	可決					
	2.18	2.25	議 229	平成 16 年度京都市介護保険事業特別会計補正予算	可決					
	2.18	2.25	議 230	平成 16 年度京都市老人保健特別会計補正予算	可決					
	2.18	2.25	議 231	平成 16 年度京都市地域水道特別会計補正予算	可決					
	2.18	2.25	議 232	平成 16 年度京都市土地区画整理事業特別会計補正予算	可決					
	2.18	2.25	議 233	平成 16 年度京都市市街地再開発事業特別会計補正予算	可決					
	2.18	2.25	議 234	平成 16 年度京都市基金特別会計補正予算	可決					
	2.18	2.25	議 235	平成 16 年度京都市市公債特別会計補正予算	可決					
	2.18	2.25	議 236	平成 16 年度京都市水道事業特別会計補正予算	可決					
	2.18	2.25	議 237	平成 16 年度京都市公共下水道事業特別会計補正予算	可決					
	2.18	2.25	議 238	平成 16 年度京都市高速鉄道事業特別会計補正予算	可決					
	2.18	3.18	議 239	京都市公設小売市場条例の一部を改正する条例の制定について	可決					
	2.18	3.18	議 240	児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	可決					
	2.18	3.18	議 241	京都市社会福祉奨学基金条例の一部を改正する条例の制定について	可決					
2.18	2.25	議 242	京都市保育所条例の一部を改正する条例の制定について	可決		×				
2.18	3.18	議 243	京都市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決						

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	公 明	民 主	無
第 1 回 定例会	2.18	3.18	議 244	不動産登記法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	可決					
	2.18	3.18	議 245	京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）工業地区上鳥羽土地区画整理事業施行規程等を廃止する条例の制定について	可決					
	2.18	3.18	議 246	京都市野外教育センター奥志摩みさきの家条例の一部を改正する条例の制定について	可決					
	2.18	3.18	議 247	京都市・京北町合併協議会の廃止に関する協議について	可決					
	2.18	3.18	議 248	京都市焼却灰溶融施設（仮称）新設工事（焼却残さ溶融施設工事）請負契約の締結について	可決		×			
	2.18	3.18	議 249	指定管理者の指定について（京都市東寺駅自転車等駐車場）	可決					
	2.18	3.18	議 250	市道路線の認定について	可決					
	2.18	3.18	議 251	市道路線の廃止について	可決					
	2.18	3.18	議 252	損害賠償の額の決定について	可決					
	2.18	3.18	議 253	訴えの提起について	可決					
	2.18	3.18	議 254	訴えの提起（裁判上の和解を含む。）について	可決					
	2.18	3.18	議 255 ～ 303	訴えの提起（裁判上の和解を含む。）について	可決					
	2.18	3.18	議 304	訴訟上の和解について	可決					
	3.18	3.18	議 305	京都市長等の給与の額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決					

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	公 明	民 主	無
第 1 回 定例会	平成 17 年度分									
	2.18	3.18	議 1	平成 17 年度京都市一般会計予算	可決		×			
	2.18	3.18	議 2	平成 17 年度京都市母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算	可決					
	2.18	3.18	議 3	平成 17 年度京都市国民健康保険事業特別会計予算	可決		×			
	2.18	3.18	議 4	平成 17 年度京都市介護保険事業特別会計予算	可決		×			
	2.18	3.18	議 5	平成 17 年度京都市老人保健特別会計予算	可決					
	2.18	3.18	議 6	平成 17 年度京都市地域水道特別会計予算	可決					
	2.18	3.18	議 7	平成 17 年度京都市京北地域水道特別会計予算	可決					
	2.18	3.18	議 8	平成 17 年度京都市特定環境保全公共下水道特別会計予算	可決					
	2.18	3.18	議 9	平成 17 年度京都市中央卸売市場第一市場特別会計予算	可決		×			
	2.18	3.18	議 10	平成 17 年度京都市中央卸売市場第二市場・七畜場特別会計予算	可決					
	2.18	3.18	議 11	平成 17 年度京都市農業集落排水事業特別会計予算	可決					
	2.18	3.18	議 12	平成 17 年度京都市土地区画整理事業特別会計予算	可決					
	2.18	3.18	議 13	平成 17 年度京都市駐車場事業特別会計予算	可決		×			
	2.18	3.18	議 14	平成 17 年度京都市市街地再開発事業特別会計予算	可決					
	2.18	3.18	議 15	平成 17 年度京都市土地取得特別会計予算	可決					
	2.18	3.18	議 16	平成 17 年度京都市基金特別会計予算	可決					
	2.18	3.18	議 17	平成 17 年度京都市市公債特別会計予算	可決					
2.18	3.18	議 18	平成 17 年度京都市病院事業特別会計予算	可決						

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	公 明	民 主	無
第 1 回 定例会	2.18	3.18	議 19	平成 17 年度京都市水道事業特別会計予算	可決					
	2.18	3.18	議 20	平成 17 年度京都市公共下水道事業特別会計予算	可決					
	2.18	3.18	議 21	平成 17 年度京都市自動車運送事業特別会計予算	可決		×			
	2.18	3.18	議 22	平成 17 年度京都市高速鉄道事業特別会計予算	可決					
	2.18	3.18	議 23	京都市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について	可決					
	2.18	3.18	議 24	京都市旧京北町の未納の徴収金に係る経過措置に関する条例の制定について	可決					
	2.18	3.18	議 25	京北町の区域の編入に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について	可決					
	2.18	3.18	議 26	京都市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について	可決		×			
	2.18	3.18	議 27	京都市国際交流会館条例の一部を改正する条例の制定について	可決		×			
	2.18	3.18	議 28	京都市長期継続契約に関する条例の制定について	可決		×			
	2.18	3.18	議 29	京都市不動産評価委員会条例の一部を改正する条例の制定について	可決					
	2.18	3.18	議 30	京都市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決					
	2.18	3.18	議 31	京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決		×			
	2.18	3.18	議 32	京都市京北運動公園条例の制定について	可決					
	2.18	3.18	議 33	京都市黒田トレーニングホール条例の制定について	可決					
2.18	3.18	議 34	京都市京北パラグライダー施設条例の制定について	可決						

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	公 明	民 主	無
第 1 回 定例会	2.18	3.18	議 35	京都市消費者保護条例の全部を改正する条例の制定について	可決					
	2.18	3.18	議 36	京都市区の所管区域条例の一部を改正する条例の制定について	可決					
	2.18	3.18	議 37	京都会館条例の一部を改正する条例の制定について	可決		×			
	2.18	3.18	議 38	京都市アバンティホール条例の一部を改正する条例の制定について	可決		×			
	2.18	3.18	議 39	京都市文化会館条例の一部を改正する条例の制定について	可決		×			
	2.18	3.18	議 40	京都市美術館条例の一部を改正する条例の制定について	可決		×			
	2.18	3.18	議 41	京都コンサートホール条例の一部を改正する条例の制定について	可決		×			
	2.18	3.18	議 42	京都市円山公園音楽堂条例の一部を改正する条例の制定について	可決		×			
	2.18	3.18	議 43	京都市西京極総合運動公園条例の一部を改正する条例の制定について	可決		×			
	2.18	3.18	議 44	京都市横大路運動公園条例の一部を改正する条例の制定について	可決		×			
	2.18	3.18	議 45	京都市宝が池公園運動施設条例の一部を改正する条例の制定について	可決		×			
	2.18	3.18	議 46	京都市体育館条例の一部を改正する条例の制定について	可決		×			
	2.18	3.18	議 47	京都市地域体育館条例の一部を改正する条例の制定について	可決		×			
	2.18	3.18	議 48	京都市武道センター条例の一部を改正する条例の制定について	可決		×			
	2.18	3.18	議 49	京都市市民スポーツ会館条例の一部を改正する条例の制定について	可決		×			
	2.18	3.18	議 50	京都市女性総合センター条例の一部を改正する条例の制定について	可決		×			
2.18	3.18	議 51	京都市文化財保護条例の一部を改正する条例の制定について	可決						

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	公 明	民 主	無
第 1 回 定例会	2.18	3.18	議 52	京都市京北農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の制定について	可決					
	2.18	3.18	議 53	京都市京北森林公園条例の制定について	可決					
	2.18	3.18	議 54	京都市林産物需要拡大センター条例の制定について	可決					
	2.18	3.18	議 55	京都市上弓削農業集落排水処理施設条例の制定について	可決					
	2.18	3.18	議 56	京都市農業集落排水事業基金条例の制定について	可決					
	2.18	3.18	議 57	京都市宇津峡公園条例の制定について	可決					
	2.18	3.18	議 58	京都市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の制定について	可決		×			
	2.18	3.18	議 59	京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例の制定について	可決					
	2.18	3.18	議 60	京都市細野保育所条例の制定について	可決					
	2.18	3.18	議 61	京都市敬老乗車証条例の制定について	可決		×			
	2.18	3.18	議 62	京都市結核診査協議会条例の一部を改正する条例の制定について	可決					
	2.18	3.18	議 63	京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例の制定について	可決		×			
	2.18	3.18	議 64	京都市知的障害者授産施設条例の一部を改正する条例の制定について	可決					
	2.18	3.18	議 65	京都市洛西ふれあいの里条例の一部を改正する条例の制定について	可決					
	2.18	3.18	議 66	京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	可決		×			
	2.18	3.18	議 67	京都市斎場条例の一部を改正する条例の制定について	可決		×			
2.18	3.18	議 68	京都市健康増進センター条例の一部を改正する条例の制定について	可決						

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	公 明	民 主	無
第 1 回 定例会	2.18	3.18	議 69	京都市市営葬儀事務所条例を廃止 する条例の制定について	可決		×			
	2.18	3.18	議 70	建築物の安全性及び市街地の防災 機能の確保等を図るための建築基 準法等の一部を改正する法律の施 行に伴う関係条例の整理に関する 条例の制定について	可決					
	2.18	3.18	議 71	京都市醍醐交流会館条例の一部を 改正する条例の制定について	可決		×			
	2.18	3.18	議 72	京都市久我の杜生涯学習プラザ条 例の一部を改正する条例の制定に ついて	可決					
	2.18	3.18	議 73	京都市美観風致審議会条例の一部 を改正する条例の制定について	可決					
	2.18	3.18	議 74	京都市伝統的建造物群保存地区条 例の一部を改正する条例の制定に ついて	可決					
	2.18	3.18	議 75	京都市建築物等のバリアフリーの 促進に関する条例の一部を改正す る条例の制定について	可決					
	2.18	3.18	議 76	京都市自然風景保全条例の一部を 改正する条例の制定について	可決					
	2.18	3.18	議 77	京都市風致地区条例の一部を改正 する条例の制定について	可決					
	2.18	3.18	議 78	京都市市街地景観整備条例の一部 を改正する条例の制定について	可決					
	2.18	3.18	議 79	京都市屋外広告物等に関する条例 の一部を改正する条例の制定につ いて	可決		×			
	2.18	3.18	議 80	京都市証明等手数料条例の一部を 改正する条例の制定について	可決					
	2.18	3.18	議 81	京都市ラクト健康・文化館条例の 一部を改正する条例の制定につ いて	可決		×			
2.18	3.18	議 82	京都市緑化の推進及び緑の保全に 関する条例の一部を改正する条例 の制定について	可決						

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	公 明	民 主	無
第 1 回 定例会	2.18	3.18	議 83	京都市自転車等駐車場条例の一部 を改正する条例の制定について	可決					
	2.18	3.18	議 84	京都市振替用品購入基金条例を廃 止する条例の制定について	可決					
	2.18	3.18	議 85	京都市火災予防条例の一部を改正 する条例の制定について	可決					
	2.18	3.18	議 86	京都市京北地域水道の管理に関す る条例の制定について	可決					
	2.18	3.18	議 87	京都市京北特定環境保全公共下水 道条例の制定について	可決					
	2.18	3.18	議 88	京都市特定環境保全公共下水道公 債償還基金条例の制定について	可決					
	2.18	3.18	議 89	京都市地域水道条例の一部を改正 する条例の制定について	可決					
	2.18	3.18	議 90	京都市野外活動施設京北山国の家 条例の制定について	可決					
	2.18	3.18	議 91	京都市立学校授業料等徴収条例の 一部を改正する条例の制定について	可決		×			
	2.18	3.18	議 92	京都市総合教育センター条例の一 部を改正する条例の制定について	可決					
	2.18	3.18	議 93 ～ 124	指定管理者の指定について (児童館関係)	可決					
	2.18	3.18	議 125	全国自治宝くじ事務協議会を設け る普通地方公共団体の数の増加及 びこれに伴う全国自治宝くじ事務 協議会規約の変更に関する協議に ついて	可決					
	2.18	3.18	議 126	町の設置について (右京区)	可決					
	2.18	3.18	議 127	町の設置及び町の区域の変更につ いて (伏見区)	可決					
	3.18	3.18	議 128	助役 (副市長) の選任について (星川茂一)	同意		×			
	3.18	3.18	議 129	収入役の選任について (大槻泰)	同意		×			
3.18	3.18	議 130	京都市教育委員会委員の任命につ いて (門川大作)	同意		×				
3.18	3.18	議 131	包括外部監査契約の締結について	可決						

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	公 明	民 主	無
第 2 回 定例会	5.17	5.31	議 132	平成 17 年度京都市国民健康保険事業特別会計補正予算	可決					
	5.17	5.31	議 133	平成 17 年度京都市老人保健特別会計補正予算	可決					
	5.17	5.31	議 134	平成 17 年度京都市中央卸売市場第一市場特別会計補正予算	可決					
	5.17	5.31	議 135	京都市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決		×			
	5.17	5.31	議 136	京都市職員の退隠料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決					
	5.17	5.31	議 137	京都市市税条例の一部を改正する条例の制定について	可決		×			
	5.17	5.31	議 138	京都市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の制定について	可決					
	5.17	5.31	議 139	京都市特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例の制定について	可決					
	5.17	5.31	議 140	京都市老人介護支援センター条例の一部を改正する条例の制定について	可決					
	5.17	5.31	議 141	京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	可決					
	5.17	5.31	議 142	京都市休日急病診療所条例の一部を改正する条例の制定について	可決					
	5.17	5.31	議 143	京都市斜面地等における建築物等の制限に関する条例の制定について	可決					
	5.17	5.31	議 144	京都市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について	可決					
	5.17	5.31	議 145	京都市租税特別措置法関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について	可決					

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	公 明	民 主	無
第 2 回 定例会	5.17	5.31	議 146	京都市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決					
	5.17	5.31	議 147	京都市中高層建築物等の建築に係る住環境の保全及び形成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決					
	5.17	5.31	議 148	京都市消防団員等公務災害等補償条例の一部を改正する条例の制定について	可決					
	5.17	5.31	議 149	京都市立下京中学校新築工事請負契約の締結について	可決					
	5.17	5.31	議 150	京都市本能特別養護老人ホーム（仮称）等新築工事請負契約の変更について	可決					
	5.17	5.31	議 151	京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路事業 8・7・16 号 JR 東海道線東西自由通路新設工事委託契約の締結について	可決					
	5.17	5.31	議 152	指定管理者の指定について（京都市本能特別養護老人ホーム、京都市本能老人デイサービスセンター及び京都市本能在宅介護支援センター）	可決					
	5.17	5.31	議 153	市道路線の認定について	可決					
	5.17	5.31	議 154	市道路線の廃止について	可決					
	5.17	5.31	議 155	損害賠償の額の決定について	可決					
	5.17	5.31	議 156	不動産の処分について	可決					
	5.17	5.31	議 157	土地改良事業の計画の概要の変更について	可決					
	5.17	5.31	議 158	訴えの提起について	可決					
	5.17	5.31	議 159	訴えの提起について	可決					
	5.17	5.31	議 160 ～196	訴えの提起（裁判上の和解を含む。）について	可決					
5.31	5.31	議 197	京都市教育委員会委員の任命について（谷口賢司）	同意		×				

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	公 明	民 主	無	
第 2 回 定例会	5.31	5.31	議 198	京都市監査委員の選任について (田中セツ子)	同意		×				
	5.31	5.31	議 199	京都市監査委員の選任について (小林あきろう)	同意		×				
	5.31	5.31	諮 1	人権擁護委員の推薦について (玄武田鶴子)	可 と 認める						
	5.31	5.31	諮 2	人権擁護委員の推薦について (安保千秋)	可 と 認める						
	5.31	5.31	諮 3	人権擁護委員の推薦について (内山正元)	可 と 認める						
	5.31	5.31	諮 4	人権擁護委員の推薦について (加藤英範)	可 と 認める						
	5.31	5.31	諮 5	人権擁護委員の推薦について (藤原東子)	可 と 認める						
	5.31	5.31	諮 6	人権擁護委員の推薦について (大槻純生)	可 と 認める						
	5.31	5.31	諮 7	人権擁護委員の推薦について (西脇悦子)	可 と 認める						
	5.31	5.31	諮 8	人権擁護委員の推薦について (木村裕一)	可 と 認める						
	5.31	5.31	諮 9	人権擁護委員の推薦について (辻幸子)	可 と 認める						
	5.31	5.31	諮 10	人権擁護委員の推薦について (嶋村昭平)	可 と 認める						
	5.31	5.31	諮 11	人権擁護委員の推薦について (笠原三紀夫)	可 と 認める						
	5.31	5.31	諮 12	人権擁護委員の推薦について (牧富美子)	可 と 認める						
	5.31	5.31	諮 13	人権擁護委員の推薦について (海老瀬篤司)	可 と 認める						
		5.17	5.31	報 1	平成 16 年度京都市一般会計補正予 算について	承認					
		5.17	5.31	報 2	京都市市税条例の一部を改正する 条例の制定について	承認		×			

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	公 明	民 主	無
第 3 回 定例会	9.12	10.13	議 200	平成 17 年度京都市病院事業特別会 計補正予算	可決		×			
	9.12	10.13	議 201	平成 17 年度京都市水道事業特別会 計補正予算	可決					
	9.12	10.13	議 202	京都市市税条例の一部を改正する 条例の制定について	可決					
	9.12	9.14	議 203	京都市交通安全対策会議条例の一部 を改正する条例の制定について	可決		×			
	9.12	10.13	議 204	京都市コミュニティセンター条例 の一部を改正する条例の制定につ いて	可決					
	9.12	10.13	議 205	京都市伝統産業活性化推進条例の 制定について	可決					
	9.12	10.13	議 206	京都市児童福祉センター条例の一部 を改正する条例の制定について	可決					
	9.12	10.13	議 207	京都市保育所条例の一部を改正す る条例の制定について	可決					
	9.12	10.13	議 208	京都市老人デイサービスセンター 条例の一部を改正する条例の制定 について	可決					
	9.12	10.13	議 209	京都市老人介護支援センター条例 の一部を改正する条例の制定につ いて	可決					
	9.12	10.13	議 210	京都市児童館及び学童保育所条例 の一部を改正する条例の制定につ いて	可決					
	9.12	9.27	議 211	京都市老人短期入所施設条例の一部 を改正する条例の制定について	可決		×			
	9.12	9.27	議 212	京都市特別養護老人ホーム条例の 一部を改正する条例の制定につい て	可決		×			
	9.12	9.27	議 213	京都市病院事業条例の一部を改正 する条例の制定について	可決		×			
9.12	10.13	議 214	京都市斜面地等における建築物等 の制限に関する条例の一部を改正 する条例の制定について	可決						

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	公 明	民 主	無
第 3 回 定例会	9.12	10.13	議 215	京都市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決					
	9.12	10.13	議 216	京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決					
	9.12	10.13	議 217	京都市緑化・公園管理基金条例の一部を改正する条例の制定について	可決					
	9.12	10.13	議 218	京都市消防団員等公務災害等補償条例の一部を改正する条例の制定について	可決					
	9.12	10.13	議 219	京都市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	可決					
	9.12	10.13	議 220	京都市高速鉄道旅客運賃条例の一部を改正する条例の制定について	可決		×			
	9.12	10.13	議 221	京都市立中学校条例の一部を改正する条例の制定について	可決					
	9.12	10.13	議 222	東天王町市営住宅新築工事請負契約の締結について	可決					
	9.12	10.13	議 223	一般国道 162 号道路改良（トンネル新設）工事請負契約の締結について	可決					
	9.12	10.13	議 224	太秦東部地区第一種市街地再開発事業施設建築物新築工事請負契約の締結について	可決					
	9.12	10.13	議 225	太秦東部地区第一種市街地再開発事業施設建築物新築工事（電気設備工事）請負契約の締結について	可決					
	9.12	10.13	議 226	太秦東部地区第一種市街地再開発事業施設建築物新築工事（衛生設備工事）請負契約の締結について	可決					
	9.12	10.13	議 227	太秦東部地区第一種市街地再開発事業施設建築物新築工事（空気調和設備工事）請負契約の締結について	可決					

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	公 明	民 主	無
第 3 回 定例会	9.12	10.13	議 228	納所排水機場(仮称)新設工事(躯体工事等)請負契約の締結について	可決					
	9.12	10.13	議 229	京都市道山科音羽緯 44 号線道路新設(函渠(かんきょ)築造)工事委託契約の締結について	可決					
	9.12	10.13	議 230	指定管理者の指定について(京都市御池保育所)	可決					
	9.12	10.13	議 231	指定管理者の指定について(京都市御池老人デイサービスセンター及び京都市御池在宅介護支援センター)	可決					
	9.12	10.13	議 232	指定管理者の指定について(京都市葛野老人デイサービスセンター,京都市葛野在宅介護支援センター及び京都市葛野児童館)	可決					
	9.12	10.13	議 233	市道路線の認定について	可決					
	9.12	10.13	議 234	市道路線の廃止について	可決					
	9.12	10.13	議 235	損害賠償の額の決定について	可決					
	9.12	10.13	議 236	訴えの提起について	可決					
	9.12	10.13	議 237 ~ 274	訴えの提起(裁判上の和解を含む。)について	可決					
	9.12	10.13	議 275	訴訟上の和解について	可決					
	10.13	10.13	議 276	京都市名誉市民の表彰について(白川静)	可決					
	10.13	10.13	諮 14	人権擁護委員の推薦について(富家須美子)	可 と 認 め る					
	10.13	10.13	諮 15	人権擁護委員の推薦について(船野雄治)	可 と 認 め る					
	9.12	10.13	報 3	平成 17 年度京都市一般会計補正予算について	承認					
	9.12	10.13	報 4	平成 17 年度京都市市公債特別会計補正予算について	承認					
	9.12	10.13	報 5	平成 17 年度京都市水道事業特別会計補正予算について	承認					

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	公 明	民 主	無
第 3 回 定例会	9.12	10.13	報 6	平成 17 年度京都市公共下水道事業 特別会計補正予算について	承認					
	9.12	10.13	報 7	京都市立小学校条例等の一部を改 正する条例の制定について	承認					
	9.12	10.13	報 8	平成 16 年度京都市地域水道特別会 計歳入歳出決算	認定					
	9.12	10.13	報 9	平成 16 年度京北町簡易水道事業特 別会計歳入歳出決算	認定					
	9.12	10.13	報 10	平成 16 年度京北町下水道事業特別 会計歳入歳出決算	認定					
	9.12	10.13	報 11	平成 16 年度京都市病院事業特別会 計決算	認定					
	9.12	10.13	報 12	平成 16 年度京都市水道事業特別会 計決算	認定					
	9.12	10.13	報 13	平成 16 年度京都市公共下水道事業 特別会計決算	認定					
	9.12	10.13	報 14	平成 16 年度京都市自動車運送事業 特別会計決算	認定		×			
	9.12	10.13	報 15	平成 16 年度京都市高速鉄道事業特 別会計決算	認定					
	9.12	10.13	報 16	平成 16 年度京北町国民健康保険病 院事業特別会計決算	認定					
	9.12	10.13	報 17	平成 17 年度京都市一般会計補正予 算について	承認					

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	公 明	民 主	無
第 4 回 定例会	11.17	12.16	議 277	平成 17 年度京都市一般会計補正予算	可決					
	11.17	12.16	議 278	平成 17 年度京都市介護保険事業特別会計補正予算	可決					
	11.17	12.16	議 279	平成 17 年度京都市市街地再開発事業特別会計補正予算	可決					
	11.17	12.16	議 280	京都市移動通信用鉄塔施設整備事業に係る分担金に関する条例の制定について	可決					
	11.17	12.16	議 281	京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例の制定について	可決					
	11.17	12.16	議 282	京都市市街地景観整備条例の一部を改正する条例の制定について	可決					
	11.17	12.16	議 283	京都市市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	可決		×			
	11.17	12.16	議 284	京都市地域水道条例の一部を改正する条例の制定について	可決					
	11.17	12.16	議 285	京都市立小学校条例の一部を改正する条例の制定について	可決					
	11.17	12.16	議 286	京都市大学のまち交流センター条例の一部を改正する条例の制定について	可決		×			
	11.17	12.16	議 287	京都市国際交流会館条例の一部を改正する条例の制定について	可決		×			
	11.17	12.16	議 288	京都市環境保全活動センター条例の一部を改正する条例の制定について	可決		×			
	11.17	12.16	議 289	京都市立浴場条例の全部を改正する条例の制定について	可決		×			
	11.17	12.16	議 290	京都市円山公園音楽堂条例の全部を改正する条例の制定について	可決		×			
	11.17	12.16	議 291	京都市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	可決		×			
11.17	12.16	議 292	京都市考古資料館条例の一部を改正する条例の制定について	可決		×				

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	公 明	民 主	無
第 4 回 定例会	11.17	12.16	議 293	京都市アバンティホール条例の一部を改正する条例の制定について	可決		×			
	11.17	12.16	議 294	京都市武道センター条例の一部を改正する条例の制定について	可決		×			
	11.17	12.16	議 295	京都市文化会館条例の一部を改正する条例の制定について	可決		×			
	11.17	12.16	議 296	京都市地域体育館条例の一部を改正する条例の制定について	可決		×			
	11.17	12.16	議 297	京都市女性総合センター条例の一部を改正する条例の制定について	可決		×			
	11.17	12.16	議 298	京都市市民スポーツ会館条例の一部を改正する条例の制定について	可決		×			
	11.17	12.16	議 299	京都市体育館条例の一部を改正する条例の制定について	可決		×			
	11.17	12.16	議 300	京都コンサートホール条例の一部を改正する条例の制定について	可決		×			
	11.17	12.16	議 301	京都市西京極総合運動公園条例の一部を改正する条例の制定について	可決		×			
	11.17	12.16	議 302	京都市青少年活動センター条例の一部を改正する条例の制定について	可決		×			
	11.17	12.16	議 303	京都会館条例の一部を改正する条例の制定について	可決		×			
	11.17	12.16	議 304	京都芸術センター条例の一部を改正する条例の制定について	可決		×			
	11.17	12.16	議 305	京都市百井青少年村条例の一部を改正する条例の制定について	可決		×			
	11.17	12.16	議 306	京都市市民活動総合センター条例の一部を改正する条例の制定について	可決		×			
	11.17	12.16	議 307	京都市文化財建造物保存技術研修センター条例の一部を改正する条例の制定について	可決		×			
	11.17	12.16	議 308	京都市京北パラグライダー施設条例の一部を改正する条例の制定について	可決		×			

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	公 明	民 主	無
第 4 回 定例会	11.17	12.16	議 309	京都市宇多野ユースホステル条例の一部を改正する条例の制定について	可決		×			
	11.17	12.16	議 310	京都市勧業館条例の一部を改正する条例の制定について	可決		×			
	11.17	12.16	議 311	京都市森林文化交流センター条例の一部を改正する条例の制定について	可決		×			
	11.17	12.16	議 312	京都市伝統産業振興館条例の一部を改正する条例の制定について	可決		×			
	11.17	12.16	議 313	京都市林産物需要拡大センター条例の一部を改正する条例の制定について	可決		×			
	11.17	12.16	議 314	京都市京北森林公園条例の一部を改正する条例の制定について	可決		×			
	11.17	12.16	議 315	京都市宇津峡公園条例の一部を改正する条例の制定について	可決		×			
	11.17	12.16	議 316	京都市深草墓園条例の一部を改正する条例の制定について	可決		×			
	11.17	12.16	議 317	京都市老人いこいの家条例の一部を改正する条例の制定について	可決		×			
	11.17	12.16	議 318	京都市身体障害者福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について	可決		×			
	11.17	12.16	議 319	京都市知的障害者デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の制定について	可決		×			
	11.17	12.16	議 320	京都市知的障害者通勤寮条例の一部を改正する条例の制定について	可決		×			
	11.17	12.16	議 321	京都市心身障害児福祉会館条例の一部を改正する条例の制定について	可決		×			
	11.17	12.16	議 322	京都市知的障害者授産施設条例の一部を改正する条例の制定について	可決					
	11.17	12.16	議 323	京都市在宅障害者デイサービス施設条例の一部を改正する条例の制定について	可決		×			

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	公 明	民 主	無
第 4 回 定例会	11.17	12.16	議 324	京都市老人福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について	可決		×			
	11.17	12.16	議 325	京都市聴覚言語障害センター条例の一部を改正する条例の制定について	可決		×			
	11.17	12.16	議 326	京都市急病診療所条例の一部を改正する条例の制定について	可決		×			
	11.17	12.16	議 327	京都市身体障害者授産施設条例の一部を改正する条例の制定について	可決		×			
	11.17	12.16	議 328	京都市児童福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について	可決		×			
	11.17	12.16	議 329	京都市老人保養センター条例の一部を改正する条例の制定について	可決		×			
	11.17	12.16	議 330	京都市母子福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について	可決		×			
	11.17	12.16	議 331	京都市障害者スポーツセンター条例の一部を改正する条例の制定について	可決		×			
	11.17	12.16	議 332	京都市洛西ふれあいの里条例の一部を改正する条例の制定について	可決		×			
	11.17	12.16	議 333	京都市桂川療護園条例の一部を改正する条例の制定について	可決		×			
	11.17	12.16	議 334	京都市桂川福祉ホーム条例の一部を改正する条例の制定について	可決		×			
	11.17	12.16	議 335	京都市健康増進センター条例の一部を改正する条例の制定について	可決		×			
	11.17	12.16	議 336	京都市知的障害者福祉工場条例の一部を改正する条例の制定について	可決		×			
	11.17	12.16	議 337	京都市こころの健康増進センター条例の一部を改正する条例の制定について	可決		×			
11.17	12.16	議 338	京都市久多いきいきセンター条例の一部を改正する条例の制定について	可決		×				

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	公 明	民 主	無
第 4 回 定例会	11.17	12.16	議 339	京都市老人短期入所施設条例の一部を改正する条例の制定について	可決		×			
	11.17	12.16	議 340	京都市長寿すこやかセンター条例の一部を改正する条例の制定について	可決		×			
	11.17	12.16	議 341	京都市知的障害者更生施設大原野の杜条例の一部を改正する条例の制定について	可決		×			
	11.17	12.16	議 342	京都市福祉ボランティアセンター条例の一部を改正する条例の制定について	可決		×			
	11.17	12.16	議 343	京都市障害者教養文化体育会館条例の一部を改正する条例の制定について	可決		×			
	11.17	12.16	議 344	京都市嵯峨鳥居本町並み保存館条例の一部を改正する条例の制定について	可決		×			
	11.17	12.16	議 345	京都市醍醐交流会館条例の一部を改正する条例の制定について	可決		×			
	11.17	12.16	議 346	京都市久我の杜生涯学習プラザ条例の一部を改正する条例の制定について	可決		×			
	11.17	12.16	議 347	京都市景観まちづくりセンター条例の一部を改正する条例の制定について	可決		×			
	11.17	12.16	議 348	京都市観光駐車場条例の一部を改正する条例の制定について	可決		×			
	11.17	12.16	議 349	京都市駐車場条例の一部を改正する条例の制定について	可決		×			
	11.17	12.16	議 350	京都市大宮交通公園条例の一部を改正する条例の制定について	可決		×			
	11.17	12.16	議 351	京都市梅小路公園条例の一部を改正する条例の制定について	可決		×			
	11.17	12.16	議 352	京都市ラクト健康文化館条例の一部を改正する条例の制定について	可決		×			
	11.17	12.16	議 353	京都市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の制定について	可決		×			

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	公 明	民 主	無
第 4 回 定例会	11.17	12.16	議 354	京都市市民防災センター条例の一部を改正する条例の制定について	可決		×			
	11.17	12.16	議 355	京都市交通事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決		×			
	11.17	12.16	議 356	京都市高速鉄道北山駅自転車駐車場の利用料金に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決					
	11.17	12.16	議 357	京都市知的障害者学習ホームひかり学園条例の一部を改正する条例の制定について	可決		×			
	11.17	12.16	議 358	京都市宝が池公園運動施設条例の全部を改正する条例の制定について	可決					
	11.17	12.16	議 359	京都市日野野外活動施設条例の一部を改正する条例の制定について	可決		×			
	11.17	12.16	議 360	京都市野外活動施設京北山国の家条例の一部を改正する条例の制定について	可決		×			
	11.17	12.16	議 361	山科市営住宅改修工事請負契約の締結について	可決					
	11.17	12.16	議 362	崇仁市営住宅新築工事請負契約の締結について	可決					
	11.17	12.16	議 363	京都市天神川駅自転車駐車場（仮称）等新設工事（躯体工事等）請負契約の締結について	可決					
	11.17	12.16	議 364	京都市伏見消防署新築工事請負契約の変更について	可決					
	11.17	12.16	議 365	指定管理者の指定について （京都市大学のまち交流センター）	可決					
	11.17	12.16	議 366	指定管理者の指定について （京都市国際交流会館）	可決					
	11.17	12.16	議 367	指定管理者の指定について （京都市環境保全活動センター）	可決					
	11.17	12.16	議 368 , 369	指定管理者の指定について （文化市民局関係） ----- 市立浴場，円山公園音楽堂	可決		×			

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	公 明	民 主	無
第 4 回 定例会	11.17	12.16	議 370 ~ 375	指定管理者の指定について (文化市民局関係) ----- 都市公園,宝が池公園運動施設(テ ニスコート,球技場),考古資料館, アバンティホール,武道センター, 文化会館	可決					
	11.17	12.16	議 376	指定管理者の指定について (文化市民局関係) ----- 地域体育館	可決		×			
	11.17	12.16	議 377 ~ 380	指定管理者の指定について (文化市民局関係) ----- 女性総合センター,市民スポーツ 会館,京都市体育館,コンサート ホール,西京極総合運動公園(阪 急電鉄京都線以北)	可決					
	11.17	12.16	議 381	指定管理者の指定について (文化市民局関係) ----- 西京極総合運動公園(阪急電鉄京 都線以南)	可決		×			
	11.17	12.16	議 382 ~ 388	指定管理者の指定について (文化市民局関係) ----- 青少年活動センター,京都会館, 京都芸術センター,百井青少年村, 市民活動総合センター,文化財建 造物保存技術研修センター,京北 パラグライダー施設	可決					
	11.17	12.16	議 389 ~ 395	指定管理者の指定について (産業観光局関係) ----- 宇多野ユース・ホテル,勸業館, 森林文化交流センター,伝統産業 振興館,林産物需要拡大センター, 京北森林公園,宇津峡公園	可決					
	11.17	12.16	議 396 ~ 516	指定管理者の指定について (保健福祉局関係)	可決					

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	公 明	民 主	無
第 4 回 定例会				深草墓園，老人いこいの家，児童館・学童保育所，保育所，老人福祉センター，老人デイサービスセンター，特別養護老人ホーム，老人介護支援センター，身体障害者福祉センター・授産施設・療護施設・福祉ホーム，知的障害者授産施設・デイサービスセンター・通勤寮・福祉工場・更生施設，在宅障害者デイサービス施設，心身障害児福祉会館，聴覚言語障害センター，急病診療所，児童療育センター，老人保養センター，母子福祉センター，障害者スポーツセンター，洛西ふれあいの里，老人短期入所施設，健康増進センター，こころの健康増進センター，久多いきいきセンター，長寿すこやかセンター，福祉ボランティアセンター，障害者教養文化・体育会館						
	11.17	12.16	議 517 ～ 521	指定管理者の指定について (都市計画局関係) ----- 駐車場(醍醐)，嵯峨鳥居本町並み保存館，醍醐交流会館，久我の杜生涯学習プラザ，景観・まちづくりセンター	可決					
	11.17	12.16	議 522 ～ 526	指定管理者の指定について (建設局関係) ----- 観光駐車場，駐車場(鴨東)	可決					
	11.17	12.16	議 527	指定管理者の指定について (建設局関係) ----- 駐車場(円山)	可決		×			
	11.17	12.16	議 528 ～ 541	指定管理者の指定について (建設局関係) ----- 駐車場(山科駅前，四条烏丸)，大宮交通公園，梅小路公園，ラクト健康・文化館，自転車等駐車場	可決					

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	公 明	民 主	無
第 4 回 定例会	11.17	12.16	議 542	指定管理者の指定について (建設局関係) ----- 自転車等駐車場(上鳥羽口駅)	可決		×			
	11.17	12.16	議 543	指定管理者の指定について (京都市市民防災センター)	可決					
	11.17	12.16	議 544	指定管理者の指定について(京都市 高速鉄道北山駅自転車駐車場)	可決					
	11.17	12.16	議 545 ~ 547	指定管理者の指定について (教育委員会関係) ----- 知的障害者学習ホーム, 野外活動 施設	可決					
	11.17	12.16	議 548	市道路線の認定について	可決					
	11.17	12.16	議 549	市道路線の廃止について	可決					
	11.17	12.16	議 550	当せん金付証券の発売金額につ いて	可決					
	11.17	12.16	議 551	京都市過疎地域自立促進計画の策 定について	可決					
	11.17	12.16	議 552	金融機関の指定について	可決					
	11.17	12.16	議 553	訴えの提起について	可決					
	11.17	12.16	議 554 ~ 583	訴えの提起(裁判上の和解を含 む。)について(30件)	可決					
	11.17	12.16	議 584	訴訟上の和解について	可決					
	11.21	11.28	議 585	京都市職員給与条例の一部を改正 する条例の制定について	可決		×			
	11.21	11.28	議 586	京都市会議員期末手当支給条例の 一部を改正する条例の制定につ いて	否決	×	×	×	×	×
	11.21	11.28	議 587	京都市立学校管理用務員の給与の 特例に関する条例の一部を改正す る条例の制定について	可決		×			
	11.21	12.16	議 588	京都市教職員の給与等に関する条 例の一部を改正する条例の制定に ついて	可決					
12.16	12.16	議 589	京都府公安委員会委員の推薦につ いて(油谷桂朗)	同意						

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	公 明	民 主	無
第 4 回 定例会	12.16	12.16	諮 16	人権擁護委員の推薦について (土江田曜子)	可と 認める					
	12.16	12.16	諮 17	人権擁護委員の推薦について (南北幸雄)	可と 認める					
	11.17	12.16	報 18	平成 16 年度京都市一般会計歳入歳 出決算	認定		×			
	11.17	12.16	報 19	平成 16 年度京都市母子寡婦福祉資 金貸付事業特別会計歳入歳出決算	認定					
	11.17	12.16	報 20	平成 16 年度京都市国民健康保険事 業特別会計歳入歳出決算	認定		×			
	11.17	12.16	報 21	平成 16 年度京都市介護保険事業特 別会計歳入歳出決算	認定					
	11.17	12.16	報 22	平成 16 年度京都市老人保健特別会 計歳入歳出決算	認定					
	11.17	12.16	報 23	平成 16 年度京都市中央卸売市場第 一市場特別会計歳入歳出決算	認定					
	11.17	12.16	報 24	平成 16 年度京都市中央卸売市場第 二市場・と畜場特別会計歳入歳出 決算	認定					
	11.17	12.16	報 25	平成 16 年度京都市農業共済事業特 別会計歳入歳出決算	認定					
	11.17	12.16	報 26	平成 16 年度京都市土地区画整理事 業特別会計歳入歳出決算	認定					
	11.17	12.16	報 27	平成 16 年度京都市駐車場事業特別 会計歳入歳出決算	認定		×			
	11.17	12.16	報 28	平成 16 年度京都市市街地再開発事 業特別会計歳入歳出決算	認定					
	11.17	12.16	報 29	平成 16 年度京都市土地取得特別会 計歳入歳出決算	認定					
	11.17	12.16	報 30	平成 16 年度京都市基金特別会計歳 入歳出決算	認定					
	11.17	12.16	報 31	平成 16 年度京都市市公債特別会計 歳入歳出決算	認定					
	11.17	12.16	報 32	平成 16 年度京北町一般会計歳入歳 出決算	認定		×			

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	公 明	民 主	無
第 4 回 定例会	11.17	12.16	報 33	平成 16 年度京北町老人保健特別会計歳入歳出決算	認定					
	11.17	12.16	報 34	平成 16 年度京北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算	認定					
	11.17	12.16	報 35	平成 16 年度京北町介護保険特別会計歳入歳出決算	認定					
	11.17	12.16	報 36	平成 16 年度京北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算	認定					
	11.17	12.16	報 37	平成 16 年度京北町町営バス運行事業特別会計歳入歳出決算	認定					

(注 1) 自民 = 自由民主党京都市会議員団
 共産 = 日本共産党京都市会議員団
 公明 = 公明党京都市会議員団
 民主 = 民主・都みらい京都市会議員団
 無 = 無所属議員

(注 2) × は議案に対する各会派等の態度 = 賛成, × = 反対

5 平成17年 月別・

分類		1 月	2 月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
00 総 記					1				
10 哲 学						1			
20 歴史・地理						1			
3 社 会 科 学	0 総 記								
	1 政 治						1		
	(18)地方自治		1	2	3	4	1	4	1
	2 法 律	1		1	3		1		1
	3 経 済				3	1	1		
	4 財 政				1			1	3
	5 統 計				1		1		1
	6 社 会	4	1		3			2	3
	7 教 育								
	8 風俗・習慣								
9 国防・軍事				1					
小 計		5	2	3	15	5	5	7	9
40 自然科学			1						
50 工 学					1	3			1
60 産 業					1			1	1
70 芸 術									
80 語 学						1	1		
90 文 学									
*別置図書		7	3	6	6	4	13	10	15
合 計		12	6	9	24	15	19	18	26
除 籍 冊 数									

(*別置図書：白書，六法，年鑑，辞書，地図など)

分類別 図書増加数一覽

(単位：冊)

9月	10月	11月	12月	受入数 合 計	除 籍 合 計	差 引 増加数	16年末 蔵書数	17年末 蔵書数
				1		1	863	864
	1			2		2	726	728
	1			2		2	2,278	2,280
				0		0	457	457
1		1		3		3	1,755	1,758
1	1	1	1	20		20	2,581	2,601
	2	4	1	14		14	3,045	3,059
	2		1	8		8	1,550	1,558
2	2	1		10		10	1,519	1,529
2			1	6		6	276	282
1	1	2	1	18		18	2,128	2,146
1	1			2		2	660	662
				0		0	228	228
				1		1	63	64
8	9	9	5	82	0	82	14,262	14,344
1	2			4		4	377	381
1		2	3	11		11	894	905
1				4		4	738	742
				0		0	442	442
1				3		3	227	230
				0		0	436	436
7	6	11	12	100		100	1,741	1,841
19	19	22	20	209		209	22,984	23,193
					0	209	22,984	23,193

6 平成17年 月別・分類別

分類	1 月	2 月	3月	4月	5月	6月	7月
00 総 記							
10 哲 学							
20 歴史・地理	1	4	1	7	11	12	3
3 社 会 科 学	0 総 記						
	1 政 治					2	3
	(18)地方自治	3	5	5	1	3	9
	2 法 律	6	5	6	4	5	1
	3 経 済		2	2	1		
	4 財 政	2	1	1			1
	5 統 計		2	4			
	6 社 会		2	2	1		
	7 教 育	4					3
	8 風俗・習慣						
9 国防・軍事							
小 計	15	17	20	7	10	17	24
40 自然科学	3						
50 工 学		2		4	7	4	7
60 産 業			3	1	1	1	
70 芸 術		2		2		3	
80 語 学	1		1		1		
90 文 学		1					
* そ の 他	14	8	4	13	9	7	
合 計	34	34	29	34	39	44	34

(*その他：雑誌，白書，その他資料類)

図書及び資料貸出状況一覧

(単位：冊)

8月	9月	10月	11月	12月	17年計	16年計	増減
					0	5	5
					0	3	3
8	1	5	2	3	58	31	27
					0	3	3
	2	2		1	13	11	2
15	7	8	6	6	81	110	29
7	6	6	4	7	60	71	11
2			1	2	10	24	14
3		2	1	1	14	41	27
	1				8	5	3
2	2		3	1	15	29	14
					7	2	5
1					1	0	1
					0	1	1
30	18	18	15	18	209	297	88
					3	6	3
5	8	2	2	4	45	35	10
		2	4	1	13	12	1
2		2	2		13	3	10
					3	14	11
					1	5	4
2	10	1	8	12	88	143	55
47	37	30	33	38	433	554	121

7 平成 17 年

		京 都 市 会 関 係
月	日	事 項
1	7	交通水道委員会
1	14	市会運営委員会(市会改革検討小委員会中間報告)
1	18	文教委員会
1	19	厚生委員会
1	20	建設消防委員会
1	21	交通水道委員会,市会改革検討小委員会
1	24	財政総務委員会
1	25	文教委員会実地視察

年 表

京 都 市 関 係			国 内 国 際 関 係		
月	日	事 項	月	日	事 項
1	4	新市政PRキャッチフレーズ「時を超え美しくひと輝く歴史都市・京都」を公表			
			1	10	パレスチナ自治政府議長選挙でPLO主流派公認のアッバス氏が当選
			1	16	全国女子駅伝で京都が3年ぶりに優勝
1	19	外国人向け観光推奨バス洛バスの運行開始	1	19	多発するキャッシュカード偽造の犯罪グループを警視庁が摘発
			1	20	ブッシュ米大統領2期目の政権がスタート
1	24	船岡山斜面地のマンション建設問題で先月24日に建設を許可していたことが報道される	1	24	京北町長が収賄容疑で逮捕される
1	25	新「京・こどもいきいきプラン」を策定	1	25	番組制作費流用事件や受信料不払い急増等の問題が相次ぐNHKの海老沢会長が引責辞任
			"	"	初の京都検定合格発表, 3676人合格
			1	30	民主化を進めるイラクでフセイン政権崩壊後初の国民議会選挙, 4月に移行政府が発足
1	31	社会福祉審議会が「市の今後の福祉施策のあり方」について無料敬老乗車証の廃止, 特例保育料の値上げ等を盛る答申を取りまとめ			

京 都 市 会 関 係		
月	日	事 項
2	1	市会改革検討小委員会
2	7	財政総務委員会
2	8	文教委員会
2	9	厚生委員会, 市会改革検討小委員会
2	10	市会運営委員会
2	17	市会改革検討小委員会, 市会運営委員会(市会改革検討小委員会第2次中間報告)
2	18	第1回市会(定例会)開会
"	"	普通予算特別委員会, 普通予算特別委員会第1・第2合同分科会
"	"	公営企業等予算特別委員会
2	21	普通予算特別委員会(第1・第2分科会), 公営企業等予算特別委員会
"	"	市会運営委員会理事会
2	23	普通予算特別委員会, 公営企業等予算特別委員会, 市会運営委員会
2	24	第1回市会(定例会)続会
2	25	第1回市会(定例会)続会, 普通予算特別委員会, 公営企業等予算特別委員会
2	28	普通予算特別委員会(第1・第2分科会), 公営企業等予算特別委員会

京 都 市 関 係		国 内 国 際 関 係	
月	日	月	日
2	1		
2	4		
2	8	2	8
2	9	2	10
2	14		
"	"		
2	15	2	16
		2	17
		2	18
		2	19
2	22		
"	"		
2	24		

		京 都 市 会 関 係	
月	日	事 項	
3	1	普通予算特別委員会(第1・第2分科会), 公営企業等予算特別委員会	
3	2	普通予算特別委員会(第1・第2分科会), 公営企業等予算特別委員会	
3	3	普通予算特別委員会(第1・第2分科会), 公営企業等予算特別委員会	
3	4	普通予算特別委員会(第1・第2分科会), 公営企業等予算特別委員会	
3	7	普通予算特別委員会(第1・第2分科会), 公営企業等予算特別委員会	
3	8	公営企業予算特別委員会	
3	9	市会改革検討小委員会	
3	10	普通予算特別委員会	
3	11	財政総務委員会, 文教委員会, 厚生委員会	
3	14	建設消防委員会, 交通水道委員会, 市会運営委員会理事会	
3	16	市会運営委員会理事会	
3	17	市会運営委員会理事会	
3	18	第1回市会(定例会)閉会	
"	"	財政総務委員会, 文教委員会, 厚生委員会, 建設消防委員会	
"	"	普通予算特別委員会, 公営企業等予算特別委員会	
"	"	市会運営委員会(市会改革検討小委員会報告)	
"	"	常任委員会・市会運営委員会合同委員会	

京 都 市 関 係			国 内 国 際 関 係		
月	日	事 項	月	日	事 項
			3	3	西武鉄道株の名義偽装事件で堤義明コクド前会長が逮捕される
3	11	京都・東山花灯路-2005-を実施(～21日), 期間中約105万人が来場	3	14	中国全人代が台湾の独立阻止を目的とする反国家分裂法を採択
3	15	二次元コードを活用した京都観光ケータイ情報サービスを開始	3	16	日韓両国が領有権を主張する竹島の領土権を確立する運動の一環として島根県議会が竹島の日を定める条例を可決
3	18	消防活動総合センター(一次整備分)を開設	3	17	トラブルを多発した日本航空に国土交通省が事業改善命令
3	19	葛野大路(三条～御池間)の供用開始	3	20	福岡, 佐賀で震度6弱の地震, 1名死亡
3	24	中京区役所の郵券横領事件で被告の職員を懲戒免職			
"	"	本市の土地開発公社として初めての市場公募債を発行			
3	25	市バス通勤フリー定期券と市バスとくとくカードを新発売	3	25	愛・地球博(愛知万博)が開幕, 半年の期間中, 目標を大幅に上回る約2200万人が入場
3	29	京の安心安全ネット総合プランを策定	3	30	大阪市の職員厚遇問題でカラ残業の職員6331人を大量処分
3	31	人権文化推進計画を策定			

京 都 市 会 関 係		
月	日	事 項
4	12	文教委員会(常任委員会のモニター放映開始), 市会運営委員会理事会
4	13	厚生委員会
4	18	財政総務委員会
4	19	文教委員会
4	20	厚生委員会
4	21	建設消防委員会
4	22	交通水道委員会

京 都 市 関 係			国 内 国 際 関 係		
月	日	事 項	月	日	事 項
4	1	京北町の編入合併	4	1	個人情報保護法の施行
"	"	地球温暖化対策条例, みやこユニバーサルデザイン推進条例を施行	"	"	改正児童福祉法の施行により小児慢性特定疾患治療研究事業の新制度がスタート
"	"	国民健康保険料と施設利用料の改定を盛り込んだ17年度予算体制がスタート, 敬老乗車証の費用の一部負担は9月の一斉更新から導入	"	"	
"	"	財務会計システムの運用開始	"	"	
4	2	消費生活週末電話相談を開始	4	2	ローマ法王ヨハネ・パウロ2世が死去, 19日, ヨーゼフ・ラッツィンガー枢機卿が新法王に選出され, ベネディクト16世に
4	4	京都・市民・オンブズパースン委員会がオンブズパースン制度導入の要望書を提出			
4	6	災害対策と救助活動を行うスーパーコマンドレスキューチームを創設			
4	7	新型消防ヘリ「ひえい号」を配備	4	9	北京で日本の国連安保理入りの動きに反対する反日暴動が発生, 中国各地に波及
4	11	船岡山のマンション建設業者が市の再指導を受け建設計画の変更案を提出			
			4	17	京都迎賓館が開館
4	20	水道局施設の職員による私宅利用を放置したとして, 京都地裁が管理者に約107万円の支払命令			
			4	25	JR福知山線で脱線事故, 107人が死亡するJR史上最悪の惨事に
4	26	京都のバス事業を考える会から生活支援路線の確保策やサービスの在り方について最終答申			
4	28	インターネットで京都の史跡等を紹介するフィールド・ミュージアム京都を発信			
"	"	生活保護受給者が保護廃止後衰弱死した事件で京都地裁が約220万円の支払命令	4	29	台湾最大野党国民党の連戦主席と中国共産党の胡錦濤国家主席が北京で60年ぶりに国共トップ会談

		京 都 市 会 関 係
月	日	事 項
5	9	財政総務委員会
5	10	市会運営委員会
5	16	市会運営委員会
5	17	第2回市会(定例会)開会
5	18	市会運営委員会
5	19	第2回市会(定例会)続会
"	"	普通予算特別委員会, 普通予算特別委員会第1・第2合同分科会
5	20	第2回市会(定例会)続会
5	23	普通予算特別委員会(第1・第2分科会)
5	24	文教委員会, 建設消防委員会, 交通水道委員会
5	25	財政総務委員会, 厚生委員会, 市会運営委員会理事会
5	30	財政総務委員会, 文教委員会, 厚生委員会, 建設消防委員会
"	"	普通予算特別委員会
"	"	市会運営委員会理事会, 市会運営委員会
5	31	第2回市会(定例会)閉会
"	"	巻野渡議員が議長に, 日置文章議員が副議長に就任
"	"	市会運営委員会

京 都 市 関 係		国 内 国 際 関 係	
月	日	事 項	事 項
5	1	子育て支援活動いきいきセンター (つどいの広場)を開設	5 6 京都迎賓館でアジア欧州会議(ASEM)が 開会,公式行事では初の利用 " " 初のプロ野球セ・パ交流戦が開幕, 千葉ロッテマリーンズが優勝
5	12	13年8月に行われた海外行政視察の 旅費返還請求訴訟で大阪高裁が 当時の本市会議員6人に 一部返還を命令	
"	"	宝酒造工場敷地を伏見区総合庁舎 建設用地として約14億円で買収	
5	20	学校運営協議会を5校に設置 (17年度に計17校園を設置)	
5	25	左京区の葬儀場建設反対の住民ら 約880人が建築確認の取消しを 市建築審査会に請求,	
"	"	27日には約5400人分の署名を提出 環境局職員の16年度中の職務専念 義務を約200日免除していたことを公表	
5	28	京都市交響楽団とプラハ交響楽団が 姉妹オーケストラ盟約を締結	5 29 無防備地域をめざす京都市民の会が結成 " " フランスが国民投票の結果を受け 加盟国で初めてEU憲法の批准を否決, 6月1日にはオランダも否決し, 憲法の発効は厳しい状況に

京 都 市 会 関 係		
月	日	事 項
6	6	財政総務委員会
6	7	文教委員会
6	8	市会運営委員会理事会
"	"	厚生委員会 実地視察
6	9	建設消防委員会
6	20	財政総務委員会
6	21	文教委員会
6	22	厚生委員会
6	23	建設消防委員会
6	24	交通水道委員会

京 都 市 関 係			国 内 国 際 関 係		
月	日	事 項	月	日	事 項
6	2	サッカースタジアム検討委員会を設置, 横大路運動公園の諸課題の検討開始	6	1	省エネのためのクールビズが 中央省庁でスタート
6	3	中小企業の取引先・提携先拡大を支援 する, 京都ものづくり企業縁むすび プロジェクトを開始			
6	13	京都創生推進フォーラムを設立	6	13	少年への性的虐待容疑で起訴された マイケル・ジャクソン氏に無罪の評決
6	15	平成16年観光調査結果発表, 観光客数(約4554万人),消費総額共に 過去最高を記録			
6	16	大阪国税局が市立病院医師の宿日直 手当や女性職員の制服代等 過去5年分約1870万円を追徴課税			
6	22	姉妹都市提携40周年記念で榊本市長ら 市代表団がフィレンツェ市を訪問 (~26日)	6	22	改正介護保険法が成立
			6	23	ニューヨーク市場で原油価格が初の 1バレル60ドルに高騰, 8月30日には70ドルを突破
			6	25	商業娯楽施設BiVi二条が全面開業
			6	29	機械メーカーのクボタが石綿による 中皮腫等で工場従業員らが多数死亡して いたことを公表,以後他業界の従業員や 周辺住民の発症も発覚
			6	30	高齢者等を狙った住宅リフォーム詐欺容疑 で警視庁がリフォーム会社の元幹部を逮捕

京 都 市 会 関 係		
月	日	事 項
7	4	財政総務委員会
7	5	文教委員会
7	6	厚生委員会
7	7	建設消防委員会実地視察
7	8	交通水道委員会
7	19	文教委員会
7	20	厚生委員会
7	21	建設消防委員会
7	25	財政総務委員会他都市調査(～27日), 厚生委員会他都市調査(～27日),
"	"	交通水道委員会他都市調査(～27日)
7	27	文教委員会他都市調査(～29日)

京 都 市 関 係			国 内 国 際 関 係		
月	日	事 項	月	日	事 項
			7	6	日本,ドイツ,インド,ブラジル(G4)が 安保理拡大の決議案を提出するも廃案に
			7	7	ロンドンの地下鉄等で同時爆破テロが発生, 国際テロ組織アル・カイダ系の犯行と断定
7	8	大学ゼミ等と職員が協働する 事務事業評価サポーター制度の開始	7	12	日本道路公団発注の橋梁工事の談合事件 で元理事を逮捕,25日には副総裁を逮捕
7	20	アスベスト健康相談窓口を設置	7	21	中国が人民元の切上げを発表
7	23	小型バス・ジャンボタクシー運行 モデル実験を6路線で開始	7	23	エジプトでアル・カイダの犯行による 同時爆破テロが発生,エジプト最悪の被害に
7	25	時を超え光り輝く京都の景観づくり 審議会を設置	7	26	野口聡一氏を乗せたNASAのスペース シャトルディスカバリー号の打上げが成功
			"	"	北朝鮮の核問題等に関する6カ国協議を 北京で開催(~8月7日,9月13日~19日)
7	29	心停止患者蘇生のための 自動体外式除細動器(AED)を 市内34箇所に設置	7	29	NASAがカリフォルニア工科大などによる 太陽系10番目の大型惑星の発見を発表
"	"	防災マップが国際ユーザー会議の 地図コンテストで総合最優秀賞受賞			
"	"	船岡山マンション建設問題で 変更計画の建築確認			

京 都 市 会 関 係		
月	日	事 項
8	8	財政総務委員会
8	9	文教委員会実地視察
"	"	市会運営委員会理事会
8	10	厚生委員会実地視察
8	11	建設消防委員会
8	17	竹内ゆずる議員が辞職
8	19	交通水道委員会, 市会運営委員会理事会
8	22	財政総務委員会, 財政総務委員会実地視察
8	23	文教委員会実地視察
8	24	厚生委員会, 市会運営委員会理事会
8	31	市会運営委員会

京 都 市 関 係			国 内 国 際 関 係		
月	日	事 項	月	日	事 項
8	1	申請書等の記載事項の簡素化を実施			
"	"	交際女性の個人情報住基端末で 閲覧した南区役所の職員を停職処分、 個人情報保護条例違反の疑いで 刑事告発			
8	8	斜面地等における建築物等の制限に 関する条例の施行	8	9	政府と日銀が景気の踊り場からの 脱却を宣言
8	15	葬儀場の建築等に関する指導要綱の 施行			
8	18	元本能小学校跡地に本能特別養護 老人ホームや堀川高校本能学舎等の 複合施設が完成			
			8	20	全国高校野球選手権大会で 京都外大西高校が準優勝
			8	22	イスラエルが38年間軍事占領したガザから 撤退
8	23	市役所の経費等の有効活用を図る もったいないプロジェクトを開始			
8	24	東山区福祉事務所のケースワーカーを 生活保護費着服の疑いで昨年未 刑事告発していたことを公表			
8	25	15年度政務調査費の返還請求訴訟で 京都地裁が請求棄却判決			
			8	29	超大型ハリケーンのカトリーナが米ルイジ アナ州に上陸、死者1,000人を超える 米最大級の自然災害に
8	31	LRT導入の検討を含む新しい公共交通 システム調査報告書を公表			
"	"	16年5月に起きた市立病院の医療事故 で遺族への約3500万円の賠償を決定			
"	"	京都地裁が本市のごみ焼却施設工事 をめぐる談合を認定し、 川崎重工に約11億円の返還を命令			
"	"	京都高速道路油小路線 斜久世橋区間の事業区分見直しを 国土交通大臣が認可			

		京 都 市 会 関 係
月	日	事 項
9	9	市会運営委員会
9	11	上京区選挙区補欠選挙の結果, 寺田一博氏が当選
9	12	第3回市会(定例会)開会
9	13	市会運営委員会
9	14	第3回市会(定例会)続会, 普通予算特別委員会, 普通予算特別委員会小委員会, 公営企業等予算・決算特別委員会
9	15	第3回市会(定例会)続会
9	16	厚生委員会, 公営企業等決算特別委員会
9	20	公営企業等決算特別委員会, 市会運営委員会理事会
9	21	公営企業等決算特別委員会
9	22	公営企業等決算特別委員会
9	26	厚生委員会, 公営企業等決算特別委員会, 市会運営委員会
9	27	第3回市会(定例会)続会, 公営企業等決算特別委員会
9	28	公営企業等決算特別委員会
9	29	公営企業等決算特別委員会
9	30	公営企業等決算特別委員会(インタ - ネット議会中継の開始)

京 都 市 関 係		国 内 国 際 関 係	
月	日	月	日
9	1		
"	"		
"	"		
9	3		
		9	6
		9	7
		9	11
9	12		
9	15		
9	16		
"	"		
"	"		
9	17	9	17
		9	19
9	26		
		9	27
9	28		
9	30		

		京 都 市 会 関 係
月	日	事 項
10	3	交通水道委員会, 普通予算特別委員会小委員会, 公営企業等予算特別委員会
10	4	財政総務委員会, 建設消防委員会, 交通水道委員会
10	5	文教委員会, 厚生委員会, 交通水道委員会
10	6	交通水道委員会, 市会運営委員会理事会
10	12	財政総務委員会, 文教委員会, 厚生委員会, 建設消防委員会, 交通水道委員会
"	"	普通予算特別委員会, 公営企業等予算・決算特別委員会, 市会運営委員会
10	13	第3回市会(定例会)閉会, 市会運営委員会理事会
10	23	海外行政調査第2団(~11月1日)
10	24	建設消防委員会他都市調査(~26日)
10	25	
10	26	厚生委員会
10	28	交通水道委員会
10	29	財政総務委員会会議出席(全国和装産地市町村協議会平成17年度全体会議, ~30日)

京 都 市 関 係		国 内 国 際 関 係	
月	日	月	日
10	1	10	1
	国勢調査を実施		三菱東京フィナンシャル・グループとUFJホールディングスの経営統合により三菱UFJフィナンシャル・グループが発足、総資産世界最大の金融グループが誕生
		"	"
		"	"
			道路関係4公団が民営化され、日本道路公団母体で6つの新会社が発足
			インドネシアのバリ島で同時爆破テロ、後日イスラム過激派組織の幹部を逮捕
		10	7
			国際原子力機関(IAEA)がノーベル平和賞を授賞
		10	8
			パキスタンでM7.6の大地震、7万人以上が死亡
10	10	10	11
	二条城築城400年記念 展示・収蔵館を開館		丹波、瑞穂、和知の3町が合併し、京丹波町が誕生
10	13	10	13
	地下鉄運賃改定条例案を可決		電子商取引最大手の楽天がTBSの筆頭株主となり経営統合を提案
10	15	10	14
	自治記念式典で文化勲章受章者の白川静氏を名誉市民として表彰		郵政民営化法が成立
"	"		
	伝統産業活性化推進条例の施行	10	17
			小泉首相就任以来5度目の靖国神社参拝に中韓政府が反発
10	18	10	18
	第9回世界歴史都市会議(大韓民国慶州市、~20日)で榊本市長が連盟会長に再任		エムケイが路線バス事業参入の申請を取下げ
		10	22
			京都パープルサンガが3年ぶりにJ1復帰、11月6日にはJ2優勝
		10	23
			中央競馬菊花賞でディーピンパクトが優勝、21年ぶり2頭目の無敗の三冠王に
		10	25
			イラク新憲法案が国民投票で承認、成立
		10	28
			自民党が郵政民営化法案の造反議員27人に対する離党勧告を決定
		"	"
			議員歳費減額改正法が成立
10	29	10	31
	無防備・平和都市条例制定を直接請求するための署名活動を市民団体が開始		第3次小泉連立改造内閣が発足
		"	"
		"	"
			米国産牛肉の輸入再開を容認
			福祉サービス一本化と利用者1割負担等を定める障害者自立支援法が成立、18年4月施行

京 都 市 会 関 係		
月	日	事 項
11	7	財政総務委員会
"	"	海外行政調査第1団(～12日)
11	8	文教委員会
"	"	財政総務委員会要望(税財政関係特別委員会党派別要望 9, 15, 25日)
11	9	厚生委員会
11	10	建設消防委員会
11	12	
11	14	市会運営委員会
11	16	市会運営委員会
11	17	第4回市会(定例会)開会
11	18	市会運営委員会
11	21	第4回市会(定例会)続会
"	"	普通予算特別委員会, 普通予算特別委員会第1・第2合同分科会
"	"	普通決算特別委員会, 普通決算特別委員会第1・第2合同分科会
"	"	市会運営委員会理事会
11	22	第4回市会(定例会)続会
11	24	財政総務委員会, 文教委員会
11	25	普通決算特別委員会(第1・第2分科会)
"	"	財政総務委員会, 文教委員会, 市会運営委員会理事会, 市会運営委員会
11	28	第4回市会(定例会)続会, 普通決算特別委員会(第1・第2分科会)
11	29	普通決算特別委員会(第1・第2分科会)
11	30	普通決算特別委員会(第1・第2分科会)

京 都 市 関 係			国 内 国 際 関 係		
月	日	事 項	月	日	事 項
11	1	発達障害者支援センターかがやきを 開所	11	1	東京証券取引所の全銘柄の取引が停止, システム障害に起因する例は初めて
"	"	違法広告物除去の市民ボランティア 京(みやこ)・輝き隊が発足			
11	2	ジュニア京都検定の創設を発表, 小中学生を対象に来秋実施予定			
11	7	バイオマスを活用した水素ガス生成の 研究を開始,京大等との産学連携	11	7	日本に亡命していたペルーのフジモリ 元大統領がチリで身柄拘束
11	8	東京で機関投資家向けに 榊本市長による市債IR説明会を開催	11	8	フランスで発生した移民差別に反対する 暴動で政府が非常事態宣言
11	12	パーク&ライドを実施(13,19,20日)			
			11	15	紀宮清子さまが東京都職員の黒田氏と 御結婚
			11	16	日米首脳会談が京都迎賓館で開催
			"	"	中国で鳥インフルエンザ感染者が死亡, 以後中国や欧州まで感染が拡大
			11	17	千葉県の子歯建築設計事務所が マンション等21棟の耐震強度を 偽装していたことが発覚
11	19	東山交通社会実験を実施 (20,26,27日)			
11	21	新型インフルエンザ対策庁内連絡会議 を開催			
			11	22	広島市で小学1年生女子の遺体が発見され, 後日ペルー国籍の容疑者を逮捕
			"	"	ドイツでメルケル氏が首相に選出され, ドイツ初の女性首相が誕生
			11	24	皇室典範に関する有識者諮問会議が 女性・女系天皇容認の報告書を首相に提出
11	28	インターネットによる 電子入札システムの一部運用開始			
			11	30	三位一体改革が補助金約6540億円削減, 税源移譲,義務教育維持等で決着
			"	"	株価が5年ぶりに1万5千円台を回復

京 都 市 会 関 係		
月	日	事 項
12	1	普通決算特別委員会(第1・第2分科会)
12	2	普通決算特別委員会(第1・第2分科会)
12	5	普通決算特別委員会
12	7	普通決算特別委員会
12	8	普通予算特別委員会(第1・第2分科会)
12	9	建設消防委員会, 交通水道委員会
12	12	財政総務委員会, 文教委員会, 厚生委員会, 市会運営委員会理事会
12	15	財政総務委員会, 文教委員会, 厚生委員会, 建設消防委員会, 交通水道委員会, 普通予算特別委員会, 普通決算特別委員会, 市会運営委員会
12	16	第4回市会(定例会)閉会, 市会運営委員会理事会
12	22	建設消防委員会

京 都 市 関 係			国 内 国 際 関 係		
月	日	事 項	月	日	事 項
12	1	市立病院にアスベスト専門外来を開設			
12	2	監査委員が市に対し 山ノ本共同作業所の長期占有者への 明渡請求等の措置を講じるよう勧告	12	2	茨城県内の山林で栃木県の小学1年生女の 遺体が発見される
12	5	無防備・平和都市条例制定を直接請求 するため市民団体が約4万人分の署名 を選挙管理委員会に提出	12	5	榑本市長が発起人となった 気候変動に関する世界市長・首長協議会の 設立総会がカナダのモントリオール市で開催
12	6	ヤミ金融業を営んでいた職員が 貸金業法違反等の容疑で逮捕される			
12	8	家庭ごみの有料指定袋制導入に向けた 意見交換会の開催(11日)	12	8	みずほ証券がジェイコム株の大量誤発注で 巨額の損失,東証のシステム不備も一因 自衛隊イラク派遣の1年延長を閣議決定
"	"	9年度から5年間行われた学習事業に 係る同和補助金返還請求訴訟で 京都地裁が訴えを却下	"	"	
12	9	京都・嵐山花灯路-2005-を実施 (~18日),期間中約63万人が来場	12	10	宇治市内の学習塾で同志社大生の講師が 小学6年生女児を刺殺
			12	12	米国とカナダからの牛肉の輸入再開を 政府が決定
			12	14	ASEAN,日中韓,印,濠,ニュージーランド が参加する初の東アジアサミットが マレーシアのクアラルンプールで開催
			12	15	イラクで国民議会選挙投票, 20日に開票し,正式政府発足へ
			12	17	フィギュアスケートの女子グランプリ ファイナルで15歳の浅田真央選手が初優勝
			12	18	北海道や日本海側で記録的な大雪
12	19	世界体操競技選手権大会の男子個人 総合で31年ぶりの金メダルを獲得した 富田選手にスポーツ栄誉賞を贈呈			
12	21	府,市,商工会議所で構成する サッカースタジアム検討委員会が 横大路公園への建設構想に関し 中間報告を公表	12	22	厚生労働省の人口動態統計で初めて 在日日本人人口の減少を推計, 27日の国勢調査速報も裏付け
			12	23	韓国ソウル大学が,黄教授の研究チームが 17年5月に米科学誌上で公表した ES細胞作製の論文データはねつ造と発表